

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
経営総務部	行政総務課	自治基本条例推進事務		地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市の自治を推進するため、「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針」に基づき、条例の定着と安定的な運用を図るための取り組みを行います。 また、条例第30条では、条例をより良いものへと発展させていくとともに、この条例が形骸化しないよう社会情勢の変化に対応していくため、4年を超えない期間ごとに、条例の検証を行うこととしており、今回の検証年度である令和6年度に条例の施行状況と条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合するものであるかの検証を実施します。	条例の定着と安定的な運用については、階層別職員研修を実施したことに加えて、5月の新人議員研修会で条例の概要について説明しました。 また、各課かいによる取り組み状況の確認を行いました。 令和6年度条例検証に向けては、庁内主管課長会議及び推進会議を開催し、検証の方法及びスケジュールについて決定した後、9月に市議会へ情報提供するとともに市ホームページに掲載したうえで、10月に市民意見聴取を実施しました。	条例の定着と安定的な運用のため、階層別職員研修を実施すると共に、各課かいによる取り組み状況の確認を行います。 条例検証は、第30条の規定に基づき、市民と学識経験者の意見聴取、議会への報告等を行い、「茅ヶ崎市市民参加条例」の検証と連携しながら、条例の施行状況と規定が自治の推進に適合するものであるかの検証を実施し、必要に応じて適切な措置を講じます。 また、結果を検証結果報告書としてとりまとめます。
経営総務部	行政総務課	情報公開事務		情報公開制度は、市民の知る権利と市の説明責任を明らかにし、市民の市政への理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進することを目的としており、「茅ヶ崎市情報公開条例」に基づく行政文書の公開と、さまざまな媒体を活用して市政に関する情報を提供する情報提供制度が、相互に補完し合いながら機能する制度です。 地方自治の本旨に即した市政の推進を図るため、「茅ヶ崎市情報公開条例」に基づき、市政の記録である行政文書の公開を行うとともに、さまざまな媒体を活用して市政に関する情報を提供します。	令和5年4月から12月末までの情報公開請求の運用状況は、公開請求が57件（公開15件、一部公開7件、非公開35件）、審査請求が2件ありました。 令和5年4月1日の情報公開条例の改正に伴い、「ちがさきの情報公開ハンドブック」の更新を行いました。 また、職員に対し「行政文書の適正な管理と情報公開」について研修を実施しました。	引き続き、条例に基づき適正な情報公開事務を行います。
経営総務部	行政総務課	個人情報保護事務		個人情報の保護に関する法律等では、市が個人情報を適切に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報の開示、訂正および利用停止を求められることができる権利を明らかにし、その権利を保護しています。 行政運営の基盤の確保のため、法の趣旨にのっとり、市が保有する個人情報を適切に管理します。	令和5年4月から12月末までの個人情報開示請求の運用状況は、開示請求が12件（開示6件、一部開示5件、不開示1件）ありました。 個人情報保護制度の見直しに伴い、令和5年度から個人情報保護法に基づく「個人情報ファイル簿」と個人情報保護法施行条例に基づく「登録票」を作成しています。（令和5年4月ファイル簿165件、登録票512件）また、職員に対し個人情報の適切な取り扱いについて研修を実施しました。	引き続き、法律等に基づき個人情報を適切に管理します。
経営総務部	職員課	職員の健康管理に関する事務		新興感染症の流行に際しても、行政機能を維持し、市民サービスの低下を防ぐため、職場内における新興感染症対策を徹底します。また、社会機能の維持に関わる職員が、家族などの罹患によって出勤が制限される際の早期職場復帰策を講じます。 職員のメンタルヘルス対策として実施しているカウンセリングの回数を増やし、適時に相談できる体制を整備することで、メンタルヘルス不調等の悪化と職場の労働力の低下を防ぎます。	新型コロナウイルス感染症対策として、職員の健康管理及び社会機能維持業務の体制確保のため必要な衛生資材購入を想定していましたが、5類感染症への移行に伴い衛生資材の購入は廃止しました。 メンタルヘルス不調者の増加傾向により、職員自身の問題や悩みを相談できるカウンセリングへの需要が高まったため、カウンセリングの実施回数を6月以降月5回から7回に増やしました。利用者数は前年度同時期比で28%増加しました。	業務の高度化・複雑化に加え、新たな行政需要への対応が必要となる中、諸課題に適切に対応し、市民の要望に応えていくためには、職員一人一人が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮することが求められます。メンタルヘルス不調は、早期に発見し対応することで重症化を防ぐことができることから、全ての職員が心身の健康を維持できるよう、適時に相談できる体制整備として、カウンセリングを引き続き7回実施します。
経営総務部	職員課	職員の研修事務		人財育成基本方針の方針改訂にあわせ、研修の実施に際し、次の3点を強化します。 ①職員の多様な働き方に見合った研修手法の見直し ②未来創造への挑戦、市民との関係深化を実現するための人財育成 ③組織課題への対応のための研修（定年延長・ハラスメント・女性活躍等）	次の研修を実施しました。 ○キャリア振り返り研修（日時：R5.11.9、1日、対象：今年度60歳になる職員） ○ハラスメント研修（日時：R5.11.10、半日×2、対象：各課課長（令和6年度と2班に分け全員受講の予定）） ○育児経験者サークルミーティング（日時：R5.11.2、対象：公募） その他、現在活用できるシステム等を利用し、研修動画配信を開始しました。	令和5年度に新設した「キャリア振り返り研修」「ハラスメント研修」については、継続実施（5年度と同内容で実施予定）。女性活躍については、研修カリキュラムを再考し育児または介護との両立等をテーマに実施予定です。動画配信については、引き続き、職員の学び直しの支援のため、積極的に活用していく予定です。庁内の課題解決等につながる内容については、マニュアル等の周知だけでなく動画での周知等も検討してまいります。
経営総務部	職員課	職員の服務・勤務時間に関する事務		PCを使用していない職員の労働時間の客観的な記録に必要な機器を導入します。	これまではPCの起動ログを基に職員の労働時間を客観的に把握してきました。PCを使用していない職員の労働時間を把握する仕組みの構築に向け、市役所庁舎のセキュリティ強化を目的として導入するセキュリティシステムの入退室ログに着目し、庁舎管理部門及びシステムベンダとフォーマットを検討してきました。引き続き、令和6年3月からのトライアルに向けた実施準備、6年度以降の運用の整理を実施します。	市役所庁舎のセキュリティシステムを活用した職員の退勤管理の向上を図るため、令和6年3月のトライアルの結果を基に、勤務時間データのシステム入力や人事異動等によるデータ修正方法等運用上の課題を洗い出し、改善を図ります。
経営総務部	職員課	会計年度任用職員の報酬等支払い事務の一括処理化		会計年度任用職員の報酬等の支出処理を令和6年度から職員課で一括して行います。	会計年度任用職員の報酬支払にかかる事務は、各課が自課採用職員分について個別に行っていました。対象事務を可能な限り集約して実施することで、作業時間の短縮や問い合わせ対応の削減が見込まれたことから、令和5年12月報酬から職員課による一括支払いを開始しました。 12月報酬支払の科目数が127事業、費用弁償が110事業、伝票件数237件相当分を8件（うち6件は特別会計）に集約することができました。	報酬支払一括化を実現したことにより、任用各課かい及び会計課での伝票起票・審査に係る作業時間を大幅に削減することができました。このことから、令和6年度以降においても引き続き、報酬支払一括化を実施します。
経営総務部	文書法務課	本庁舎電動式書庫保守・点検事業		行政文書と特定歴史公文書等を保管する本庁舎電動式書庫の定期的な保守点検を行います。	年1回の保守点検として、5月に本庁舎電動式書庫の動作確認や基板の清掃などを行ったところ、特に問題はありませんでした。	本庁舎の電動式書庫について、年1回の保守点検を実施し、故障の未然防止と長期間の使用を図ります。
経営総務部	資産経営課	中学校給食調理施設整備事業	中学校給食の実施	中学校給食調理施設整備に係る総合調整を行います。	令和5年度は、事業主管課である学務課にて事業の課題整理等を行い、教育施設課と共に既存中学校の配膳室改修設計を行いました。また、12月議会にて改修工事費の補正予算について議決をいただきました。	中学校給食配膳室の供用を、Ⅰ期（6校、令和6年10月秋休み明けごろ）とⅡ期（7校、7年5月ゴールデンウィーク明けごろ）に分け、工事を進める予定です。 給食調理等事業者の選定を行い、供用に向けた調整を行う予定です。
経営総務部	資産経営課	保健所庁舎整備事業（総合調整）	保健所庁舎の整備	保健所庁舎整備に係る総合調整を行います。	保健所建設にあたり、複合化する施設の総合調整を行い、保健所・保健センターとあわせて、こどもセンターの複合化が決定しました。 その後、事業主管課である保健所保健企画課と建築課において、設計業務を進めています。	令和6年度は引き続き設計業務を行い、工事請負費の予算要求を行う予定です。 工事請負契約は6年度3月の締結を想定しています。
経営総務部	資産経営課	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画推進事業	公共施設の長寿命化の推進	効率的に施設の維持保全および再配置等を推進するため、令和6年度中に、「公共施設等総合管理計画（改訂版）」に基づき、建築物系公共施設に係る「個別施設計画」を策定します。 策定する「個別施設計画」は、地域や関係課との調整等を行い、「公共施設整備・再編計画」と「公共建築物中長期保全計画」を統合し、また、各施設の今後のあり方や対策の方向性等を含めた計画とします。	今後の施設のあり方について施設所管課と施設利用状況等を踏まえ協議を重ねてきました。計画策定にあたっては、庁内公共施設等マネジメント推進会議等に語り、オープンハウスや市民アンケートを実施し、計画案を作成しました。2月からパブリックコメントを実施し、今年度中の策定を予定しています。	公共施設等個別施設計画のアクションプランに基づき、予防保全工事や施設のあり方について、関係各課等と調整を行う予定です。
経営総務部	資産経営課	市営高田住宅跡地再整備事業	地域活動の拠点づくり	市営高田住宅跡地において地域集会所等公共施設を整備するとともに、残る跡地の売却を行います。	令和5年度は、既存市営高田住宅（2階建て棟）の解体工事を行っており、年度内の完了を予定しています。	令和6年度は、周辺歩道整備工事を行い、整備完了後、（仮称）松林地区地域集会所等複合施設の建設に進む予定です。6年度以降も引き続き、庁内各課が実施する各公共施設整備等の総合調整を行い、利活用について地域等との検討を行います。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
経営総務部	資産経営課	入替計画に基づくクリーンエネルギー自動車購入事業	公用車の電気自動車の導入推進	環境負荷の低減のため、公用車をクリーンエネルギー自動車へ計画的に順次入れ替えます。令和5年度から軽貨物を1台ずつ、ワンボックス等の乗用車を1台ずつ、電気自動車等クリーンエネルギー自動車に入れ替えます。	令和5年度は、経年劣化が激しく、使用頻度も高い軽貨物車を最優先で入れ替えることとし、電気軽貨物車2台の物品購入を行いました。5年度中に納車見込みとなっており、計画的な車両の入れ替えを行い、環境負荷の低減を図りました。	令和6年度は、当初、実施計画上、電気軽貨物車1台、リフト車1台の計2台を購入する予定でしたが、クリーンエネルギー自動車のさらなる導入促進を図るため、電気軽貨物車をさらに1台の追加購入を行い、計画的な車両の入れ替え及び環境負荷の低減を推進します。
経営総務部	資産経営課	中長期保全計画推進事業		施設の長寿命化および施設改修時の費用を平準化し、財政負担の軽減を図るため、令和5年度までは、これまでの「公共建築物中長期保全計画」に基づき計画的に予防保全工事を実施します。また、それ以降については、5年度中に策定する「個別施設計画」に基づき計画的に予防保全工事を実施します。	令和5年度は、これまでの「公共建築物中長期保全計画」と「茅ヶ崎市実施計画2025」に基づき、計画的に予防保全工事を実施しています。また、建築物系公共施設の個別施設計画について、既存の「公共施設整備・再編計画」と「公共建築物中長期保全計画」を統合し、学校及び市営住宅を除くその他建築物について「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」の策定を予定しています。	令和6年度は、6年3月に策定する「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」に基づき、計画的に予防保全工事を実施してまいります。また、7年度以降に実施する予防保全工事については、工事の集約化と財政負担の平準化等の調整を図るとともに、長寿命化の推進と維持管理コストの最適化を図ります。
経営総務部	資産経営課	再生可能エネルギー事業	公共施設の再生可能エネルギーの導入推進	令和32年までに「二酸化炭素排出実質ゼロ」を達成し、環境に配慮したゼロカーボンシティの実現を図るため、現在、高圧で電力供給を受けている市内公共施設の再生可能エネルギーへの転換を目指します。また、安定的に再生可能エネルギーによる電力の調達ができるよう市場の動向やエネルギー事情の把握に努めます。	令和4年7月に再生可能エネルギーへの転換を行った市役所等52施設の電力需給契約が5年6月で終了するため、4月時点で市場の動向を勘案するとともに、庁内及び事業者と調整を行った結果、新たに3施設を追加した上で5年7月から契約を締結することができました。この契約締結により、さらなる温室効果ガスの排出削減をすることができています。	令和6年6月に現契約が終了となるため、引き続き、再生可能エネルギーによる電力の調達ができるよう市場の動向やエネルギー事情の把握を行い、適切に契約事務を執行します。また、さらなる温室効果ガス排出の削減を図るため、再生可能エネルギーに切り替えが可能な施設を選定し、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進します。
経営総務部	資産経営課	ネスバ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設利活用事業		市民ギャラリー、駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止、図書配本所の移転を行い、空きスペースの利活用を行います。	地域や利用者への周知を図り、「市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスバ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針」を策定し、市民ギャラリーは令和6年12月末より段階的に廃止、駅前窓口センター及び萩園市民窓口センターは令和6年3月末に廃止とし、その後発生する空きスペースについては民間貸付の場として利活用することとしました。	茅ヶ崎駅前窓口市民センターと市民ギャラリー（3階・4階）については令和6年12月末の廃止後に利活用に向けての準備を行います。萩園市民窓口センターについては令和6年3月末の廃止後に改修等を行い、令和6年10月からの貸付を予定しています。
経営総務部	資産経営課	中海岸普通財産利活用事業	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	中海岸四丁目用地の利活用に向けた総合調整を行います。	土地利用について、複数者の事業者にはアヒリングを行い、利活用に向けての総合調整を行いました。	引き続き、利活用に向けての総合調整を行います。
経営総務部	資産経営課	西浜駐車場跡地利活用事業	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	西浜駐車場跡地の利活用に向けた総合調整を行います。	土地利用について、複数者の事業者にはアヒリングを行い、利活用に向けての総合調整を行いました。	引き続き、利活用に向けての総合調整を行います。
経営総務部	資産経営課	庁舎維持管理業務（市庁舎における安全・安心な環境整備）（予防保全）		市庁舎における安全・安心な環境整備を図るため、予防保全措置としての適切な修繕等の維持管理を行います。	令和5年度は、デジタル推進課のサーバー用UPS（100kVA）の蓄電池がメーカー推奨の耐用年数を経過しているため、令和5年11月の市役所庁舎の停電時に合わせて交換修繕を行いました。また、市役所本庁舎各階に設置しているLEDのライトバーが経年劣化をしていることから各執務室における優先順位をつけて計画的な入れ替えを行いました。この予防保全措置により、適切に庁舎の維持管理を行うことができています。	令和6年度は、分庁舎のエレベーターが設置から30年が経過しているため、予防保全措置として計画的に交換工事を実施します。また、本庁舎のUPS（75kVA）の蓄電池がメーカー推奨の耐用年数を経過しているため、令和6年11月の市役所庁舎の停電時に合わせて交換修繕を行うとともに、本庁舎の空調機の一部損傷があることから交換修繕を実施し、安全・安心な市役所庁舎の環境整備を図ります。
経営総務部	資産経営課	自転車駐車場再整備事業		需要調査を実施し、売却等を含めた自転車駐車場の利活用手法を検討し、利活用を行います。	近い将来建物耐用年数を迎える新栄町第一自転車駐車場について、令和5年度中にサウンディング調査（民間活力の導入に関する市場調査）を実施し、今後の利活用の方針についての検討を行います。	令和4年度に実施した茅ヶ崎市自転車等需要予測調査の調査結果及びサウンディング調査の結果等を踏まえ、新栄町第一自転車駐車場を含む市営自転車駐車場に関し、利活用についての検討を行います。
経営総務部	資産経営課	ネスバ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設利活用事業（予防保全）		萩園市民窓口センターほか複合施設の給排水設備及び空調設備の予防保全工事を実施します。	令和5年度は、これまでの「公共建築物中長期保全計画」に基づき、複合施設である萩園ケアセンターの給排水設備について、予防保全工事を実施しました。	令和6年度は、令和6年3月に策定する「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」に基づき、複合施設である萩園ケアセンター、老人憩の家萩園いこいの里及び令和6年3月末に廃止する萩園市民窓口センター一部分の空調設備について、予防保全工事を実施します。
経営総務部	資産経営課	文化資料館跡地処分事業（総合調整）		文化資料館跡地の売却に向けた調整及び売却処分を行います。	不動産鑑定を行い、売却条件についての検討を行った後に、11月に不動産評価委員にて諮問を行い、入札についての検討・準備を行いました。入札についての公告を行い、令和6年2月に入札・開札を実施する予定です。また、近隣住民に対しては説明会や案内の配架等を行い、売却へのご理解を賜るよう周知を図りました。	令和5年度で入札が完了し購入事業者が決定しました。購入事業者の土地利用が決定次第、近隣説明を行う予定です。
経営総務部	資産経営課	庁舎維持管理業務（市庁舎における安全・安心な環境整備）		総合管理委託を継続し、市民の憩いの場や災害対策本部機能を整備しつつ、適切な修繕等の維持管理を行います。	令和5年4月から新たに3年間の契約締結をした本庁舎等総合管理業務委託に基づき、市役所庁舎の適切な維持管理を行うため、適宜、総合管理業務委託事業者との情報交換や打ち合わせを実施し、庁舎管理上、必要な修繕や点検等を適切に行いながら、市民及び職員に対する安全・安心な環境整備を図りました。	令和6年度も、引き続き、総合管理業務委託を継続し、安全・安心な庁舎の維持管理を適切に行います。
経営総務部	資産経営課	ダイヤルインと電話交換員による電話交換事業		増加傾向にある入電に対し、令和5年度から、これまでの電話交換員による対応に加え、各課へ直接入電できるダイヤルインを導入し、導入効果を検証します。	令和4年度まで電話交換室に月2000～2700件の入電がありましたが、5年4月からダイヤルインを導入したことにより、月1000件を下回る日も発生している状況となり、安定した電話交換業務を行うことができるようになってきました。また、市民から直接担当課に入電をすることができるようになったため、市民サービスの向上にもつながっています。	ダイヤルインの導入により、安定した電話交換業務を行うことができることとなったため、令和6年度からは電話交換員の人工を減らし、新たな電話交換の体制を構築して財政負担の軽減を図りつつ、丁寧な電話対応を行います。また、導入から1年が経過するため、各課の課題等を取りまとめ、より効果的な電話交換業務につなげることができるよう効果検証を行う予定です。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報						
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要	令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
経営総務部	資産経営課	電話交換業務委託事業		令和5年度より導入するダイヤルインの稼働状況を踏まえ、電話交換員の人工を検証します。また、8年度以降の電話交換業務については外部委託を検討し、安定した電話交換業務を維持します。	ダイヤルインの導入に伴い、電話交換業務が安定的に運営することができるようになっていきます。令和5年度は、電話交換室経由の入電が大幅に減少したことから、新たな体制を構築し、効果的な電話交換業務を実施することができました。また、自治体における電話交換の先進事例を研究し、関係課と情報共有を図りながら、今後の最適な庁内電話のあり方について検討を行いました。	令和6年度は、現在の電話交換員の人工を減らし、電話交換の新たな体制を構築して、より安定的な電話交換業務を運用する予定です。また、引き続き、最適な庁内電話のあり方を検討するため、関係課と連携を図りながら先進事例等を研究しつつ、計画的に電話交換業務の外部委託を行うことができるよう調整します。
経営総務部	資産経営課	公共施設等再編整備基金事業	公共施設の長寿命化の推進	効率的な予防保全の実施や老朽化が進行する施設の大規模改修や更新に対応するため、公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントを推進するための基本方針による歳出削減額や歳入確保額を本基金に積み立て、公共施設マネジメントにかかる取り組みにおける財源を確保します。	効率的な予防保全の実施や老朽化が進行する施設の大規模改修や更新などへの財源確保として、1年間の運用利息、寄附金の積み立てのほかに、令和5年第3回市議会定例会で10億円の積み立てについての補正予算の議決をいただきました。また、文化資料館跡地の売却の入札を2月に予定しており、本基金への積立を予定しています。	令和6年度も予算編成と連動を図り、将来的な公共施設の大規模改修や更新等の財源に充て、財政負担の平準化を図るなど、効果的な運用と活用に取り組みます。
経営総務部	資産経営課	庁用自動車運行管理事業		アフターコロナの公務におけるタクシー券の利用状況を把握し、関係課とともに今後の最適な運行管理を実施します。	令和5年5月、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことに伴い、職員の出張や各課の事業が増加する見込みとなったことから、職員の出張等に支障がきたすことがないよう適切に対応を行いました。また、今後の市長公務等におけるタクシー券や自動車運転員の減員による庁用自動車管理運行業務委託のあり方について最適な方策を検討しました。	令和6年度中の市長・副市長公務におけるタクシー券の利用状況を把握し、関係課とともに今後の最適な運行管理を検討してまいります。また、令和6年4月から自動車運転員の人工が減員となることで行政サービスの低下を招くことがないように、新たに通年雇用による庁用自動車管理運行業務委託を適切に運用し、市の庁用自動車の運行業務に支障がきたすことのないよう対応します。
経営総務部	資産経営課	庁舎維持管理業務（セキュリティ強化）		本庁舎及び分庁舎の各出入口にカードリーダーを設置し、市役所庁舎のセキュリティ強化を図ります。	近年発生する市役所爆破予告や不審者等による事件などの問題に対応するため、本庁舎・分庁舎の各出入口にカードリーダーを設置するとともに各階入口に設置したカードリーダーの対となる出口用カードリーダーを増設し、市役所庁舎のセキュリティ強化を図りました。また、既存のセキュリティシステムを活用して職員の出勤状況や在宅状況を把握し、安全・安心な環境整備を図りました。	令和6年4月からのセキュリティ強化及び職員の出勤管理の本格運用後に生じる課題等に対して、適切に対応を行い、職員の安全・安心な職場環境を整備します。また、職員に対する効果的な注意喚起を行い、意識啓発を図ることで、さらなるセキュリティ強化を行います。
経営総務部	契約検査課	契約事務の電子化推進事業	デジタル化の推進	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、事業者と本市の双方において、さらなる利便性の向上や事務の効率化を図るため、電子契約サービスを活用して、非対面・非来庁型行政サービスを推進します。	令和5年度は、全庁で約600件が電子契約サービスによる契約締結（令和4年度当初導入からの累計は約1100件）となり、手続きの電子化により、本市として約140万円のコスト削減効果があつたものと試算しています。また、電子契約は、事業者の来庁や印紙代を不要とするため、事業者の負担軽減にも貢献しているものと考えています。	引き続き、電子契約サービスの利用等を通じ、契約手続きの電子化を推進し、行政事務の効率化および事業者の負担軽減に貢献します。
企画政策部	秘書課	ホノルル市・郡との姉妹都市提携交流事業	姉妹都市ホノルル市・郡との交流促進	地域経済の活性化とともに国際感覚を持った次代を担う人材が育つまちを実現するため、教育、経済、文化などさまざまな分野での交流を促進します。青少年国際交流事業や両市の文化に触れるイベントの開催、ホノルルフェスティバルでの交流の機会創出、姉妹都市サミット（令和5年度）への参加など継続的に実施し、姉妹都市結締10周年、またその先も両市の交流を発展、継続させます。	7月に出席した姉妹都市サミットでは、ホノルル市・郡とはもちろん国内の姉妹都市（宇和島市、長岡市等）とのミーティングも行き、横のつながりを広げ、新たな交流のきっかけをつくることができました。10月に行った姉妹都市ホノルルを身近に感じる体験型イベント「ホノルルミーツ」では、昨年より規模を拡大して開催し、1900人の来場者が訪れました。4年ぶりに実施する青少年国際交流事業では市内小学生75名の応募の中から4名の内定者を決定しました。3回の研修後、5泊7日でホノルルへ派遣を予定しています。	これまでの10年間の取組の集大成として、「ホノルルミーツ」や「アロハマーケット」などの既存事業の拡充のほか、「10周年記念式典・シンポジウム」をはじめとした記念事業の実施などにより、多様な主体による事業展開にさらに弾みをつけ、次の10周年に向けて再始動する年度と位置付け、今後の10周年を見据えた取り組みを進めます。
企画政策部	総合政策課	SDGsの活用等によるパートナーづくり促進事業		多様化・複雑化する地域課題に対応していくために、既存の包括連携協定に加え、SDGsを共通言語として、より一層公民連携を推進し、公・民それぞれの強みを生かし、弱みを補完することで地域課題の解決と地域の魅力向上に、継続的に取り組みます。具体的には、公民連携推進デスクを設置するとともに、内閣府が行っている地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用、市役所内外をターゲットとしたSDGs×公民連携研修の実施、SDGs未来都市・自治体モデル事業応募に向けた調査研究に取り組みます。	公民連携推進デスク開設初年度となる令和5年度は、公民連携推進のための基本的な考え方を改訂し、運用ガイドラインや留意事項、相談受付フォームを作成して提案の受付体制を整えました。具体的な相談を受け付けた件数は4件で、事業実施に至った事例はまだありませんが、引き続き調整を行っています。また、一般財団法人地域活性化センターの地方創生アドバイザー事業助成金を活用し、職員に向けたPPPについての研修や、職員及び民間事業者に向けた公民連携の合同勉強会を開催しました。	令和6年度は、（仮称）茅ヶ崎市公民連携プラットフォームの立ち上げや、公民の共通言語となり得るSDGsの推進と合わせて「公民連携推進デスク」による民間団体とのさらなる連携を進めてまいります。
企画政策部	総合政策課	企業版ふるさと納税活用促進事業		企業版ふるさと納税による寄附金のさらなる獲得を目指し、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託やサポートサイトを活用します。企業版ふるさと納税を茅ヶ崎市実施計画2025に掲げる新規事業や拡充事業の財源として活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の達成を目指すとともに、将来都市像の実現に向けた行政経営を推進します。	新たに企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託を実施しました。契約準備に時間を要し、10月開始となったため、マッチング支援による寄附目標の1500万円に対して、実績は数十万円となる見込みです。通年で寄附募集事業の拡大や積極的な情報発信を行い、基準日時点の寄附実績は、7件1340万円（令和4年度同時期は、5件1470万円）となっています。金額は減額となっていますが、件数は増加し、本市の取り組みがより多くの企業から共感を寄せられているものと認識しています。	より多くの企業に本市の取り組みを知っていただくことが企業版ふるさと納税活性化の重要なポイントであることから、マッチング支援業務委託を継続します。令和6年度は速やかに契約を締結し、委託業務による効果が早期に発現するよう努め、マッチング支援による寄附金額1500万円を目指します。また、企業版ふるさと納税制度は令和6年度で終了予定であることから、制度の継続や拡充等について、国に要望を行います。
企画政策部	総合政策課	市民意識調査等に関する事務		市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画の進行管理や実施計画策定のための基礎資料として取りまとめ、貴重な統計情報として蓄積します。総合計画の進行管理や、市政・まちづくりの実施にあたって、市民意識の変化を的確に捉え、その時点での状況に応じたメリハリのある施策・事業展開へとつなげます。	本調査は、総合計画、実施計画2025の評価や、7年度から12年度までを計画期間とする後期実施計画を策定するための重要な根拠であるため、可能な限り、7年度実績値に近い時期でデータを回収したいと考え、データ集計期間の短縮の可否について検討を進めました。3年度に実施した調査の委託業務成果品を用いてデータの解析と関数・数式の入力を進めた結果、回答を集計ファイルに貼り付けるのみで即時に速報レベルのグラフデータ等に反映するフォーマットを備える見込みが立ちました。また、調査の途中経過を把握でき、庁内の施策立案等が円滑に進むと考え、直営での実施としました。	茅ヶ崎市内に居住する16歳以上の男女（住民基本台帳による無作為抽出3000人）を対象に、市民意識調査を実施します。4月～5月：調査票等の内容検討、6月～7月：調査対象者の抽出など調査票発送準備、8月：調査票発送と回答回収、9月～10月：調査結果単純集計・分析、11月：調査概要の作成・公表・庁内に共有、12月：報告書の作成・公表
企画政策部	総合政策課	まち・ひと・しごと総合戦略の改定に関する事務		令和4年12月に国が第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定、また、神奈川県が6年3月末に新たな総合戦略を策定する中で、本市でも国・県の総合戦略との整合を重視し、6年度に「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと総合戦略」を改定します。改定にあたっては、本市にとっての「地方創生」について改めて分析・検討を行うとともに、本市の総合計画・実施計画の事務事業を地方創生の観点で整理し位置付けを行います。	令和5年度は、改定方針として、「①国・県の示す方針を反映させつつ、現行戦略の特性を継承し、デジタル技術の構築に対応できる内容とする」「②市の総合計画・実施計画との関係性を明確にすること」「③国の支援を最大限活用できる内容とする」の3つを掲げ、第1回総合計画審議会です承をいただきました。6年3月末の第2回総合計画審議会では、改定案の内容について議論をしていただく予定です。	令和6年度は、庁内での調整・市議会への説明・パブリックコメントを経て、改定・公表を行う予定です。公表後の戦略推進においては、庁内各課が本戦略に関わる国の支援を効果的に活用することを目指す。実施計画事務事業の立案時に地方創生の視点でも効果が見込めるプロジェクトを検討できるよう、情報共有や事業立案の体制・仕組みを構築します。
企画政策部	行政改革推進課	会計年度任用職員等の権限拡大		会計年度任用職員等の各種システムの利用権限を拡大することで、定例的業務の範囲を広げ、正規職員が思考的業務に注力する環境を作り、正規職員の負担軽減及び総人件費の削減を図ります。	庁内における会計年度任用職員への事務権限の拡大に関するニーズ調査の結果を踏まえ、令和5年7月からグループウェア（財務会計システム、文書管理システム等）の利用権限を拡大しました。現在締結している各システムの契約の範囲内でのライセンス数で調整を行ったことから、追加の経費を要することなく対応でき、権限の拡大によって、事務処理件数は約2900件で、効果額は約33万5000円となりました。	会計年度任用職員等の事務権限の拡大については、その効果が一部に留まっていることから、庁内での取り組み状況やグループウェアの利用状況等を共有することで、効果を全庁的に波及させ、正規職員が思考的業務に注力する環境づくりと、正規職員の負担軽減及び総人件費の削減に取り組みます。
企画政策部	行政改革推進課	持続可能な自治体運営に向けた組織体制の強化		市としての新型コロナウイルス感染症への対応を検証することで望ましい人員体制、組織体制を構築し、持続可能な自治体運営を行います。	新型コロナウイルス感染症への対応の検証を行う中で、感染症拡大時に備えた対応体制を明確化することの必要性が明らかになったことから、望ましい組織体制のあり方等について、関係課と検討しました。	後期実施計画の初年度となる令和8年度を目標に、新型コロナウイルス感染症の対応で生じた課題の解消を図り、再び災害級の感染症が発生した際に適切な対応を取れる体制の構築に向けて、引き続き関係課と検討を進めます。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
企画政策部	行政改革推進課	インボイス制度への対応		適格請求書等保存方式（インボイス制度）に適切に対応し、事業者の仕入れ税額控除の機会の確保及び消費税の適正課税に寄与します。	インボイス制度に対応できるよう、財務会計システムの改修や、国や庁内各課との連絡調整を行い、令和5年10月の制度開始を問題無く迎えることができました。	引き続き、本制度に関する情報について庁内で共有等を行い、適切な制度対応を行います。
企画政策部	行政改革推進課	WEB会議用ワークブース運営事業		WEB会議専用のワークブースを設置することで、庁内の会議室の効率的な運用及びWEB会議に柔軟に対応できる体制の構築を図ります。	令和5年4月1日の市の組織改正に併せて、WEB会議専用ワークブースを5台（本庁舎3階に4台、保健所に1台）設置しました。 1か月当たりの利用は、約100件に上り、効果額は約40万円となりました。	WEB会議専用ワークブースは、庁内への設置と運用開始、日常的な活用に至ったことから、所期の目的を達成した状態となっています。
企画政策部	広報シティプロモーション課	シティプロモーション推進事業	シティプロモーションの推進	人口減少期にあっても本市が活力あるまちであるためには、新しい人が継続的に転入し続ける必要があります。このような将来像を達成するため、子育て世代を対象に本市への転入促進について取り組みます。 具体的には、#ちがすき（WEBサイト）やInstagram等を通じた情報発信を積極的に展開するほか、移住相談、転入希望者交流会を実施し、市内への転入を促進します。	本市を訪れるきっかけや茅ヶ崎暮らしを身近に感じてもらうことを目的に、#ちがすきで公園や通りなどのスポットに焦点を当てた記事を作成しました。 子育て世代の定住を促進するため、子育て世代が茅ヶ崎暮らしの情報交換を行うワークショップを開催しました。 市民による茅ヶ崎暮らしの魅力の発信力向上を図るため、Instagramを活用した写真展をイオン茅ヶ崎中央店や博物館、市役所で開催しました。	#ちがすきによるWEBプロモーションを核としながらも、実際に市内を訪れて茅ヶ崎暮らしの魅力を実感できるようなワークショップを開催することで、茅ヶ崎暮らしの共感を獲得します。市からの情報発信には限界があるため、茅ヶ崎暮らしの魅力が市民からも発信されるよう、引き続きInstagramを活用した#ちがすき写真展を開催することで市民の発信力の向上を図ります。
企画政策部	広報シティプロモーション課	ふるさと納税活性化事業	ふるさと納税のさらなる推進	ふるさと納税寄附額向上のため、新たなポータルサイトの導入検討や、返礼品等の拡充を図り、本市の魅力向上とさらなる寄附の獲得の好循環を創出します。 令和5年度から、新たなポータルサイト導入、本市への来訪を促す体験型の返礼品等、新たな返礼品の発掘、さまざまな媒体を活用して積極的な情報発信を行います。	126件の返礼品を追加登録し、19社が返礼品事業者として新たに事業者登録を行い、返礼品の拡充を図りました。 寄附の循環を生むための過去の寄附者へのパンフレット送付、新規寄附者を獲得していくためのインターネット検索運動広告、高収入世帯向けのポスティング広告、併せて直接コミュニケーションしながら、訴求ターゲットに合わせてきめ細かく返礼品等をPRするため、大規模イベントでのチラシ配付を実施しました。	引き続き、既に寄附の柱となっている返礼品についてPRを行っていくとともに、新たに柱となる返礼品を創出していくため、返礼品の拡充や返礼品のPRを積極的に実施します。 また、新たな訴求ターゲットを獲得し、返礼品の露出を高めていくため、ふるさと納税ポータルサイトの拡充を進めます。
企画政策部	広報シティプロモーション課	ホームページ・SNSの情報発信機能強化		情報共有体制を強化することで、市民の自立的な活動の推進やパートナーシップを確立し、笑顔があふれる活気あるまちづくりを実現するため、茅ヶ崎市ホームページの整理・再構築およびSNSによる情報発信を拡充します。	アクセシビリティの向上を目的として、情報が点在しているページの整理や階層の見直しなどの取り組みを実施しました。 そのほか、ユーザビリティを高めるための更なる細やかな配慮として、ページ内リンクのデザインをボタンイメージに変更しました。 SNSによる情報発信の拡充としては、LINEセグメント配信設定の促進を図ったほか、タイムラインなども活用しながら、様々な閲覧シーンに応じた発信を心がけました。	多様な情報閲覧端末の普及や検索サイトの高度化等への対応として、利用者が求める情報にたどり着きやすいホームページの構築に継続して取り組む必要があり、見やすいレイアウトを意識したトップページの配置変更やサイト構造の見直しを検討しています。 SNSによる情報発信の拡充としては、LINEのセグメント配信のさらなる定着に取り組み、利用者のニーズに応じた情報発信を進めるとともに受信者の行動を促す配信に努めます。
企画政策部	広報シティプロモーション課	茅ヶ崎エフエム市番組制作事業		茅ヶ崎エフエムと連携し、茅ヶ崎で暮らす魅力を市内外に伝えます。	令和5年10月に開局した茅ヶ崎FMと今後の連携方法について調整しました。	茅ヶ崎FMに市民をゲストに迎えながら、市の魅力を伝える番組を制作することで、市内外に対して重層的なプロモーションを展開します。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（電子申請の推進）	デジタル化の推進	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、既存の電子申請システムに決済機能を追加するとともに、国のシステムであるマイナポータルからも電子申請可能（子育て・介護等）とする仕組みを構築することで、非対面・非来庁型行政サービスを推進します。 また、特に国民の利便性向上に資する手続きである子育て・介護関係手続きをはじめ、令和5年度以降、国が追加する手続きについて、必要性等を見極め、申請管理システム等の修正を行います。	電子申請システムについては、586業務にて活用するとともに、「住民票等の写し（住民票、戸籍謄抄本）」及び「各種税証明書」はクレジット決済を可能とし、非対面・非来庁型サービスを推進しました。 また、市の手続における電子申請の進捗に関する調査を実施しました。	現在電子申請対象となっていない業務について、順次オンライン化を推進し、更なる非対面・非来庁型サービスの推進を図ります。
企画政策部	デジタル推進課	自治体情報システム標準化・共通化事業		利便性の高いサービスの提供や業務の効率化、コストの削減を図るため、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへと移行し、情報通信技術を活用した持続可能な行政運営の確立を目指します。	標準化対象となる業務を扱うパッケージベンダーに対し、情報提供依頼を行い、ベンダーの標準化対応に係る進捗状況や令和7年度に向けた対応スケジュール等を把握し、6年度以降の取り組み方について検討を行いました。 また、自治体独自に登録している文字について、標準化にあわせ文字情報基盤文字に集約する必要があることから、準備を進めました。	国が対応期限と定めている令和7年度末までの標準準拠システムへの移行を目指し、引き続き対象業務の運用整理を行うとともに、標準化対象外となるシステムとの連携等について整理を行います。 また、一部業務については、データ移行に向けデータ精査等を行うとともに、ガバメントクラウド上の環境構築を進めます。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（DX人材育成）		茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、職員に対してDXに関する研修を実施し、DXに関する理念の理解ならびに職員の意識改革を行います。	管理監督職向け「DX機運醸成プログラム～職員の意識を変え、DXの波に乗る～」、担当者向け「DX人材育成プログラム～DX時代の思考法～」を実施しました。 また、更なるDX推進のため、ITツールの活用方法や活用実績を共有することを目的とした「デジタルEXPO」を開催しました。	引き続き、効果的にDXを推進できるよう、担当者向け研修やデジタルEXPOを開催するとともに、新たな人材育成手法についても検討を行います。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（デジタルデハイド対策）		茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、茅ヶ崎市が実施するさまざまな事業において、マイナンバーを活用した電子申請（びったりサービス）やe-kanagawaを活用した申請を行うことができる場合は、申請に関する手引きの作成等を行い、誰も取り残さないデジタル社会の実現を目指します。	国の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、民間事業者と協業し市役所本庁舎及び5公民館にて「スマートフォン教室」を開催し、延べ329人の市民に参加いただきました。 また、マイナポイント第2弾事業中についてはポイント取得手続き支援を行い、事業終了後には「マイナンバーカードと保険証の紐づけ」「公金受取口座登録」について、本庁舎1階にて手続き支援を行いました。	引き続き、全ての市民等が安全に、安心してデジタル化の恩恵を受けることができるよう、支援を行います。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（最新技術の調査研究等）		デジタル化における様々な最新技術を、無償トライアルの活用を通じて調査研究し、行政事務の効率化を図ります。	ノーコードツールについて、1年間の無償トライアルを経て本格導入を行い、議会議務や照会事務等に活用しました。前年度に導入したタブレット端末・クラウド型文書共有システムについては、市議会や各種会議等で活用するとともに、現場調査や窓口説明等、活用を希望する課かいに貸し出しを行いました。 また、市民が意識せずともデジタル化の恩恵を享受でき、同時に更なる業務効率化を進めるため、国の窓口DXaaSを活用した「書かない窓口」を導入しました。 なお、生成AIに関する製品についての無償トライアルを実施しました。	ノーコードツールについては、対象業務を拡大するとともに、より多くの職員が活用できるよう、少人数制の研修等を実施します。タブレット端末・クラウド型文書共有システムについては、活用用途の拡大を検討します。 また、書かない窓口についても、安定的な運用と共に、対象業務の拡大を検討します。
企画政策部	デジタル推進課	庁内システム管理事業		LGWAN回線を増強するとともにグループウェア等を更新することで、DX推進に係る庁内インフラを整備します。	本庁舎及び分庁舎のネットワーク機器を更新し、ネットワーク機器の性能が上がったことによるシステムのレスポンスタイムが向上しました。また、統括的な管理が行える仕組みを作り、ネットワークの状況把握がしやすくなりました。そのほか、障害時における原因の究明がしやすくなる設定を加えたことで、安定した庁内インフラを提供できるようになりました。	令和6年度末にグループウェアシステムの更新を控え、システム選定をとおして、より便利な庁内インフラの整備を行います。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（RPA利用の推進）		RPAのライセンス及び専用端末を追加購入し、行政事務の効率化を図ります。	RPAライセンスはフル機能版（5ライセンス）、実行版（13ライセンス）を使用し、多くの業務（6100時間分）にて活用していますが、新規シナリオ作成が可能であるフル機能版の予約が埋まってしまふことが多く、更なるライセンスの調達に向けた検討を行いました。	新たにシナリオ作成が可能であるフル機能版ライセンスを追加調達することにより、一層の業務効率化を目指します。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（AI-OCRの導入）		AI-OCRを導入し、紙媒体の手入力を削減し、行政事務の効率化を図ります。	紙資料の廃止や手続のオンライン化を進めている一方で、紙媒体を継続して使用せざるを得ない手続が一定程度存在しており、紙媒体に記載の情報を各システムに手入力を行っています。手入力については、入力誤りのリスクがあることから、AI-OCRのトライアルを行うとともに、導入に向けた検討を行いました。	4課にてAI-OCRを活用し、手入力を無くしたミスの削減・業務効率化を目指すとともに、効果を踏まえつつ横展開可能な業務について検討を行います。
くらし安心部	市民自治推進課	（仮称）松林地区地域集会所施設等複合施設整備事業	地域活動の拠点づくり	市民主体のまちづくりを推進し、継続的に地域活動を支援していくため、市営高田住宅跡地に、（仮称）松林地区地域集会所施設等複合施設を整備します。実施計画期間中は、主に基本設計・実施設計（令和5年度・6年度）、建設工事（7年度）等を行い、8年10月の開館を目指します。	施設整備懇談会や市民説明会等の意見を踏まえ、令和5年12月に基本設計をとりまとめました。	令和8年10月の施設開館を目指し、実施設計をとりまとめます。
くらし安心部	市民自治推進課	地域集会所施設管理運営業務（予防保全）		令和5年度に茅ヶ崎地区コミュニティセンターの空調を更新します。	令和5年11月に更新しました。	令和5年度で事業が完了しました。
くらし安心部	市民自治推進課	市民活動サポートセンター管理運営業務（予防保全）		令和5年度に市民活動サポートセンターの空調を更新します。	令和5年11月に更新しました。	令和5年度で事業が完了しました。
くらし安心部	市民自治推進課	多様な主体との協働の推進事業	市民活動団体や企業などと連携コーディネート	人口減少や少子高齢化の進展など社会構造が大きく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、協働は本市のまちづくりに欠かせないものです。こういった状況を踏まえ、市民活動団体などの多様な主体ならではの当事者性や専門性、ネットワークなど、行政とは異なる特性を生かした協働が進むよう、情報の受発信や相談受付、研修の実施、市民活動サポートセンターと連携した事業などを期間中随時実施します。また、市民活動推進委員会（附属機関）などの意見を踏まえた取り組みの見直しも随時実施します。	協働に関する職員研修「『みんなで』未来を創る！！協働の考え方・進め方研修」を開催し、協働の必要性や考え方を伝えました。（9月29日開催、職員70名参加）	引き続き職員研修を実施します。
くらし安心部	市民自治推進課	市民参加推進・啓発事業		市民参加に関して必要な事項を定めた茅ヶ崎市市民参加条例では、4年を超えない期間ごとに、条例の施行状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない、とされています。このことを受け、次回の検証年度である、令和6年度に向けて、5年度に検証方針の検討、職員アンケート、6年度に市民アンケート・ヒアリング、学識経験者からの意見聴取、市民説明会、パブリックコメントなどを行い検証を行います。	令和6年度の施行状況検証に向けて、検証手法やスケジュールを検討しました。	市民と学識経験者の意見を踏まえ、「茅ヶ崎市自治基本条例」の検証と連携しながら条例の施行状況を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じます。また、結果を検証結果報告書としてとりまとめます。
くらし安心部	防災対策課	要配慮者対策事業	災害時要配慮者の支援体制強化	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登録者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者に対し、個別避難計画を作成します。	個別避難計画作成に向けては、地域によって住居や世帯構成の特性、支援の体制等が異なるため、各地域の実情に沿って、まずは「できる取り組み」から進めていくことが重要となります。令和5年度は、各地域における支援の取り組み状況や課題を行政を含めた関係者間で把握、共有することを目的として13地区それぞれで本制度の現状を把握するための意見交換を実施しました（12月末時点では5地区で実施（2月までに6地区実施予定、2地区は日程等調整中）。意見交換の中では、一部で避難行動要支援者名簿を活用した独自の取り組みを実施している自治会や民生委員との連携により取組を進めている自治会があるものの、多くは個人情報の扱いや支援の体制、支援方法等の課題により取組が進まない自治会も多い状況となっています。また、意見交換実施後には、同じ地区内で近隣自治会の現状を知る機会がなく、取組を進めるきっかけになり得るため、今後も継続した実施を希望する声が概ねでありました。今年度の意見交換の結果や福祉部で実施しているチェックリストの結果を分析し、6年度以降の取組を検討していく予定です。	令和5年度の意見交換の結果や福祉部で実施のチェックリストの結果を分析し、個別避難計画作成のための具体的な方針をまとめ、6年度内の個別避難計画作成着手を目指します。また、併せて少しでも実効性のある個別避難計画作成のための地域の機運の醸成に向けた取り組みを進めていく予定です。
くらし安心部	防災対策課	地域自主防災活動促進事業		地域において、住民の防災意識が高まり、平時から災害による被害を最小限に抑える減災活動が行われるよう、地域防災力の向上を目指します。災害時に自主防災組織が効果的な応急対策活動を実施できるよう、活動マニュアル作成の支援や、内容の充実化に向けた指導助言を行うとともに、自主防災組織と連携した意識啓発事業を実施します。地域での防災訓練などにおける指導役となる方を養成するため、指導者育成講座を実施します。指導者育成講座を受講した防災リーダーに対する活動の場の構築を進め、防災リーダー同士が地区の垣根を超えて総合に情報交換を行い、自主的な活動の促進に向けた機会を提供します。	防災訓練の実施にあたり、市が作成した防災訓練ポイントブックをもとに、地域の課題を踏まえた防災訓練を実施していきけるよう、地区の打ち合わせに職員が参加しながら、市内13地区で防災訓練を実施し、延べおよそ1万人の市民が参加しました。市として、特に市民へ啓発したいテーマを「備え」と設定し、地域と認識を共有し防災訓練などで啓発を行うとともに、まちから協議会と協力し、「備えガイドブック」を作成し、広報紙とあわせて市民へ配布しました。地域の防災活動の中心的存在となる防災リーダーに対し、7月にフォローアップ研修を開催し、延べ211人が参加しました。また2月に開催する防災リーダー養成研修へは129名が参加予定となっています。令和5年度の新たな取り組みとして、地域で取り組んでいる防災活動を紹介し、同じ課題を共有する地域団体同士で情報交換を行いながら、地域住民が主体的に防災活動をより一層促進することを旨とする防災展を2月に開催します。	令和5年度は、5月にコロナが5類に移行され、徐々にさまざまな活動が従前のような規模で進められつつあったが、6年度は、より一層、活動が再開されることが想定されます。特に地区防災訓練は、多くの住民へ防災啓発を行える機会となり得ることから、地域と協力し、市民の防災意識の更なる向上に取り組めます。防災リーダー養成研修や防災展などの地域の方の啓発に関わる際には、同じ課題を共有する地域の団体同士が相互に情報共有を行い、協力関係を築きながらよりより取り組みが進むよう環境の設定をはじめ、直接的・間接的な視点から必要な支援を行います。

事務事業に関する情報				進捗状況		
基礎情報						
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要	令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
くらし安心部	防災対策課	危機管理体制強化推進事業		危機事態及び自然災害等のさまざまな危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全・安心並びに行政に対する信頼を確保するため、危機の発生を予測・予知し、その危機を未然防止、回避又は被害の軽減を図るため、市としての対応や判断を円滑に行うことができる体制の検討、構築を行います。	市の危機管理体制を強化するため、新たに各課に危機管理主任を設置し、事務ミスをはじめとした身近な危機事態の予防をや、重大事態発生時に各課・部の取り組むべきことなど、初動対応や状況報告手順などの理解向上に向けた研修を実施しました。あわせて、各所属の危機管理体制の推進に向け、各課で想定される危機事態の洗い出しや未然防止策の検討を進めました。そうした中、事務ミス等の危機事態が生じた際には、職員に向け危機事態の発生状況を共有し、他部署で生じたことを自課でも起こり得る事態と捉え、注意喚起できるよう情報発信に努めました。5月に新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行されたことを踏まえ、令和2年1月以降、本市が取り組んできた感染防止に係る対応記録をまとめ、令和6年2月に公表する予定です。	市の防災対策のより一層の推進に向け、危機管理アドバイザーを活用し、現在の本市の危機管理の問題点等を精査し、必要な体制を検討します。あわせて職員の危機管理意識のさらなる向上を目指します。
くらし安心部	防災対策課	防災倉庫・資機材等整備管理事業		災害による被害の軽減及び市民の安全・安心を確保し、災害時の混乱予防につなげていくために、備蓄物品等の維持管理、応急対策用資機材・防災倉庫等の整備及び維持管理方針の検討、災害時のトイレ対策の検討を行います。	災害時に備蓄資機材を活用できるようにするため、令和4年度に購入した資機材を中心に、住民に対しては地区訓練等による周知、拠点配備職員に対しては取扱い研修を実施しました。食料等の備蓄物品については、賞味期限等による入れ替えを実施しながら、今後の備蓄物品見直しに向けた情報収集を実施しました。トイレ対策については、簡易トイレの自己備蓄を備えるポイントの一つとして、住民向けの講座や地区訓練等で周知・啓発を実施しました。	災害時活用のための防災資機材の周知、研修、備蓄物品の計画的な見直しのための取り組みは引き続き実施します。トイレ対策については、下水道河川部とマンホールトイレ設置についての検討を予定しています。
くらし安心部	防災対策課	防災啓発事業		激甚化・頻発化する災害に対応するためには、行政主導の防災対策に加え、市民一人一人が「自分の命は自分で守る」という「自助」の認識を持つことが重要となります。日頃から災害への備えを行い、地域住民の助け合いによる主体的な防災活動が実践できるように取り組みます。各種ハザードマップの作成や周知、小・中学校における防災教育、市内店舗と連携した防災用品普及促進の取り組み（ちがさき備えるフェア）を実施し、自助の促進と防災意識の向上を図ります。また、消防本部と連携して実施する消防防災フェスティバルを通じて、火災や災害などから身を守る行動力の向上と意識の高揚を図ります。	ちがさき備えるフェア及び消防防災フェスティバルを実施した。ちがさき備えるフェアでは関東大震災100年の節目を契機に協力店舗でのイベントを実施するとともに、消防防災フェスティバルはコロナ前のように多くの来場者（約4500人）があり、防災意識の向上が図られました。学校防災教育は前年度に小・中学校32校分のオリジナル教材を作成し展開済みのため、年度当初に各小・中学校長宛に通知で活用を促しましたが、あまり取り組みの進展がみられないことから、各校長が出席する会議にて、防災教育の推進等について説明をする予定です。	令和6年能登半島地震を踏まえ、市民の災害や防災への関心が高まっていることから、学校防災教育、ちがさき備えるフェア、消防防災フェスティバルについては継続して実施します。どの事業もターゲット層が異なり、幅広い年代に防災啓発を実施することで、本市の防災力向上を図ります。
くらし安心部	防災対策課	避難対策事業		想定される災害リスクを回避し、さまざまな事情を抱えるすべての避難者の命と安全を守ることができる避難環境の確保を図ります。「届出避難所」として地域などからの事前の届出により、自主的な運営で自治会館等を避難所として使用できるようにする取り組みや、「福祉避難所」の体制強化の観点から障がい者や高齢者等の要配慮者の避難先として総合体育館を指定福祉避難所として活用できるよう取り組みを推進します。また、マイ・タイムラインの作成を周知し、市民の自主的かつ安全な避難行動を促進します。	届出避難所の検討に向け、他自治体の取り組みなどを参考に、本市における制度化に向け、担当職員間での意見交換を進めてきました。本制度の推進には、市民や地域の理解も必要となり、また、避難行動要支援者制度の取り組みと並行進めていくことも重要となることから、災害リスクを踏まえた安全な避難の実現に向け、解決すべき課題を捉えつつ十分に検討を進めていく必要があります。小・中学校の屋内運動場の空調設備の整備に伴い、災害時の避難所運営における必要性を踏まえ、非常用発電機の整備に向け、関係課かいとの調整を進めました。福祉避難所については、福祉部と協力して取り組みを実施し、総合体育館の指定福祉避難所指定に向けては、必要性の検討から非常用発電機の更新を実施していくこととしました。また、受入対象者等検討のため、現地での実施検証を実施し、協定福祉避難所については、具体的な活用に向けた検討を進めるため、協定先と意見交換を実施予定です。	届出避難所については、避難行動要支援者制度の推進に併せ、地域の意見も踏まえ、制度化に向け検討を進めます。小・中学校屋内運動場の空調設備用非常用発電機の運用開始に向け、避難所開設時の受け入れ方針を整理し、地域や学校など関係者間で認識を共有する。その際、避難所運営マニュアルへの反映を行います。福祉避難所の活用については福祉部と協力しながら、総合体育館の指定避難所指定については、受入対象者や運用方法等、具体的な検討を進め、協定福祉避難所については引き続き協定先との調整を実施します。
くらし安心部	防災対策課	防災情報市民伝達事業		災害時に市民が適切な行動をとり、自身の生命、身体や財産を守ることができるよう、防災情報や緊急性の高い情報を確実に受け取れるようにすることが重要です。市ホームページやメール配信サービス、防災ラジオ、テレビデータ放送など、防災情報発信手段が複数あることから、令和5年度にアンケートを実施し、市民の防災情報取得方法などの傾向を把握します。アンケートの結果を踏まえ、最適な情報発信のあり方を検討します。	市民の防災情報の取得方法等の傾向を把握するため、無作為3000人を対象にアンケートを行いました。当初、3000人を対象に郵送アンケートを予定していましたが、対象者のうち60歳以下の方へは、e-kanagawaによる電子回答方式とすることで、経費の削減に努めました。なお、アンケート回答率は30.56%（回答数917人/3000人）となっており、傾向については、令和5年度中にとりまとめることを予定しています。	アンケート結果を踏まえ、市民に必要な防災情報が正しく伝えることができるよう、必要な運用方法の検討を進めます。
くらし安心部	安全対策課	自転車駐車場管理運営及び施設整備事業		駅周辺の放置自転車の防止および自転車利用の促進を図り、市民の安全で快適な生活を確保するため、駅周辺の9か所に市営自転車駐車を設置しています。令和4年度に実施した「茅ヶ崎市4駅（茅ヶ崎駅、辻堂駅、香川駅、北茅ヶ崎駅）周辺自転車等駐車場需要調査」の調査結果を踏まえ、自転車駐車場の統廃合・複合化・集約化を視野に入れながら、市民ニーズにあった自転車駐車場の運営方法を検討します。	近い将来建物耐用年数を迎える新栄町第一自転車駐車場をについて、令和5年度中にサウンディング調査（民間活力の導入に関する市場調査）を実施するとともに、当該駐車場の利用者を対象としたニーズ調査も実施する予定です。	令和4年度に実施した茅ヶ崎市自転車等需要予測調査の調査結果及びサウンディング調査の結果等を踏まえ、新栄町第一自転車駐車場を含む市営自転車駐車場に関し、施設の統廃合や市民ニーズにあった再編整備に係る基本計画を策定する予定です。
くらし安心部	安全対策課	交通安全啓発事業		本市における交通事故の現状を分析し、交通安全教育を拡充し、交通事故の減少を図ります。受講対象者ごとに内容を戦略的に作り替え、それぞれのニーズに合わせた交通安全教室を実施します。民間団体や企業などとのコラボレーションにより新たな力を活用し、今までに交通安全教室を実施していない階層にアプローチし、受講者の拡大を図ります。	新たに交通安全教育指導員を2名配置し、指導員を中心として市内の小中学校の児童生徒等に対し交通安全教室を実施しました。（年間120回見込）また、全国交通安全運動に連動して、駅前や小学校でのキャンペーン活動、ベデストリアンデッキ上部のほか、国道や県道を跨ぐ歩道橋への横断幕の掲出等を実施しました（キャンペーンは年5回実施・1回は荒天のため中止）。さらには、交通安全に関する啓発を行うためのポスターコンクールを実施し、優秀作品については、交通安全・防犯総ぐるみ運動推進大会において表彰を行い、交通安全に係る意識の高揚を図りました。	交通安全教室を担う交通安全教育指導員を令和5年度から1名増員して3名とすることで、より安定的に教室を運営する体制を構築するとともに、新たに実車を使用した交通安全教室に内容を充実させる予定です。また、民間企業との連携した交通安全教室を実施することで、子どもから大人まで、すき間の無い交通安全教育の取組をさらに進めます。引き続き、全国交通安全に連動したキャンペーンの実施や交通安全啓発のためのポスターコンクール等を通じて交通安全の意識を高め、交通事故の減少に取り組めます。
くらし安心部	安全対策課	交通安全計画等策定・進行管理事務		本市における交通事故の実態の分析とこれまでの交通安全施策の振り返りを行い、関係機関と連携し、交通安全計画の策定とその進行管理を実施します。令和5年度と6年度は、第11次茅ヶ崎市交通安全計画に掲げる個別施策の進行管理を行います。7年度は、交通事故状況や個別施策の成果などを分析した上で、第12次茅ヶ崎市交通安全計画の策定に取り組みます。	第11次茅ヶ崎市交通安全計画の初年度であり、計画に位置付けられた目標を達成するため、4つの施策に取り組んでいます。目標1：令和5年（暦年）の人身事故発生件数は467件（目標値487件）、目標2：自転車関係する事故発生件数は141件（目標値191件）、目標3：子どもが関係する事故の発生件数は40件（目標値40件以内）、目標4：交通安全教室の新規受講団体数は0団体（目標値は3年間で15団体）、目標5：計画期間中の交通事故死者数は1人（目標値は計画期間中で5人以下）となっています。	第11次茅ヶ崎市交通安全計画に位置付けられた目標を達成するため、引き続き4つの施策に取り組みます。
くらし安心部	市民相談課	消費生活相談事業		近年、若年者の消費生活相談が増加していることや、コロナ禍による新しい生活様式の実践に伴い、非対面・非来庁でも安心して相談できる体制を整備する必要があることから、全国的なスケジュールに合わせて、全国消費生活情報ネットワークシステムの入れ替えとオンライン相談体制の整備を行います。令和5年度には、消費生活相談に関するWEB環境の導入調整を行います。6年度には、相談員に対するWEB環境の研修等を行い、7年度にオンライン相談体制の整備を開始します。	全国消費生活情報ネットワークシステムの入れ替えにあたり、国が定めた当初導入スケジュールに遅れが出ていますが、システムの回線・端末等の推奨環境が、本市にて対応可能かについて、関係課や県との協議を進めました。	国が定めるシステム入れ替え導入スケジュールに合わせ、システム入れ替え導入調整や、相談員に対してWEB環境の研修を行うとともに、令和7年度の体制整備を開始するにあたっての補助金申請を行い、オンライン相談体制の整備準備に取り組めます。
市民部	市民課	市民窓口センター廃止業務		令和6年3月末日をもって、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び菟園市民窓口センターを廃止します。	周知を図り、「市民ギャラリー、茅ヶ崎市民窓口センター及び菟園市民窓口センターの廃止等並びにネスバ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針」を策定し、両市民窓口センターは令和6年3月末日に廃止することとなりました。	両市民窓口センターともに、廃止後のスペースについては民間貸付の検討を進めており、今後も利活用が見込まれています。このため、廃止後は、引き続き事業用として使用できる設置物などを除き、市民窓口センターに関する什器類やシステム機器類を撤去します。また、コンビニ交付サービスや電子申請システムサービスといった代替サービス利用促進の周知や啓発を行います。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
市民部	市民課	萩園市民窓口センター空きスペース管理事業		萩園ケアセンター（萩園いこいの里、萩園市民窓口センター廃止後スペースを含む）の空調設備を更新します。	令和5年度中は、通常どおり開館及び維持管理を行います。また、廃止後のスペースは民間貸付の検討が進めているため、窓口センター機能を引き揚げた後のスペースは継続して維持管理を行う必要があります。また、空調設備の一部不具合が生じているため、6年度に萩園ケアセンター施設内全体の空調設備改修を実施する予定です。	市民窓口センター廃止後のスペースは、民間貸付の検討を進めているため、廃止後のスペースの維持管理を継続して行います。また、複合施設（萩園ケアセンター）内の空調設備について不具合が見つかっています。空調設備の故障による休館といった対応は当該複合施設の特性上、困難であるため、旧市民窓口センタースペース部分も含め、施設内全体の空調設備の改修を行います。
市民部	市民課	システム標準化・共通化住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票・コンビニ交付システムの再構築事業		住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準システムを導入します。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票の4業務を執行する上での運用についての検討を行いました。	上半期に4業務について契約を締結をしたのち、標準準拠システムでの運用構築、運用回避できなかった機能への対応及びデータ移行についての準備を行います。また、住民基本台帳情報の各システムへのデータ連携の調整を行います。
市民部	市民課	戸籍事務へのマイナンバー制度導入関連事務		戸籍法等の改正に基づき、市民の戸籍の届出や証明書等発行に関する手続きの効率化・利便性の向上を図ります。また、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ること及びマイナンバーカードの海外利用を実現するため、マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」が追加されます。氏名の振り仮名を公証するために戸籍の記載事項に読み仮名を追加します。	令和6年3月1日から戸籍事務内連携の運用が開始され、戸籍謄本等の広域交付や戸籍届出時の戸籍謄本添付の省略が実現します。また、マイナンバーや戸籍電子証明書提供用識別符号を利用した各行政機関による戸籍関係情報の照会が順次可能となります。国民がマイナンバーポータルを利用し、マイナンバーや戸籍電子証明書提供用識別符号を各行政機関に提供することにより来庁不要となる手続きが増えるため、利便性が向上します。	マイナンバーカードを国外でも利用可能とするため、カードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加することになりましたが、現在振り仮名を公証するものがないため、戸籍に「氏名の振り仮名」を追加することになりました。令和7年5月から茅ヶ崎市の本籍人宛に氏名の読み仮名についての確認通知を郵送することになるため、令和6年度は当該業務を行うためのシステム改修及び通知の作成・発送に関する準備作業等を行います。
市民部	市民課	デジタル手続法施行に伴う事務		住民基本台帳法等の改正に基づき、令和6年度までに段階的に関連システムの改修を実施し、公証範囲の拡大など課題に対応します。具体的には、住民票除票・戸籍の除附票の保存期間が150年に拡大されるほか、マイナンバーカード・電子証明書を国外でも利用できるようにすることなどによって、国外転出者の本人確認情報の公証の範囲が拡大します。	マイナンバーカード・電子証明書を国外でも利用できるようにするため、住民基本台帳システム及び戸籍の附票システムの改修準備を行い、また利用開始に伴い生じる課題等や運用方法について検討を行いました。	マイナンバーカード・電子証明書の国外利用の開始に伴う市民の利便性向上のため、マイナンバーカード・電子証明書を国外でも利用できるようにするためのシステム改修を行います。
市民部	市民課	マイナンバーカードの取得支援業務		マイナンバーカードの交付拡大に向け、令和5年度から6年度にかけて公共施設や商業施設にブースを設け、カードの交付申請に必要な手続きのサポートを行います。マイナンバーカード関連の問い合わせ専用のコールセンターを設置することにより、問い合わせをつながりやすくし、市民の利便性向上を図ります。	公共施設や商業施設においてマイナンバーカードの交付申請に必要な手続きのサポートを行うことにより、ご自身の申請が困難な方も申請ができるようになりました。マイナンバーカード関連の問い合わせ専用コールセンターを設置したことにより、問い合わせをつながりやすくし、市民の利便性の向上を図りました。	令和5年度の実績をふまえ、より多くの市民が訪れやすい商業施設に特化したうえで開催時間等を変更し申請サポートを行うことにより、申請数の増加を図ります。つながりやすい市民の問い合わせ先としてマイナンバーカード関連の問い合わせ専用のコールセンターを継続して運営することにより、問合せや情報が入りやすくなり、さらなる市民の利便性の向上を図ります。
市民部	小出支所	茅ヶ崎市斎場の施設再整備等事業（予防保全）		茅ヶ崎市斎場の予防保全工事として令和6年度に外壁と電気設備の改修を行います。	※斎場の施設再整備等事業において、一括実施を検討するため見送り。	※斎場の施設再整備等事業において、一括実施を検討するため見送り。
市民部	小出支所	茅ヶ崎市斎場の施設再整備等事業		茅ヶ崎市斎場は、供用開始から30年が経過し、施設自体の老朽化が進んでおり、施設設備の更新が必要となっています。今後「多死社会」を迎え火葬需要が高止まりすることが予想されています。こうしたことを踏まえ、施設設備の更新を行い、長寿命化を図ります。さらに、火葬炉の改修工事を行うため、施設の再整備計画を策定し、計画的な再整備を推進します。併せて、将来を見据えた最適な運営形態についても検討を行います。	再整備のための基礎調査として、県内市町村斎場施設や全国自治体斎場の再整備状況の調査を行い、将来の火葬需要件数の予測や広域連携事業により寒川町と協議を実施しました。茅ヶ崎市斎場の再整備を実施するにあたり、課題として火葬業務を継続しながら改修工事を実施する必要があるため、火葬業務と火葬炉設備・建物の改修工事等の調整を行い、茅ヶ崎市斎場再整備基本構想の策定に向けて取り組んでいます。	上半期に茅ヶ崎市斎場再整備基本構想を策定し、策定された基本構想を踏まえ、より体系的に再整備を推進するために茅ヶ崎市斎場再整備基本計画を下半期に策定します。
市民部	小出支所	茅ヶ崎市斎場火葬炉設備等修繕事業		支障なく火葬業務を行うため、火葬炉等施設を計画的に修繕を行います。	火葬炉台車ブロック交換修繕、電気集塵機エアパージファン交換修繕、角形エキスパンション交換修繕を実施し、棺台車を更新しました。	火葬炉台車ブロック交換修繕、主燃炉Nブロック修繕、再燃炉耐火物修繕及び棺台車の更新を予定しています。
市民部	収納課	収納環境の集約に向けた整備	デジタル化の推進	公金収納事務の効率化や合理化、また利便性の向上の観点から、公金全体の収納チャネルの見直しや、収納環境電子化に向けた整備を進めます。公金収納事務のデジタル化の観点から、コンビニ納付やスマホアプリ納付を積極的に活用します。現在、紙文書で申し込みを受け付けている口座振替について、WEBによる口座振替受付サービスに切り替えます。これにより、時間を問わず、非対面でスピーディーな処理を可能とするとともに、利用者の利便性向上を図ります。	4月に開始した地方税統一QRコードを活用した電子納付であるeLTAXの周知啓発を図りました。また、WEB口座振替受付サービスの導入に向けベンダーと協議を重ね、サービス開始時における対象を市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）及び保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）とし、指定金融機関を含め9者の金融機関について1月のサービス開始の体制を整えました。	市税だけでなく公金全体で収納環境の電子化に向けた検討を進めます。また、eLTAX及びWEB口座振替受付サービスの周知啓発を引き続き進めるとともにその効果を検証し、さらなる利便性の向上に向けた検討を進めます。
市民部	収納課	システム標準化・共通化基幹税務システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に収納管理、滞納管理及び軽自動車税に係る事務を執行するうえでの運用について検討を行いました。	収納管理、滞納管理及び軽自動車税に係る税業務について、令和7年度の標準準拠システム導入へ向けて、国が定める標準仕様書が規定する実装機能を搭載したシステムへのデータ移行及び運用構築に向けた検討を進めます。
市民部	収納課	預金等調査におけるデジタル化の推進		市税滞納者の納付資力の早期見極めおよび迅速な滞納処分を実施するため、令和5年2月に滞納整理業務における預金調査のデジタル化を行いオンラインによる照会・回答を可能としました。オンラインによる調査業務の安定的な運用を図り、回答期間の大幅な短縮およびRPAの活用により業務効率化を進めます。また、対応金融機関の拡充や他債権調査のデジタル化に関する導入の検討を進めます。	前年同時期に比べて預貯金の差押件数は約2倍の265件になりました。この増加分のうち100件について、オンラインによる預貯金の照会・回答を直接の原因として差押に結び付いたものとなっています。	市税滞納者の納付資力の見極めをし、迅速な滞納処分を実施するため、引き続きオンラインによる預貯金の照会・回答を有効に活用していきます。また、対象の保険会社はまだ少ないものの、新たにオンラインによる保険契約の照会・回答が可能となることから、安定的な運用を早期に図り、活用していきます。
市民部	市民税課	システム標準化・共通化基幹税務システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後における個人住民税及び法人住民税に係る事務を執行するうえでの運用について検討を行いました。	個人住民税及び法人住民税に係る税業務について、令和7年度の標準準拠システム導入へ向けて、国が定める標準仕様書が規定する実装機能を搭載したシステムへのデータ移行及び運用構築に向けた検討を進めます。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報						
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要	令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
市民部	資産税課	システム標準化・共通化基幹税務システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に適正な固定資産評価事務を執行する上での運用について検討を行いました。	固定資産税評価に係る業務について、令和7年度の標準準拠システム導入へ向けて、国が定める標準仕様書が規定する実装機能を搭載したシステムのデータ移行及び運用構築へ向けた検討を進めます。
市民部	資産税課	大規模災害時における罹災証明書業務の体制整備の検討		大規模災害時の罹災証明書発行手続きを迅速に発行できる仕組みづくりを進めます。	突発的に発生する大規模災害時において、迅速かつ効率的に罹災証明書を住民に届けることができるような体制整備の検討を行いました。具体的には、令和4年度に締結した「広域水災発生時の共同取組に関する覚書」に基づき、損害保険会社と協議し、罹災証明書の周知などの取組を推進しました。	体制整備の検討において、特に民間団体等も含めた被害認定調査の担い手確保の検討を行います。
市民部	資産税課	職員研修事業		固定資産の評価については一定以上のスキルが必要であり、評価スキル向上について持続的かつ計画的に進めて行くことを目指します。	例年に引き続き、固定資産評価に関する職場内研修で人材育成を行いつつ適正に事務処理を行うとともに、来年度以降の人材育成事業の企画立案を行いました。	固定資産評価については一定のスキルが必要であることから、令和6年度は専門性が高い外部研修を受講し、資料等を含めた受講内容を課内全体で共有し、職員の評価スキルの向上を図ります。また、本研修はオンラインで行われることから、在宅勤務での受講も可能であり、働き方の見直しも推進します。
経済部	産業観光課	道の駅整備・管理運営事業	道の駅によるにぎわいの創出	地域経済の活性化、まちの魅力の情報発信を通じた定住促進やブランド力の向上、交流機会の創出などに向け、柳島地区の国道134号沿いに「道の駅」を開設します。事業はDBO (Design Build Operate) 方式*により実施することとし、令和5年度に設計、6年度に建設に着手し、7年7月のオープンを目指します。 *…市が施設整備に係る資金調達を行い、選定事業者が設計・建設・維持管理・運営業務等を行う方式	道の駅の整備運営事業者を選定し、令和5年第2回市議会定例会において工事請負契約を締結しました。契約締結以降は設計協議や市民ワークショップ等を実施し、基本設計を取りまとめるとともに、運営面に関する協議を重ねています。実施設計についても年度内に取りまとめる見込みであり、6年度からの工事着工に向けて順調に進捗しています。	年度当初から建設工事に着手し、工期内の完了を目指します。また出店（荷）者募集を行う等、ハード・ソフトの両面から令和7年7月のオープンに向けた取り組みを進めます。
経済部	産業観光課	道の駅整備事業用地周辺道路改良事業	道の駅によるにぎわいの創出	令和7年7月の道の駅の開設に向けて、市道0121号線（鉄砲道）の舗装の打換えや、道の駅に必要な水道管の敷設等を行う道路改良工事を実施します。また、道の駅へと効果的に誘導し、事故や渋滞を誘発しないようにするために必要な案内標識や路面標示等の交通安全施設的设计や工事を行います。	市道0121号線については、舗装の打ち換えや水道管の引き込み工事等が完了しました。現在は道の駅建設予定地西側にポケットパークを整備しています。案内標識等の交通安全施設については、道の駅へ効果的に誘導するために必要な基盤や設置場所、また施工や維持管理手法等について国、県等の道路管理者と協議を重ねています。	引き続き関係機関と協議を重ね、案内標識を製作・設置します。なお、設置時期については誤誘導の誘発といった懸念があることから、オープン直前を予定しています。
経済部	産業観光課	にぎわい創出支援事業	市役所前広場等を活用したにぎわい創出	市役所前広場、中央公園やサザンビーチ周辺などの市有地を有効活用して、キッチンカー、お弁当、パンなどの出店販売や、マルシェの実施を継続し、事業者支援、にぎわい創出の仕組みづくりを行います。また、地域の観光資源を活用したローカルツーリズムにつなげることで、地域経済の活性化、市内のヒト・モノ・カネの好循環を実現していきます。	市役所前広場では、市役所まつり（4月）、市役所マルシェ（9月、12月）、ちがさきパン祭り（11月）の開催やミニビアガーデン（7月）の開催支援などを実施し、また、中央公園ではどうでしょうキャラバン（9月）、サザンビーチちがさきでは湘南祭（5月）、サザンC（8月）、タイランドフェスティバル（9月）、おもてなし企画、茅ヶ崎サザン芸術花火（10月）高砂緑地でのよりどころ企画（10月）などの様々なイベントの開催支援を行うなど、市有財産でにぎわい創出による観光誘客を実施しました。	市役所前広場では、市役所マルシェやちがさきパン祭りの開催を検討するとともに、中央公園やサザンビーチちがさきでのイベントの開催支援を積極的に行います。
経済部	産業観光課	バリアフリービーチ事業	バリアフリー化の推進	茅ヶ崎市を代表する観光スポットであるサザンビーチちがさき海水浴場を、障がい者や高齢者など、誰もが自由に安全に楽しめる海水浴場にするため、開設期間中に関係団体等との協力のもとで、砂浜の移動が可能な水陸両用車いすの貸し出しや、車いすやベビーカー、歩行補助くるまが浜辺へ降りることができるバリアフリーマットの設置等を行います。	サザンビーチちがさき海水浴場において、開設期間中にバリアフリーマットの設置と水陸両用車いすの貸し出しを行い、貸し出し実績は14件となりました。また、開設期間外においても、バリアフリーマットの貸し出しを1月に行っており、利用者からは好評でした。	サザンビーチちがさき海水浴場において、同様に開設期間（7/6～8/31）にバリアフリーマットの設置、水陸両用車いすの貸し出しを行うとともに周知活動を関係団体と協力して行います。また、期間外での貸し出しについても周知を行い、イベント等での貸し出しも行います。
経済部	産業観光課	企業移転・サテライトオフィス設置支援事業	企業移転・サテライトオフィス設置促進	多様化したワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大と地域経済の活性化を図るため、本市への本社移転や支社・サテライトオフィス設置を行う事業者に対して補助等の支援を行います。さらに、その事業者が市民を新たに雇用し、あるいは従業員が茅ヶ崎市内に転入した場合に補助等の支援を行います。	計画上の年間目標値は、本社移転又は支社・サテライトオフィスを設置した場合の立地奨励補助金5件、立地奨励補助金の交付対象事業者の社員が茅ヶ崎市内に転入した場合等の雇用奨励補助金5件ですが、基準日時点の申請は共に0件となっています。過年度と比較し件数は減少しており、件数減少の要因としてコロナ禍を機にテレワークが一般的になったこと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に分類されたことによる企業の都心回帰の動きなどが要因としてあげられます。また、昨年度移転した企業に取材を行いホームページやSNSで本市の魅力や本補助事業について周知しました。	企業の都心回帰の動きや近郊分散型ワークスタイルへのニーズは落ち着きつつあることなどから、本補助事業を開始した令和3年度から申請、相談件数ともに年々減少しています。今後はコロナ禍における支援ではなく、本市の魅力を発信し、企業誘致施策として実施していくとともに、社会・経済情勢を鑑みながら支援内容を見直す必要があると考えます。
経済部	産業観光課	道の駅から発信するオリジナルブランド「Choice!CHIGASAKI」推進事業	道の駅によるにぎわいの創出	令和7年7月の「道の駅」開設を見据えて、「再発見、茅ヶ崎」のコンセプトのもと、茅ヶ崎市の魅力を広く発信するとともに、第2回認定を行います。	SNSや催事出展等を通してChoice!CHIGASAKIの周知を図るとともに、令和6年度に実施予定の第2回Choice!CHIGASAKI認定に向けた仕組みの検討を行いました。	引き続きあらゆる機会を捉えてChoice!CHIGASAKIを展開するとともに、令和7年7月オープンに向けた機運醸成を図るために必要な第2回Choice!CHIGASAKI認定について、仕組みを構築し、事業者説明会等の必要なプロセスを経て実施します。
経済部	産業観光課	勤労市民会館予防保全工事		勤労市民会館の火災報知設備と避難誘導灯設備の予防保全工事を実施します。	令和6年度に実施予定です。	令和6年7月頃に工事請負契約を締結し、2月に工事完了予定です。
経済部	産業観光課	クラウドファンディング活用支援事業	社会の潮流を踏まえた新たな事業者支援	市内事業者の活発な事業活動を支援することで、経済規模の拡大と地域経済の活性化を図るため、市内に事業所を持つ中小事業者および個人事業主が、本市での創業や新商品・新サービスの開発、新たな事業分野への展開を目的として、クラウドファンディング*を活用するに当たって補助等の支援を行います。 *…インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組み	計画上の年間目標値は10件ですが、現時点の申請は1件となっています。	補助金申請について定期的に事業者からの問合せがあることから、継続して事業者のニーズがあると見込まれるため、本事業における継続した支援が必要と思われます。令和6年度は茅ヶ崎に特化したクラウドファンディングの運営事業者や神奈川県が実施するクラウドファンディング支援事業「かなエール」等と連携しながら、本事業利用者の拡大を図ります。
経済部	産業観光課	ゆかりのまち岡崎市交流事業		本市は、昭和58年から、愛知県岡崎市との間で「ゆかりのまち」の提携をしています。海や緑の自然、歴史や文化、また、さまざまなライフスタイルから醸成されてきたまちの雰囲気、特産品等の本市の魅力情報を発信するため、岡崎市の商工フェアに参加し、一方で、岡崎市が来訪する機会を設けて相互の連携、交流を深めます。	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行したことから各地でイベントが再開することとなりました。本市イベントにおいて、ゆかりのまち等である愛知県岡崎市、長野県佐久市、大阪府泉佐野市に出展いただくとともに、本市からも4年ぶりに岡崎市の商工フェアに出展しました。	令和6年度も本市の産業フェアに出展を依頼し、また、本市から愛知県岡崎市に加え、長野県佐久市、大阪府泉佐野市のイベントに出展を予定しています。ゆかりのまち等のイベント出展に関しては、本市物産品の販売等を通じた本市のPR、観光振興、事業者の販路拡大や事業者・団体間の関係づくり、職員間の交流、本市職員自身のスキルアップにもつながる貴重な機会となっています。6年度も市内事業者や観光協会と協力し、本市の魅力情報を発信していくことで、市内外から多くの人が訪れてもらい「にぎわい」の創出を目指します。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
経済部	産業観光課	広域連携による観光誘客促進事業		県観光協会、湘南地区観光振興協議会などと連携した観光冊子の作成・県観光情報サイトへの掲載により、県内の来訪者が本市へ来訪する機会創出を図ります。	県観光協会は、HP（かながわNow）への掲載とPRを依頼し、本市の観光資源を活用した観光振興を行っています。また、湘南地区観光振興協議会では、観光冊子「SHONAN SLOW TRIP」の改訂増版によるPR、OZモールと連携し、WEB記事の掲載や都内におけるイベントの出店とPRを行うなど、湘南エリアをフックとし、県外からの来訪者の機会創出を行いました。	令和6年度は、県観光協会HP（かながわNow）の運用変更に伴い積極的な掲載が可能となったため、同HPを活用して事業を進めます。また、湘南地区観光振興協議会においては、観光冊子「SHONAN SLOW TRIP」を改訂増刷し観光施設を中心に配架を行うとともに、アンケートを行い、プレゼント企画のキャンペーンを実施し、今後の活動に向けた効果測定とすることを予定しています。
経済部	産業観光課	商業振興支援事業		市内23の商店会や個店について、関係組織や事業者との調整を重ね事業活動の現状と課題の分析を行います。その上で、市内商業環境の特性を踏まえて地域のにぎわいを創出するため、商店会の環境整備や空き店舗対策、既存店舗の魅力向上など、商業振興における効果的な支援策を検討し、実施します。	コロナ禍において休止している商店会活性化施策について継続して検討を進めました。令和5年度は商店会の課題等を把握し、今後の商店会活性化施策の基礎資料とすることを目的に商店会アンケート調査及び商店会同士の連携等を支援するための意見交換会を実施する予定です。	令和5年度中に実施した商店会アンケート調査結果、意見交換会等をもとに施策を検討します。なお、6年度は意見交換会に神奈川県商業流通課の商店街支援専門員に参加していただき、他市町村のイベントや実施施策の事例を紹介いただくとともに、意見交換会で検討した課題などについて、アドバイスをいただくこととなっています。意見交換会で出た課題や商店街が要望する支援策等を基に、新たな商店街振興支援策について検討を進めます。
経済部	農業水産課	農業用排水路・農業用ポンプの整備事業		安定的な営農環境を保持するため、農業用ポンプの老朽化状況や農業用排水路の通水状況に応じて、必要な整備、あるいは撤去等を行います。計画期間内には、農業用ポンプとしては西久保ポンプ場の更新、室田ポンプ場の管理樹撤去、農業用排水路としては浜之郷地区内外の農業用排水路整備を実施します。	西久保ポンプ場において、故障、機能低下によるポンプ本体の撤去に伴い、新たにポンプ及び電気設備を設置し、ポンプ設備の更新を完了する見込みです。また、室田ポンプ場の廃止に伴い、左岸用水からの分岐管理ますの撤去を完了する見込みです。	浜之郷地区内において、安定した排水を保持するため、延長40メートルの素掘り水路をモルタル吹付により整備します。
経済部	農業水産課	漁港機能保全事業		安定的な漁業環境を保持するため、老朽化している茅ヶ崎漁港の防波堤の機能保全工事を実施し、長寿命化を図ります。令和5年度に港内側西波除堤機能保全工事、6年度から7年度に港外側東防波堤機能保全工事を計画的に実施します。	老朽化している防波堤の長寿命化として、港内側の西波除堤において、電気防食及び被覆工法にて延長9.35メートルの機能保全工事を完了する見込みです。また、機能保全工事を実施するため、港外側の西防波堤、延長191.1メートルの詳細設計委託を完了する見込みです。	港外側の東防波堤において、電気防食及び被覆工法にて延長100メートルの機能保全工事を実施します。
経済部	農業水産課	漁港維持管理事業		令和3年9月に供用を開始した茅ヶ崎漁港駐車場多目的広場について、課題が顕在化した駐車場の渋滞の解消を図るため、出口ゲートの追加設置等の対策を行います。また、漁港施設の維持管理に充当する茅ヶ崎漁港駐車場多目的広場等の使用料について、年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析し、より効果的・効率的な維持管理方法について総合的な検討を行います。	出庫渋滞の解消のため、漁港駐車場の東側に新たに出口ゲートを設置しました。また、指定管理者制度の導入が最適であるか検討を行うため、漁港駐車場、多目的広場等の使用料について、年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析を行っています。	海水浴など特定のシーズンに漁港周辺地区が一時的に渋滞することについて、その対策を検討する予定です。また、引き続き、漁港駐車場、多目的広場等の使用料について、年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析を行ってまいります。
経済部	農業水産課	農地保全管理事業（農業振興地域整備計画改定事業）		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、5年ごとに見直し定められている「農業振興地域整備計画」について、農業振興地域の指定権者である神奈川県、農業者との調整を行い、令和6年度から見直し作業を行い、8年度に改定します。農業振興地域には、市内4地区（芹沢、赤羽根、萩園、柳島）が位置付けられています。	計画の改定に向けて見直しを行い、その結果、一部修正が必要な箇所がありましたので、県と協議し、計画を一部修正しました。	令和7年度に基礎調査を実施し必要に応じて計画を改定します。
経済部	農業水産課	農とみどりの整備事業		農業振興地域である芹沢地区を対象に、老朽化が進んでいる農業用排水路の改修工事を行います。神奈川県「農とみどりの整備事業補助」を活用し、令和5年度から7年度の毎年度、施設状況に応じて計画的に修繕し、営農環境の改善を図ります。	芹沢地区において、延長86メートルの農業用排水路の改修を行う見込みです。	芹沢地区において、延長50メートルの農業用排水路を改修します。
経済部	農業水産課	農地保全管理事業（都市農業振興基本計画策定事業）		都市農業の安定的な継続・良好な都市環境形成を図るため、都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」の策定に取り組みます。令和5年度に着手、本市の農地や営農状況等の特性を踏まえて将来的な農業について検討し、関係団体、農業者等との調整を重ねます。	さがみ農業協同組合と意見交換を行いました。まずは地域計画の策定を優先することとしました。	地域計画の策定を通じて、さがみ農業協同組合や関係機関等と意見交換をしながら、本計画の策定について検討します。
経済部	農業水産課	農業経営基盤強化促進事業（人・農地プランの法定化による地域計画策定）		農業経営基盤強化促進法の一部改正による「人・農地プランの法定化への対応」として、地域の将来の農業のあり方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた、地域計画の策定に取り組みます。令和5年度に着手、本市の農地や営農状況等の特性を踏まえて将来的な農業について検討し、関係団体、農業者等との調整を重ねます。	市内農業振興地域内の農用地を所有されている方を対象に地域計画の説明会を行いました。また、神奈川県、神奈川県農業会議、さがみ農業協同組合等の関係機関と協議しました。	関係機関と協議を引き続き行うとともに、地域農業者を対象とした説明会を実施し、令和7年3月末までに地域計画を策定します。
経済部	農業水産課	(仮称)茅ヶ崎市畜産環境コンクール事業		出品者の減少に伴い効果が薄れている乳用子牛育成共進会に変わり、環境及び飼養衛生管理に対する意識向上を図るため、(仮称)茅ヶ崎市畜産環境コンクールを実施するものです。	6月に市内9か所の畜舎を対象に、県湘南家畜保健衛生所、県畜産技術センター等の関係機関の職員と合同巡回を実施し、各農場の現状分析や改善点、改善方法等のアドバイスを実施しました。2月にも2回目の合同巡回を実施する見込みです。	引き続き、年2回の合同巡回を実施し、前年度より改善がされているかどうか等について確認し、畜産関係者の環境及び飼養衛生管理に対する意識向上を図ります。
経済部	拠点整備課	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	茅ヶ崎漁港周辺地区におけるまちづくりの指針である「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に基づいて、B地区（サザンビーチ前）はアメニティゾーンとして景観に配慮した観光・商業関連機能を導入します。C地区（旧中海岸プール用地）はマリンスポーツ支援ゾーンとして神奈川県との連携のもと公園整備に着手します。D地区（西浜駐車場跡地）はマーケットゾーンとして観光・商業・市場等の茅ヶ崎漁港・海岸のまちづくりと一体となった土地利用の誘導に向けた検討を行います。	土地利用について、複数の事業者にヒアリングを行い、茅ヶ崎海岸のあり方についての調査研究を行いました。	社会情勢を考慮しつつ、引き続き、茅ヶ崎海岸のあり方について調査研究を行います。
経済部	拠点整備課	浜見平地区拠点整備事業		浜見平地区は「ちがさき都市マスタープラン」で市南西部の生活・防災拠点に位置付けており、令和3年度には中心部の生活拠点ゾーンの整備がおおむね完成して生活環境の質が高まりつつありますが、今後もハードとソフトの両面に取り組みます。市は5年度に鉄砲道の電線類地中化を行い、引き続き、UR都市機構の浜見平団地建替え事業と連携・調整を図りながら、周辺の道路整備や松尾川雨水幹線の上り緑道化などのインフラ整備を推進します。	市道0121号線（鉄砲道）の南側歩道において電線類地中化のための管路工事（延長179メートル）および道路整備工事（延長26メートル）のインフラ整備が完了する見込みとなっています。	道路整備として浜見平北口交差点歩道整備工事（延長240メートル）および松尾川雨水幹線の上り緑道化として緑道化工事（延長340メートル）を実施する予定です。電線類地中化としては、令和5年度に実施した市道0121号線（鉄砲道）の管路工事区間における引込管等設備工事を東京電力パワーグリッド（株）および東日本電信電話（株）に委託する予定です。

事務事業に関する情報				進捗状況		
基礎情報						
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要	令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
経済部	拠点整備課	香川駅周辺整備事業		香川駅周辺地区まちづくり整備計画に基づき、将来の相模線の利便性向上を見据えた駅周辺の交通基盤等の整備を進めます。香川駅と県道45号線を繋ぐ市道7115号線の道路幅員を7.5メートルに拡幅し、北側に歩道を整備する市道7115号線歩道整備事業を段階的に実施します。令和5年度に買収した事業用地は、埋蔵文化財に関する調査を実施した後、順次、歩行者が安全に通行できるよう暫定整備工事を実施します。	延長約300メートルのうち、約95パーセントの用地買収が完了見込み。残りの用地買収についても、令和6年度初旬には完了が見込まれます。	事業用地が埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、調査が必要な箇所を発掘調査を実施します。令和5年度に買収した事業用地は、歩行者が安全に通行できるように暫定整備工事を実施します。道路の拡幅に支障となる電柱の移設を電柱管理者に依頼します。
文化スポーツ部	文化推進課	旧南湖院第一病舎等利活用事業	遺構を活用したクリエイターシティの形成	旧南湖院第一病舎（明治32年建築）は、国登録有形文化財に指定された本市を代表する文化資源ですが、建物の老朽化が進んでいます。国登録有形文化財としての価値を守り、さらに建物を活用して次世代のまちの原動力となる「ひと」が集い、新たな価値を生み出す場として現代に再生させるため、旧南湖院第一病舎の耐震補強改修工事を実施します。併せて、次世代クリエイターが集い、新たな価値を生み出す場として利活用を図るための検討を進めます。	旧南湖院第一病舎の利活用に向け、文化・芸術的機能を備える施設としてのあり方や、次世代のクリエイターが集い新たな価値を生み出す場としての整備についての検討を行いました。また、当該施設の改修に関連する条例の整備に向けた検討・準備を行いました。	旧南湖院第一病舎の改修に関連し、必要となる条例制定に向けた準備を進めるとともに、同施設を文化芸術の推進に資する施設として利活用するため、具体的な活用案や管理運営の手法等を引き続き検討します。
文化スポーツ部	文化推進課	クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業	遺構を活用したクリエイターシティの形成	郷土愛と創造力にあふれた人材が育ち、集まるようにすることで、文化的ブランドイメージを確立し、市民一人一人が茅ヶ崎に誇りを持つことができるよう、点在する文化資源を新たな価値を生み出す場所として再編成するほか、公民が連携した取り組みの推進体制を構築します。具体的には、令和5年度に戦略実施体制づくりに着手し、開高健記念館を中心とした作家育成、茅ヶ崎ゆかりの人物館における市民とつくる「映画シナリオ」に関する博物館活動等の具現化、アイデアが生まれる創造的環境の形成・配置を進めて、ユネスコ創造都市ネットワークの加盟申請を目指します。	ユネスコ創造都市ネットワーク加盟に向け、市民や企業、自治体の活動についてヒアリング等により情報収集を行うとともに、本市の創造都市としての取り組みを報告書にまとめました。また、次世代のクリエイター育成を目的として、本市出身の作家による絵本づくり講座や講演会を実施（講座4回各15名、講演会60名）するとともに、市民研究員による調査研究や発表、イベント等、本市の文化イメージの確立に向けた取り組みを進めました。	ユネスコ創造都市ネットワーク加盟申請に向けた申請書（日本語版・英語版）を作成するとともに同事業に関するホームページを作成、さらに市民や企業等とともに会議体を設け、申請への機運を高めます。また、次世代クリエイター育成やクリエイターの発表の場の提供等、活動環境の整備を継続的にを行います。創造都市ネットワークにすでに加盟している自治体との交流を図ります。
文化スポーツ部	文化推進課	茅ヶ崎市民ギャラリー廃止事業		市民ギャラリーの空きスペースを民間貸付の場として利活用します。	利用者等への周知を図り、「市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター菟園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針」を策定し、市民ギャラリーは令和6年12月末日段階的に廃止（令和6年12月末で3階会議室及び4階展示室、夜間区分の廃止）とすることとなりました。	3階会議室、4階展示室及び夜間区分を令和6年12月末で廃止とし、その後、什器・備品等の廃棄を行います。当面の間、運営する5階創作室の類似機能を有する施設として、市民文化会館会議室への創作機能付加改修内容を決定し、利用者等への周知を図ります。また、今後の5階創作室の運営に関する検討を進めます。
文化スポーツ部	文化推進課	文化芸術教育プログラム事業	文化芸術次世代育成プログラム	次代を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むため、未就学児から高校生が文化芸術に触れることができる多様なメニューを設定し、アーティスト等が保育園や幼稚園、学校等へ出かけるアウトリーチ型事業を実施するなど、文化芸術を取り入れた教育の充実を図ります。令和5年度から、市民文化会館や美術館、茶室・書院松頼庵における事業などで培われたノウハウを生かした事業を中心に、学校等と連携しながら展開していきます。	市内の全小・中学校に事業開始を周知し、5校からアウトリーチ事業の応募がありました。職人による和菓子作り体験には1校・30名の児童が参加し、多くの児童から「体験できて良かった」という声がありました。また、美術館では授業に生かせるよう教員対象の無料観覧やギャラリートัวร์等を実施し、約100名が参加しました。参加者の「主体的に見るという視点を今後の授業に生かしたい」という声から、一定の効果があったと認識しています。	文化芸術を通して子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むためには事業の継続が重要であり、学校のニーズもあることから、令和6年度も事業を継続します。6年度は、本事業への参加を希望する学校等を増やし、教育課程の中に文化芸術が継続的に取り入れられる状態を目指すとともに、事業を通して実施主体と学校との繋がりを作り、教職員等が文化芸術に関して相談できる関係の構築を目指します。
文化スポーツ部	文化推進課	デジタルアーカイブ構築活用事業（市史編さん事業）	デジタル化の推進	市が所蔵する知的財産を、市民が学習活動や事業活動にて広く、かつ横断的に活用できるよう、令和4年度に、博物館および図書館と同一のポータルサイトで公開を開始したデジタルアーカイブの利用を促進します。また、デジタルアーカイブに掲載していない市史資料のデジタル化を進め、掲載データの充実に取り組みします。	本市のデジタルアーカイブ「ちがだべ」をジャパンサーチに登録し、全国での横断的な検索を可能としました。市史資料については、市長部局等の課が所蔵する写真資料583点に関し、写真資料の内容確認、今後の使用方法及び「ちがだべ」での使用の可否を照会しました。各課の回答から使用できるもののみ抽出した後、肖像権に抵触する写真資料の確認を行い、「ちがだべ」への公開可否の選別を行いました。	教育委員会の各部局や小・中学校などが所蔵している写真資料約250点について、資料の内容確認、使用方法及び「ちがだべ」での使用の可否を照会するとともに、使用可能な資料の肖像権の確認、「ちがだべ」への公開可否の選別などの作業を経て、公開を目指します。
文化スポーツ部	文化推進課	文化生涯学習プラン策定事務		令和6年度を初年度とする「次期文化生涯学習プラン」を5年度に策定します。	アンケートや市民討議会による市民からの意見聴取、4回の審議会や4回の庁内会議での議論を経て、次期茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（案）を策定し、12月の市議会全員協議会にて情報提供を行いました。1月10日から2月8日にかけてパブリックコメントを実施し、3月末までに計画を策定する見込みです。	令和5年度で策定を完了し、6年度からは継続的事務事業「文化生涯学習プラン進行管理事務」に統合する見込みです。
文化スポーツ部	文化推進課	文化芸術次世代応援事業		「子ども文化スポーツ応援金」制度を創設し、文化芸術・スポーツ分野で活躍した市内居住の子どもに応援金を支給します。	文化・スポーツ分野の全国大会または国際大会活躍する子ども達を応援するため、「はばたけ、子どもたち！文化・スポーツ応援金制度」をスポーツ推進課と連携し、創設しました。	子どもたちが意欲的に物事に臨んだり、主体的に自らの未来や社会を切り開こうとする力を育むことを目的として、文化芸術活動で全国大会または国際大会に出場する市内に居住する18歳未満の子どもたちを対象とした「はばたけ、子どもたち！文化・スポーツ応援金制度」を開始し、子どもたちを激励し、敬意を表するとともに、これからの活動を応援します。
文化スポーツ部	文化推進課	市史編さん事業		市の歴史に関する資料、特定歴史公文書等を収集・整理・研究し、その成果を広く普及し、活用します。	市史資料等の研究成果等を効果的に活用するための手法の検討を進めました。	市において節目を迎える事柄や、市民等の中で興味関心が集中している事柄等、市民ニーズに沿った歴史のテーマを設定し、専門家の協力を得ながら調査研究を進め、歴史の研究成果の蓄積を行います。調査研究の成果は、公共施設での展示や刊行物等の発行・配布、講座の実施、デジタルアーカイブによる公表など、さまざまな世代が手軽で身近な形で市史を学べる環境を作るとともに、全庁的な活用に向けた情報提供を積極的に行います。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	総合体育館改修工事	総合体育館のエアコン設置と災害時の活用	総合体育館は供用開始から30年以上を経過しており、設備の経年劣化がみられるため、利用者の安全性および利便性向上を図るとともに、災害時には障がい者や高齢者など支援が必要な方の避難先となる指定福祉避難所として活用できるよう、エアコンの設置・修繕やバリアフリーに配慮したエレベーター設備の交換、トイレの洋式化等を実施します。令和5年度には、第一体育室・第二体育室・柔剣道場のエアコンを設置し、エレベーター設備の交換を行います。6年度以降は設備の状況に応じた修繕等を行います。	令和5年度に予定していた工程が完了する見込みです。	令和7年4月1日の再オープンに向けて、着実に工事を進めます。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	各種大会教室開催事業	スポーツ次世代育成プログラム	子どもから大人まで、全ての市民が主体的にスポーツ・レクリエーションに取り組むことができる環境づくりを推進するため、多くの市民が参加できるスポーツイベントの企画・開催や、スポーツ推進委員・スポーツ関係団体の指導者向けの研修講座を開催します。	市総合体育大会等を実施するとともに、市体育協会やスポーツ少年団などが主催するスポーツ大会の開催支援を行うなど、市民の方々がスポーツに親しむ機会を提供しました。また、市体育協会に属する各種競技協会の構成員を対象に、指導者資格の取得するための支援を行いました。	引き続き、市体育大会等を開催するとともに、各種団体が主催するスポーツ大会等の開催支援を行います。また、市スポーツアンバサダーなどスポーツ界で活躍するアスリート等と連携したスポーツイベントを開催します。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	茅ヶ崎アスリート支援事業（アスリート応援事業・スポーツアンバサダー制度）	スポーツ次世代育成プログラム	トップアスリートと触れ合える機会等を提供することで、これまでスポーツに関わってこなかった人も気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。また、本市にゆかりがあり、世界・全国レベルで活躍するアスリートを発掘、応援し、国際大会や全国大会等に本市から出場する選手や競技団体の連携交流を図るとともに、スケートボードなどアバンスポーツの普及を目指した施設整備を検討します。	オリンピック競技大会などの国際大会で活躍する市ゆかりのアスリートを応援するために、「茅ヶ崎アスリート応援金」制度を構築しました。また、そうしたアスリートと、スポーツを通じて、本市PRや各種競技の普及振興をするために「スポーツ振興に関する協定」を3名（佐藤水菜さん、内藤幸々さん、松田詩野さん）と締結しました（うち松田さんとは3月中旬に締結予定）。また、スポーツアンバサダー2名の動画制作やパブリックビューイングの開催など、市内外の方に対してスポーツを「みる」機会を創出するとともに、アスリートや各種競技の普及啓発に活用するロゴを制作しました。	引き続き、国際大会等に出場する本市ゆかりのアスリート等と協定締結するとともに、動画やグッズの制作などアスリートを応援する取り組みを実施するとともに、バリ五輪以降は協定を締結したアスリートと一緒にスポーツ振興に関するイベント等を、ご本人並びに関係スタッフ等と協議し、実施します。本市のスポーツをさらにPRするためのポータルサイトの創設や7月に開催されるバリ五輪のパブリックビューイングの実施を検討します。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
文化スポーツ部	スポーツ推進課	総合体育館改修工事（エアコン以外）	総合体育館のエアコン設置と災害時の活用	エレベーター設備交換、トイレの洋式化・自動水洗化等を実施します。	エレベーター・トイレ改修工事については、順調に進捗しており、予定どおり、令和5年度末までに完了する見込みです。	エレベーター・トイレの改修工事については、令和5年度末に完了します。7年4月1日の総合体育館の再オープンに向けて、適正な管理を行います。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	茅ヶ崎アスリート支援事業（子ども文化スポーツ応援金）		「子ども文化スポーツ応援金」制度を創設し、文化芸術・スポーツ分野で活躍した市内居住の子どもの応援金を支給します。	文化・スポーツ分野の全国大会以上で活躍する子ども達を応援するため、「はばたけ、子どもたち！文化・スポーツ応援金制度」を文化推進課と連携し、創設しました。	子どもたちが意欲的に物事に臨んだり、主体的に自らの未来や社会を切り開こうとする力を育むことを目的として、スポーツ活動で全国大会以上に出場する市内に居住する18歳未満の子どもたちを対象とした「はばたけ、子どもたち！文化・スポーツ応援金制度」を開始し、子どもたちを激励し、敬意を表するとともに、これからの活動を応援します。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	夜間照明施設開放事業		屋外スポーツ種目の活動場所確保する目的から中学校（梅田・円蔵・北陽・中島）の夜間照明施設を開放します。利用者が限定的である小学校プール開放事業は、効果を検証しながら実施します。	屋外スポーツ種目の活動場所を確保する目的として中学校（梅田・円蔵・北陽・中島）の夜間照明施設を利用しグラウンドの開放を実施しました。また夏季には小学校プール開放事業を実施し、4488名が参加しました。	夜間照明施設を利用したグラウンドの開放事業については、令和6年度も継続して実施します。また、小学校プール開放事業については、開放する小学校を再検討し、効率的に実施します。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	ウクライナ避難民人道支援事業		ロシアによるウクライナ侵攻により、本国からの避難を余儀なくされたウクライナ避難民が、茅ヶ崎市内において安全・安心な暮らしを送ることに、侵攻により受けた被害からの回復を図るため、人道支援金の支給や生活に必要な情報提供などを行います。	ウクライナ避難民に対して人道支援金を支給しました。また、国や神奈川県等から情報提供があった場合は速やかに避難民に情報提供しました。	戦況の見通しが立たず、安心した日常生活を取り戻せる時期が依然不透明な中で、ウクライナ避難民が市内において安全・安心な暮らしを送ることができるように引き続き人道支援金を支給します。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	平和啓発事業		非核宣言自治体である本市の「平和都市宣言・核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、平和の大切さを次世代に伝えることを目的に小・中学生のポスター・作文コンテストを行い、その入賞者を平和大使として8月6日に広島市に派遣するピーストレイン事業を行います。また、オンライン平和学習事業として、平和と向き合い、考える機会を設けます。	ポスター・作文コンテストで、1065作品から選ばれた小学生3人・中学生3人を平和大使として8月5日から2泊3日で広島に派遣しました。平和大使は、市民により作成された千羽鶴を広島平和記念公園内にある原爆の子の像に献納し、8月6日の平和記念式典に参加するとともに、約100名の参加があった平和のつどいで平和について学んだことを発表しました。オンライン平和学習事業は年度末までに実施予定です。	市内小・中学生を対象として平和啓発を目的に、「平和について」ポスター・作文コンテストを実施し、入賞者を平和大使として広島に派遣します。また、広島に派遣する前に事前学習を実施することで、平和への理解を深めます。オンライン平和学習事業は平和祈念展示資料館のプログラムを利用し、貸し出し展示を活用して実施する予定です。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	ゆかりのまち市民交流事業		本市は、昭和58年から、愛知県岡崎市との間で「ゆかりのまち」の提携をしています。歴史的なつながりを次世代へと継承しつつ、相互の地域発展を目指して、スポーツ交流や文化交流事業の実施を通じて連携強化を図ります。提携40周年にあたる令和5年度、本市では、記念事業として、市民がオンラインで岡崎市をめぐるバーチャルツアーを行います。	青少年交流事業では茅ヶ崎市の小学生等が岡崎市を訪問し、バレーボール競技を通して交流しました。40周年記念事業として、7月には、岡崎市を紹介するバーチャルツアーを実施するとともに、両市の広報紙を活用して、お互いの市政情報を発信し、ゆかりのまちへの愛着が深まるよう事業を展開しました。また、これを契機として両市の同じ部署同士の親交が深まるよう働きかけ、9課17事業を実施しました。	青少年交流事業では、ゆかりのまち岡崎市並びに災害時相互応援協定を締結している佐久市を本市に招いてバレーボール競技を通じた交流を行います。ゆかりのまち提携40周年を記念して、それぞれの名産品を贈り合い、展示することにより、相互の市民に両市が「ゆかりのまち」であることの認知度を上げ、市民レベルでの交流を促進します。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	女性のための相談事業		DVや生活困窮、子育てなど様々な悩みを抱える女性を支え、ジェンダー平等を実現するため、「家庭内でも暴力は犯罪である」という意識や「女性のための相談室」の認知度を高める啓発を実施します。また、DV防止に向けて、若年層から暴力について考える契機となるよう、中学生向けデートDV（交際相手からの暴力）予防のワークショップを実施します。	デートDV予防事業を希望する市内中学校から3校を選定し、令和6年2月から3月にかけての実施に向けて実施日を調整しました。今後は委託先や実施校とも打ち合わせ等を行い、実施に向けた準備を進めます。	令和5年度同様に市内中学校3校に対しデートDV予防講座を実施します。また、令和7年度以降に向けて、本事業をより多くの学校・生徒に対して拡散していく手法について教育委員会等と引き続き検討します。
福祉部	地域福祉課	成年後見制度利用促進に向けた体制整備（中核機関の設置・運営）	成年後見制度の利用促進のための機能強化	高齢者や障がい者が安心して生活を送ることができるよう、令和5年度に、成年後見支援センターを市役所庁舎内に移転し、成年後見制度に関する専門機関（中核機関）として位置付けます。地域の関係者や関係機関、社会福祉士等の専門士業や専門職と連携し、地域での見守り体制を構築するとともに、成年後見制度の適切な利用促進を進めます。	令和5年4月17日に市役所分庁舎内へ成年後見支援センターを移転し、中核機関として新たに運用を開始しました。地域包括支援センターや相談支援事業所等と連携をしながら、成年後見制度が必要と思われる方が相談につながり、適切なタイミングで制度利用できるよう支援に取り組んでいます。令和5年度は相談者数（実人数）が大幅に増加しました（令和元年度から4年度までの年間相談者数約110人に対し、令和5年度は12月末時点で約230人）。	今後さらに個人の権利擁護の必要性が高まる中、少子高齢化が進み、成年後見制度が適切に利用されるよう、成年後見制度の周知啓発を引き続き行うとともに、相談対応スキルの向上、専門士業団体や支援機関等との協力体制のさらなる強化に取り組みます。
福祉部	地域福祉課	重層的支援体制整備事業		少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活することができる包括的支援体制の推進に取り組みます。	狭間の課題を抱えた世帯への相談支援と多機関と連携した包括的な相談支援、地域の福祉活動の支援、地域と協働した地域・社会参加の支援を行いました。福祉総合相談の件数は550件の見込みとなっています（地域のネットワーク会議での相談件数を含む）。	狭間の課題を抱えた世帯への相談支援について、多分野の関係機関と勉強会を開催し、相談対応件数の増加と連携の質の向上を図ります。福祉総合相談の件数575件。
福祉部	地域福祉課	地域福祉計画の改定事務		地域福祉計画を改定し地域福祉の実現を図ります。	現行の地域福祉計画は令和7年度を終期としており、改定に向けた検討は令和6年度からの2か年を予定しています。5年度は、現行計画の進捗管理を行う中で、地域や茅ヶ崎市社会福祉協議会をはじめとする多様な機関と連携をして、地域福祉の推進を図りました。	令和5年度までの取組の評価や、市民アンケート調査による地域福祉の実態把握を行い、課題を整理したうえで、8年度の改定に向けた検討を行います。検討にあたっては、地域や福祉活動団体、地域福祉推進委員会等の意見を反映します。
福祉部	地域福祉課	生活困窮者自立相談支援事業		新型コロナウイルス感染症の継続や原油価格・物価高騰の影響による生活困窮者の増加や困窮状態の長期化に対応するため、生活困窮者の相談・支援体制を強化し、自宅訪問や各種窓口への同行などのアウトリーチ、就労後の定着支援としての継続的フォローなどをより一層進めます。令和5年度から、生活困窮者自立相談支援員を増員し、相談支援機能を拡充します。	重層的支援体制整備事業を活用することにより、連携する窓口や地域団体を増やし、相談の経路を拡大しました。新規相談受付は285件、支援プラン策定は65件の見込みとなっています（令和4年度は、新規相談受付231件、支援プラン策定は76件）。今後は、支援プラン策定件数も増やし、相談支援の実効性を一層向上させる必要があります。	就労支援や就労準備支援事業、地域の居場所への参加等の具体的な支援を進めるために相談者本人と協働して策定する支援プランの件数を増やします（130件）。
福祉部	保険年金課	特定健康診査等事業		特定健康診査等対象者の多様な特性を捉え、ナッジ理論等を用いて、効果的かつ効率的な受診勧奨を実施し、特定健診・特定保健指導の実施率向上を図ります。	健診対象者にナッジ理論を用いたはがきの送付や電話による受診勧奨を実施し、特定健診受診率（12月末日時点）は31.9%となり、令和4年度同日時点の29.7%から増加しました。特定保健指導の利用勧奨は、専門職から対象者全員に電話をし、集団保健指導参加者数（12月末日時点）が73人となり、4年度同日時点の60人から増加しました。 * 令和5年度実績値の確定は令和6年11月末日となります。	令和5年度の実績を踏まえ、AI技術を活用した受診勧奨事業導入を含め検討を行う予定です。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
福祉部	保険年金課	システム標準化・共通化国民健康保険システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に国民健康保険事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和5年度に引き続き、デジタル推進課とともに、7年度末までの移行完了期限に向けて、標準仕様書の確認や契約等準備を進めます。
福祉部	保険年金課	システム標準化・共通化国民年金システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に国民年金事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和5年度に引き続き、デジタル推進課とともに、7年度末までの移行完了期限に向けて、標準仕様書の確認や契約等準備を進めます。
福祉部	保険年金課	システム標準化・共通化後期高齢者医療システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に後期高齢者医療保険事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和5年度に引き続き、デジタル推進課とともに、7年度末までの移行完了期限に向けて、標準仕様書の確認や契約等準備を進めます。
福祉部	保険年金課	国民健康保険料徴収率向上に向けた取り組み		RPA・電子申請・電子財産調査等の活用による滞納整理のデジタル化を推進し、滞納整理業務の効率化および徴収率の向上に向けた取り組みを進めます。	預貯金の財産調査の電子化にあわせRPAを活用し、財産調査事務の効率化に努めた結果、預貯金の差押件数（12月末日時点）は252件となり、令和4年度同日時点の124件から大幅に増加しました。滞納繰越分の収納率は、対前年度比で3.63%増加しています。また、電子財産調査により差押を実施し、未納保険料へ充当した金額（12月末日時点）は約1600万円となっています。	令和5年度の実績を踏まえ、生命保険の電子財産調査の導入について検討を行います（預貯金電子財産調査とは別システムのトライアルを検討中）。
福祉部	生活支援課	システム標準化・共通化生活保護システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に生活支援に関する事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和7年度中の新システム導入に向けて、自治体情報システム標準化関連業務を委託することにより、標準仕様書の仕様に基づき、現在使用しているシステムから今後導入するシステムへの移行に必要となる準備作業を進めます。
福祉部	障がい福祉課	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（障がい者）	災害時要配慮者の支援体制強化	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登録者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者に対し、個別避難計画を作成します。	避難行動要支援者名簿の登録者に対し、災害発生時等にどのような支援を必要とするかを把握するためのチェックリストを12月末日時点で967人に対し作成するとともに、市内の各地区で意見交換を行い、現状や課題を共有しました。また、令和6年度以降の個別避難計画の作成に向けて、実施方法等を検討しました。	令和5年度に作成したチェックリストの結果を基に、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を開始します。また、実効性のある個別避難計画作成のため、市内各地区との意見交換についても、引き続き実施します。
福祉部	障がい福祉課	「ちがさき障がい者支援アプリ」の運用に関する事務		障がい者等のQOLの向上を目指して、新しい生活様式を踏まえた手法により日常生活や災害時に必要な情報を取得することができるよう、「ちがさき障がい者支援アプリ」による情報提供・発信等を展開します。障害福祉サービス事業所等の基本情報や空き状況の提供、バリアフリーマップの登録、障がい特性に応じたプッシュ型通知の発信、相談のオンライン予約、電子障害者手帳との連携等を進めます。	「ちがさき障がい者支援アプリ」の周知を行い、令和5年12月末日時点で、ダウンロード者数1555件、登録者数588件、事業所掲載数248件、バリアフリー情報掲載施設等数300件（うち、みんなにやさしいお店44件）となりました。イベントのお知らせ配信等の情報提供・発信を行うとともに、アプリの機能を活用した利用者アンケートを行い、いただいたご意見に対し、アプリの改修を行いました。	「ちがさき障がい者支援アプリ」をより多くの障がい者等に利用していただけるよう引き続き周知を図るとともに、効果的な情報提供・発信を行い、「みんなにやさしいお店」については、掲載する店舗等を増やすため積極的な周知を行います。アプリの機能を活用した利用者アンケートを行い、必要に応じて機能の改修等を行います。
福祉部	障がい福祉課	障がい者ふれあい活動ホームの運営・管理		市の外郭団体であり、指定管理者として障害福祉サービス事業所を運営する茅ヶ崎市社会福祉事業団について、その自主性、自立性を高め、より多くの自主事業が切れ目のない支援を行う法人として運営されるための、事業の実施手法を見直し、当該社会福祉法人のふれあい活動ホーム3施設については、指定管理の指定を外し、自主運営を行うよう検討を行います。	ふれあい活動ホームの今後のあり方について、今後の事業の継続にあたり、「ふれあい活動ホームあかしあ」の老朽化の課題を最優先に、対応を行う必要性が生じたため、この課題の解決に向けて、協議、調整を行いました。	「ふれあい活動ホームあかしあ」の事業継続に係る老朽化の課題解決のため、引き続き協議、調整を進めます。また、指定管理者との定例協議において、ふれあい活動ホームの今後のあり方について、引き続き協議を進めます。
福祉部	障がい福祉課	障害児通所施設かめっこくらぶ移転・機能集約		現在、松が丘と東海岸の2か所体制で運営している障害児通所施設かめっこくらぶについて、松が丘の1か所に機能を集約させます。	指定管理における日中一時支援事業の事業規模の適正化を図るための庁内調整、庁内手続きを進めました。また、保護者説明会等を実施しご理解を得られるよう努めるとともに、本件に係る指定管理者との協議を定期的に行いました。	松が丘1か所での日中一時支援事業の指定管理の運営を開始します。
福祉部	障がい福祉課	障がい児支援体制強化事業		医療的ケア児等が適切に切れ目のない支援を受けることができるよう、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるとともに、神奈川県や茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町からなる湘南東部障がい保健福祉圏域での連携により、総合的な支援体制の構築を行います。	茅ヶ崎市自立支援協議会の地域支援体制強化部会ワーキンググループにおいて、医療的ケア児等コーディネーターの役割を含む支援体制について検討を行いました。また、湘南東部障害保健福祉圏域において関係機関等が参加する会議を協議の場と位置付け、意見交換を行いました。	医療的ケア児等からの各種相談に応ずるための相談窓口を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域課題を関係機関で共有し、茅ヶ崎市自立支援協議会等を通じて課題の解決に向けた協議を行うとともに、引き続き、湘南東部障害保健福祉圏域内の関係機関等との意見交換を行います。また、家族等の介護負担軽減のため、医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施します。
福祉部	障がい福祉課	システム標準化・共通化福祉総合システムの再構築事業		利便性の高いサービスの提供や業務の効率化、コストの削減を図るため、令和7年度までに、ガバナメントクラウドを活用した標準準拠システムへと移行し、情報通信技術を活用した持続可能な行政運営の確立を目指します。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に障がい福祉に関する事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和7年度中の新システム導入に向けて、自治体情報システム標準化関連業務を委託することにより、現在使用しているシステムと、今後導入するシステムの機能比較を行います。
福祉部	障がい福祉課	基幹相談支援センター等機能強化事業		地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和5年度に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化の取り組みや人材育成等を行うことで、相談体制の充実を図ります。併せて、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者との役割を整理し、障がい者等が相談しやすい環境を整備します。5年度に、事業者の選定・決定を行い、基幹相談支援センターを開設します。	基幹相談支援センター設置運営法人の選定作業を進め、7月に法人を選定、8月に契約を締結し、10月に開設しました。基幹相談支援センターの開設後は、関係機関に役割等の事業説明を行うなどして周知を図るとともに、茅ヶ崎市自立支援協議会のプロジェクトにおいて、今後の相談支援体制について検討しました。	茅ヶ崎市自立支援協議会に相談支援部会を設置し、これまでのプロジェクトでの協議を踏まえ、今後の相談支援体制について引き続き検討します。基幹相談支援センターを中心に専門性の高い人材を育成するとともに、支援者へのケアを行う研修体系の構築等、支援者支援の体制整備を進めることにより、障がい者等が相談しやすい環境を整備します。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
福祉部	高齢福祉課	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（高齢者）	災害時要配慮者の支援体制強化	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登録者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者について対し、個別避難計画を作成します。	チェックリスト作成については、説明会や意向確認を経て7月までに地域包括支援センター13か所及び居宅介護支援事業所55カ所の計68か所と委託契約を締結し、受託率は約8割です。作成済件数は12月末日時点で3020件であり、A～Dに分類した結果、優先度の高いDに該当した高齢者は約15%です。令和5年度中の作成件数は約3600件を見込んでいます。	高齢者は状態が変化しやすく、年間の介護度変更割合が約1/3、新規名簿登録者が約4000人、死亡や入所による登録抹消者が約3000人発生します。また、介護人材不足による事業者の受託拒否も勘案すると、継続的に高齢者のチェックリストを作成することは現実的でないため、令和6年度以降は高齢者の優先度判別手法を変更し、チェックリストの結果から得た傾向を基に、介護度を要件化することで判別します。個別避難計画は介護事業者への委託契約により10月以降に作成します。
福祉部	高齢福祉課	養護老人ホーム湘風園への運営及び再整備の支援業務	養護老人ホームの再整備	環境上の理由および経済的理由により自宅での生活が困難と判断される高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、権利擁護の推進を図ることを目的として、茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会を支援し、令和10年度までに「養護老人ホーム湘風園」の再整備を行います。5年度から基本設計・実施設計を行い、7年度から本館の建替え工事を行います。	茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の支援により、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会は適切に敷地測量、基本設計及び地質調査を実施しました。	社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が適切な実施設計を作成できるよう支援し、養護老人ホーム湘風園の再整備を進めます。
福祉部	高齢福祉課	指定管理施設（ケアセンター）管理事業		施設を安全で安心に利用するため、萩園ケアセンター給水設備他改修工事及び空調設備改修工事、元町ケアセンターの空調設備交換工事の予防保全工事を実施します。また、松林ケアセンターの電気機器として使用されていた高圧進相コンデンサがポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による追加処理が必要となったため、交換工事を実施します。	施設を安全で安心に利用するため、萩園ケアセンター給水設備他改修工事、元町ケアセンターの空調設備交換工事の予防保全工事を実施しました。	施設を安全で安心に利用するため、萩園ケアセンター空調設備改修工事の予防保全工事を実施します。また、松林ケアセンターの電気機器として使用されていた高圧進相コンデンサがポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による追加処理が必要となったため、交換工事を実施します。
福祉部	高齢福祉課	指定管理施設（老人憩の家）管理事業（予防保全）		施設を安全で安心に利用するため、令和6年度に老人憩の家浜須賀会館空調設備改修工事、老人憩の家萩園いこいの里の空調設備改修工事の予防保全工事を実施します。	令和6年度に実施予定です。	施設を安全で安心に利用するため、老人憩の家浜須賀会館空調設備改修工事、老人憩の家萩園いこいの里の空調設備改修工事の予防保全工事を実施します。
福祉部	高齢福祉課	重層的支援体制整備事業（地域介護予防活動支援事業）		住民等が連携し、地域全体で支え合い、すべての住民が自分らしく生活することができる包括的支援体制を再構築します。	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的支援体制の再構築として、コロナ禍で活動する場が減少した介護予防ボランティアに対し、スキルとモチベーションを高めるため、研修会を実施しました。また、コロナ禍でボランティアを休止や中止するものが多く、登録者数が減少していることや、事業を再開するにあたり新たなボランティアの養成が必要ことから、歌体操ボランティアの養成を行いました。歌体操ボランティアは、新たに18名の方をボランティアとして登録しました。	現在登録している介護ボランティアに対しては、スキルとモチベーションを高めるための研修会を実施します。ボランティアの登録者数の減少については、歌体操ボランティア養成講座の他、高齢者支援リーダーの養成講座を実施します。
福祉部	高齢福祉課	地域ケア会議推進事業		市内13地区が実施する地区別地域ケア会議を充実させ、地域包括支援センターの機能強化を図ります。地区別地域ケア会議で出た、市全体で検討すべき課題について、関係機関等を招集して地域ケア推進会議を開催します。また、個別のケースを取り扱う自立支援型地域ケア個別会議では、専門職の助言を受けて、要支援者等の生活行為の課題解決等、状態の改善、自立を促します。	市内13地区が実施する地区別地域ケア会議（計26回）には、基幹型地域包括支援センターが向 outward とともに、他地区の開催状況等が情報交換できる場を設けました。地域ケア推進会議は「移動支援について」をテーマに2月1日開催予定です。自立支援型地域ケア個別会議は12月に3回実施し、計82名の出席がありました。	市内13地区が実施する地区別地域ケア会議に出席し、機能強化に努めます。地区別地域ケア会議で出た、市全体で検討すべき課題について、関係機関等を招集して地域ケア推進会議を1回開催します。自立支援型地域ケア個別会議は3回実施します。
福祉部	介護保険課	システム標準化・共通化介護保険システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に介護保険事務を執行する上での運用について検討を行いました。介護保険事務処理システムはカスタマイズも多く専門知識を有する職員の不足が課題となっています。	令和7年度末の標準化移行に向けて、専門知識を有する職員の不足を補うため、外部委託による要件整理を実施します。
福祉部	介護保険課	介護保険料徴収率向上に向けた取り組み		RPA・電子申請・電子財産調査等の活用による滞納整理のデジタル化を推進し、滞納整理業務の効率化および徴収率の向上に向けた取り組みを進めます。	預金調査の電子化により介護保険料の滞納整理業務の効率化に努めた結果、令和5年12月末日時点の滞納繰越分の収納率が令和4年度同日時点と比較して1.2%増となりました。なお、預金の電子調査をはじめとした滞納整理業務について、担当内での知識の共有化が課題となっています。	引き続き預金調査の電子化を推進し介護保険料の滞納整理業務の効率化による徴収率の向上を図ります。また、預金の電子調査をはじめとした滞納整理業務の知識について担当内での共有化を推進します。
福祉部	介護保険課	地域密着型サービス事業者等の指定・指導等に関する事務		介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業確保を目的に事業者に対する指導を実施します。	集団指導及び実地指導からなる運営指導を実施しています。集団指導については今年度よりYouTubeによる動画配信により実施を行いました。実地指導については年間60件程度を実施しており、事前準備や現地訪問等のマンパワー不足が課題となっています。	マンパワー不足を補うため、令和6年度から新たに実地指導の一部の業務を外部委託し、効果的かつ効率的な指導を目指します。
こども育成部	こども政策課	小児医療費助成事業	小児医療費助成の所得制限、一部負担金の廃止	時限的に助成対象を拡大している小児医療費助成事業について、令和5年7月からは、中学3年生までの全ての子どもを対象に小児医療証を交付し、医療機関窓口などにおける保険適用分の医療費を無料化します。時限的な助成事業では、窓口で医療費を支払った後の払い戻しの手続きが必要でしたが、窓口で無料化となることで手続きが不要となります。	申請等に基づき対象者に新たな小児医療証を交付し、令和5年7月より所得制限及び一部負担金を撤廃し助成を行いました。制度改正により、所得の額にかかわらず助成を受けることができるようになり、また、一部負担金を撤廃したことにより、小児を養育する者の経済的負担の軽減を図ることができました。	令和6年度中に助成対象を高校生相当まで拡大する予定です。このことにより、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	ひとり親家庭の親および子どもの学び直しを支援するために、ひとり親およびその子の高等学校卒業程度認定試験合格に向けて、講座費用を補助します。	児童扶養手当受給者に対して現況届案内時にチラシを同封し、保育士の資格取得に向けて1件新規受付がありました。対象がひとり親の親とそのこどものうち高等学校を卒業していない者としていたことから、件数を多く見込むことができる事業ではないものの、試験合格により一部の国家資格や民間企業の受験資格を満たすことができるなど、業種の幅を広げて就労先を探すことができることから、ひとり親及びその子の生活の安定を図ることが期待できます。	ひとり親及びその子の生活の安定に繋がる事業であることから、ひとり親世帯やひとり親になる世帯へ周知を着実に行うだけでなく、市内の高校の進路担当の先生が生徒の中退前後に相談があった際に活用いただくために制度を周知します。
こども育成部	こども政策課	離婚前後親支援モデル事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	子どもの健やかな成長に必要な養育費の確保を支援するため、令和5年度から、離婚前後の親を対象に弁護士相談会の開催や養育費を確保するためのさまざまな手続きに要する費用への補助等を行います。	令和5年度新規事業として開始し、弁護士相談31件、公正証書等作成補助14件、保証1件を実施しました。年度末までに強制執行に係る費用への補助も見込まれています。市民課で離婚届を受取る際に本事業のチラシを渡すことに加え、児童扶養手当現況届の案内発送時にチラシを同封した7月末以降に申請が増えています。弁護士相談については9割の予約がありキャンセル待ちになることも多く、養育費の強制執行に必須となる公正証書等の作成に向けて離婚前から相談する機会が重要であることから、大きな効果を得ることができました。	「こども未来戦略」において、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭に対し養育費確保支援を強化することが位置付けられており、国として引き続き養育費確保に係る費用を補助することで、ひとり親世帯の生活の安定を図ることが示されました。養育費の確保によって離婚前から取組むことが効果的であることから、令和6年度においても市民課・市民相談課等と連携し、制度の周知を図るとともに、公正証場に補助金制度のチラシを配架し、制度利用を増やす取り組みを進めます。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
こども育成部	こども政策課	子ども食堂支援事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	子どもやその保護者に食事の提供を行い、安心して過ごすことができる居場所づくりを行う地域の子ども食堂に対し、開設経費・運営経費の補助や情報発信などの支援を行います。	こども食堂の開設又は運営をする団体に対し補助を行いました。運営経費に係る補助については、年度の前半分は、補助率2分の1を撤廃しました。後半分は、国の地域子供の未来応援交付金を活用し補助額を増額しました。補助申請を行った団体は、8団体となっています。	令和6年度は、引き続き国庫補助を活用し、現在、前半分と後半分に分かれている運営経費に対する補助制度を統一し、制度の明確化と事務負担の軽減を図ります。また、新規のこども食堂運営団体の立ち上げを促進し、これに対応する補助を用意します。
こども育成部	こども政策課	学習支援・子どもの居場所づくり支援事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	子どもやその保護者が安心して過ごすことができる、学習支援などの居場所づくりを行う団体に対し、活動支援を行います。令和5年度から、運営経費の補助や情報発信などの支援を行います。	令和5年度から新たに、学習支援を含むこどもの居場所づくりを行う団体に対する補助事業を開始しました。こどもの居場所づくりを行う団体に対し上限24万円、親子の居場所づくりを行う団体に対し上限2万円の補助制度を創設し、活動団体の支援に努めました。	引き続き、活動団体に対し、補助事業の周知を行うとともに、補助額を増額し、各団体への支援を強化することで、こどもたちが地域の大人に見守られ、安心して過ごせる環境の拡充を図ります。
こども育成部	こども政策課	システム標準化・共通化児童手当システムの再構築事業		児童手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	システムベンダから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に児童手当事務を執行する上での運用について検討を行いました。ただし、令和6年度に児童手当制度が大幅に制度改正されることとなり、システムベンダよりシステム標準化・共通化に向けて導入していたSEを制度改正対応に導入せざるを得なくなっており、スケジュールに遅れが生じる可能性があることから、システムベンダと調整を要する状況となっています。	令和6年度は児童手当だけでなく児童扶養手当も制度改正されることで、国が作成する標準仕様の確定が大幅に遅れることが確実な状況であり、それに伴いシステムベンダの開発が遅れることから、スケジュールの変更が余儀なくされることが見込まれます。国に対して、児童手当及び児童扶養手当について、システム標準化・共通化の実施時期を延長するよう求めます。
こども育成部	こども政策課	システム標準化・共通化児童扶養手当システムの再構築事業		児童扶養手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	システムベンダから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に児童手当事務を執行する上での運用について検討を行いました。ただし、令和6年度に児童扶養手当制度が制度改正されることとなり、システムベンダよりシステム標準化・共通化に向けて導入していたSEを制度改正対応に導入せざるを得なくなっており、スケジュールに遅れが生じる可能性があることから、システムベンダと調整を要する状況となっています。	令和6年度は児童扶養手当だけでなく児童手当も制度改正されることで、国が作成する標準仕様の確定が大幅に遅れることが確実な状況であり、それに伴いシステムベンダの開発が遅れることから、スケジュールの変更が余儀なくされることが見込まれます。国に対して、児童手当及び児童扶養手当について、システム標準化・共通化の実施時期を延長するよう求めます。
こども育成部	こども政策課	ファーストプレゼント事業	産み育てやすい環境づくり	令和5年4月以降に出生した新生児を対象に市内事業者の協力のもとカタログギフトを贈答します。	令和5年4月から11月までに出生した1015人の世帯を対象に、お子さんの誕生を社会全体でお祝いする気持ちを込めた2万円分のギフトカタログを贈答しました。 【12月末時点ポイント消費状況】 ・送付者数1015人、送付ポイント数2030万ポイント、消費ポイント791万ポイント、消費ポイント割合39% 【アンケート結果】 回答者429人（満足309人、やや満足94人、どちらとも言えない19人、やや不満4人、不満3人） 【アンケート調査による主な意見】 ・高騰してるベビーグッズを頂けてありがたいと思ってます。茅ヶ崎がもっと子供世帯に優しい市になりますようにこれからも願ってます。ありがとうございました。 ・全額商品券or現金がよい。 ・このような企画を知らなかったのでとても嬉しかったです。ありがとうございました。 ・子育て支援が増えてくれるととても助かる。	令和6年度も継続して事業を実施します。なお、プロモーション活動の一環として実施しているWEBマガジンやLINEの配信等について、実施内容の見直しや、子育てを社会全体で応援する機運を高めるためにより効果的な施策展開を検討します。また、ポイントの消費割合を向上させるための周知活動や運用方法の見直し等を検討します。
こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭総合相談事業		ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、ひとり親家庭に対して、関係機関と連携を図り就労相談会等を実施します。児童扶養手当現況届受付期間に、就労相談、生活相談、子育て相談の相談窓口を開設します。	児童扶養手当の現況届提出時期である8月に相談会を2日間開催し、ひとり親世帯から28件（就労10件、生活7件、子育て2件、法律8件、住まい1件）の相談があり、相談会終了後に1名就労したことを確認するなど一定程度の課題解決に結びついています。一方で、開催時期が8月のみとしていることにより、ひとり親世帯が抱える課題に対して相談の機会を提供しきれていないことから、来年度以降の相談会開催時期・回数について検討が必要と考えています。	「こども未来戦略」において、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援などを多面的に強化することが位置付けられました。より相談する機会を設けるため、これまでの児童扶養手当の現況届提出時期である8月に加え、四半期に1回開催（計5回）にすることで年間を通じて関係機関とともに対応できる体制とし、ひとり親世帯が抱える課題解決を図ります。
こども育成部	こども政策課	こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む）に関する事務		令和5・6年度中に（仮称）第3期茅ヶ崎子ども・子育て支援事業計画を令和5年4月1日施行のこども基本法に定めるこども計画と一体化して策定します。	こども基本法に基づく「こども計画」の策定に向けて、計画の策定及びスケジュール等について、庁内会議や審議会で検討を行いました。また、こどもの意見を聴き取り組みとして、市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校など7施設に伺い合計226人から意見を聴き、また、小学生以下の保護者7500世帯を対象に無作為抽出によるアンケート調査を行うなど、計画策定に向けた取り組みを実施しました。	令和7年度を初年度とする「こども計画」の策定に向けて、引き続き、こどもの意見を聴き取り組みとして、こどもモニターや市民討議会（おとな版・こども版）を実施し、計画策定に向けた取組を進めます。また、「こどもまちプロジェクト」を引き継ぎ、計画の内容に反映させます。
こども育成部	こども政策課	こどもまちづくり支援事業		こどもが主体となって取り組むまちづくり活動を推進する団体を支援し、こどもが自ら考えて行動する機会を確保することにより、本市の将来を担う「ちがさきの人材」を育成することを目指します。	令和6年度からの事業実施に向けて、関係団体の現状把握に努めました。	こどもが主体となって取り組むまちづくり活動を推進する団体に対し、活動に係る経費の一部を助成します。
こども育成部	こども政策課	ファミリー・サポート・センター利用助成事業		地域の人たちが会員となり、会員相互の育児援助活動として生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもの預かり、自宅での見守り支援、児童の送迎等を行うファミリーサポートセンター事業の利用費を助成することで、制度利用の促進を図ります。本事業の利用促進により、家庭での養育者の孤立や孤独による産後うつ等の発生や虐待等のリスクの軽減、仕事との両立支援など育児負担の軽減、保護者がレスパイトを享受できる環境づくり及び多子支援につなげていきます。	令和6年度からの事業実施に向けて、現状把握及び制度設計の検討を実施しました。（令和5年4月～12月の活動件数：5620件）	依頼会員から支援会員に支払われる利用料金を市が助成します。具体的には、基本料金がこども1人1時間当たり700円のところ、第3子以降の預かりについては700円を助成し、利用料金は無料とします。ひとり親世帯、生活保護世帯及び非課税世帯は、400円、その他の世帯は200円を助成します。なお、休日や夜間等の200円割増。兄弟預かりの場合は、2人目以降の基本料金及び助成額が半額となります。
こども育成部	こども政策課	子育て支援センターの指定管理者制度導入事務		市の直営管理（運営を事業者へ委託）としている市内4つの子育て支援センターについて、指定管理者制度の導入を検討します。	現在事業委託をしている事業者をはじめ、当施設の指定管理者となり得る事業者に対してヒアリングを実施し、指定管理者制度導入の可能性と、導入後の施設の姿について検討を行いました。また、制度導入に対する市としての考え方をまとめるべく調整を行いました。	制度導入に関して必要な条例改正等を行うとともに、指定管理者の公募、選定及び令和7年4月の導入開始に向けた調整を行います。
こども育成部	こども政策課	浜竹子育て支援センター外部修繕工事		屋根の水漏れ、数ヶ所にわたるコロナル屋根素材の割れや剥がれに対し修繕を実施します。あわせて、野地板の強化や、「建物維持管理の手引き」に基づく点検で報告を受けた、経年劣化による玄関ポーチ底部分の塗装の剥がれや外壁のシーリングに亀裂に対する修繕を同時に実施します。	令和5年12月に修繕の工事が完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。

事務事業に関する情報				進捗状況		
基礎情報						
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要	令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
こども育成部	こども育成相談課	家庭児童相談事業（こども家庭センター）	こども家庭センターの設置	妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない相談・支援を行うため、令和6年4月に、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を一体化した「こども家庭センター」を設置します。	令和6年4月のこども家庭センター設置に向け、子ども家庭総合支援拠点を担っている児童福祉部門と、子育て世代包括支援センターを担っている母子保健部門を5年4月の組織改正で同一の課とし体制強化を図りました。また、国の説明会等の情報を参考にしながら、運営や体制等の準備を進めました。	特に支援が必要とされる妊産婦や乳幼児、保護者のその家庭等を対象に、個々の事情に合わせたサポートプランを作成し、切れ目のない相談支援を行います。また、子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすため、地域子育て相談機関の整備に向けて取り組みます。
こども育成部	こども育成相談課	産後ケア事業	産み育てやすい環境づくり	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、保健指導・栄養指導、適切な授乳を実施するためのケア、育児手技の具体的な指導や相談を実施します。 利用者が病院・診療所・助産所等に来所し必要なサービスを受ける通所（デイサービス）型と、助産師等が利用者の自宅を訪問して保健指導やケアを行う在宅訪問（アウトリーチ）型により、支援を実施します。	希望する全ての方が利用できるよう、従来行っていた通所（デイサービス）型及び訪問（アウトリーチ）型に加え、宿泊（ショートステイ）型を導入するとともに、利用者の自己負担額を3割から1割に軽減、利用回数の増加、利用年齢の拡大を行いました。令和5年度の申請人数見込みは260人、各実施方法ごとの利用件数内訳としては、訪問型が325件、通所型が260件、宿泊型が110件です。	現状、産後の約10%の方が利用していますが、制度の拡充により利用者数・利用件数の増加が見込まれます。状況によっては、受け入れ場所の確保が課題となってくることも想定されることから、広域での受け入れ場所の確保も念頭に、希望する全ての方が利用できるよう、引き続き取り組みます。
こども育成部	こども育成相談課	母子健康手帳・妊産婦健康診査事業（産婦健康診査事業）	産み育てやすい環境づくり	産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間・産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が高まっています。産婦の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを整えるため、産婦健康診査にかかる費用を助成します（助成額は1回当たり5000円、1人につき最大2回まで）。 妊婦届を提出された方に、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券と併せて、産婦健康診査費用補助券を発行します。里帰り出産等により市が指定している以外の医療機関で産婦健康診査を受けた場合も事後精算により対応します。	母子健康手帳交付時に補助券を配布し、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦の健康診査受診を促しました。令和5年度の実績見込みは、2491件、1245万5000円となります。	産後ケア事業の利用者数・利用件数の増加や子どもへの虐待による死亡事例のうち、0歳児が約6割を占めていることなどから、出産後不安定な状況にある母子への支援につなげられるよう、引き続き取り組みます。
こども育成部	こども育成相談課	育児支援家庭訪問事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	要保護児童（支援を要するヤングケアラーを含む）等の家庭に対して、保健師等の訪問による養育に関する指導・助言や、ヘルパー派遣による家事支援サービスを実施し、子育て家庭のストレス等の負担軽減と養育環境の安定を図ります。	養育支援が必要な家庭に家庭児童相談員による訪問支援及びヘルパーによる家事・育児支援を実施、児童の適切な養育環境を確保し、令和5年度の実績見込みは利用者7名となっています。	児童の適切な養育環境を確保するため、引き続き、養育支援が必要な家庭に家庭児童相談員による訪問支援及びヘルパーによる家事・育児支援を実施します。
こども育成部	こども育成相談課	家庭児童相談事業（虐待防止周知）	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	これまでの見守る側の大人に対する周知に加え、小・中学生に対して児童虐待（ヤングケアラーを含む）に関する例示や相談先を記載した周知カードを作成・配布し、子どもからの発信の機会向上を図ります。	児童虐待等に関する事例等を記載し、困った際の相談先として家庭児童相談室や虐待専用ダイヤルを周知するため、市内全小中学校に携帯や保管がしやすい名刺サイズのカードを約2万枚を夏休み前に配布し、周知・啓発を行いました。	カードの掲載内容を見直すとともに、配布対象を市内の高校に拡大することで更なる周知・啓発を図ります。
こども育成部	こども育成相談課	妊婦歯科健康診査事業	産み育てやすい環境づくり	妊婦のむし歯や歯周病等の早期発見、早期治療を図るとともに、妊婦が妊娠早期から胎児の口腔衛生管理に関心を持つことで、乳幼児のむし歯予防や、子どもの健やかな成長につなげられるよう、妊婦歯科健康診査の費用を助成します（自己負担額500円、1人につき1回まで）。 妊婦届を提出された方に、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券と併せて、妊婦歯科健康診査費用補助券を発行します。	母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査の記録票を配布し、健診の受診を促すとともに、要精密検査対象者については、医療機関より検査の受診を促しました。令和5年度実績見込みは、受診件数が95件、そのうち要精密検査が32件となります。	妊娠中はホルモンバランスが変化し、虫歯や歯周病になりやすく、場合によっては低出生体重児の出産につながる可能性があり、生まれてくる赤ちゃんに虫歯菌をうつさないための予防効果もあることから、引き続き妊婦一人一人に対し受診を促すとともに、妊婦の口腔健康管理の必要性について周知を図ります。
こども育成部	こども育成相談課	母子健康手帳・妊産婦健康診査事業（多胎児）	産み育てやすい環境づくり	多胎児の妊娠における母体の健康管理と胎児の健やかな発育・発達を支援し、多胎妊婦の経済負担を軽減するため、令和5年度から、多胎妊婦の妊婦健康診査にかかる費用を助成します（助成額は1回当たり4000円、1人につき最大5回まで）。 市の妊婦健康診査の規定回数（14回）を超えて受診した費用の一部を事後精算の対応により助成します。	多胎妊婦に対しては、母子健康手帳交付時に個別に妊婦健康診査の加算についての説明を行いました。多胎妊娠の多くが管理入院となることから、令和5年度の加算分の利用実績はありませんでした。	多胎妊娠の方は、母体への負担が単胎に比べて大きく、頻回な健康診査の受診が推奨されており、単胎の方に比べて経済的負担が大きくなることが想定されることから、引き続き多胎妊婦一人一人に対して支援します。
こども育成部	こども育成相談課	家庭児童相談事業（情報共有システム導入）		厚生労働省が導入した全国的な要保護児童等情報共有システムと連携できる業務システムを導入し、よりきめ細かく切れ目のない相談業務を行うとともに、対象児童が転居した際の自治体間における引継ぎや情報共有の不足による虐待の重大事案発生を未然に防ぎます。 令和5年度中に、システム構築、データ移行を行います。	令和5年7月に事業者決定後、システム構築や運用方法に関する会議・修正を重ねました。6年1月末でデータの整理が完了し、2月から新システムが稼働となる見込みです。	新システムを使用する際の要保護、要支援児童等のケースの進行管理や統計データ作成を行うとともに、国の情報共有システムへの連携を行います。
こども育成部	こども育成相談課	重層的支援体制整備事業（母子保健コーディネーター事業）		妊産婦が不安なく妊娠期から出産を経て子育て期を過ごすことができる環境を整えるため、令和5年から、母子保健コーディネーターの相談・支援体制を強化し、母子健康手帳の交付時の面接や電話相談等により、母体および家族の健康維持に役立つ情報や子育て支援サービス等、個々のニーズに合わせた情報提供を行います。 また、妊婦届出書のアンケートをもとに、支援が必要な妊婦への電話対応、リスクアセスメントシートを活用した個別支援計画の作成等を行い、産後ケア事業終了後も切れ目のない支援を行います。	妊婦から出産、子育て期の切れ目のない相談・支援体制の強化を目的として、母子保健コーディネーターを1名増員しました。令和5年度の利用者数の見込みは、妊産婦・乳幼児相談対応件数が2460件、窓口、電話手続き・事務処理件数が1092件です。	令和6年度から妊婦届の受付及び母子健康手帳の交付場所を市役所に集約することで専門職による面談機会を増やし、困っている家庭との繋がりを深め、切れ目のない支援の充実を図ります。
こども育成部	こども育成相談課	いとしのベビー出産・子育て応援事業		妊娠から出産、子育て期まで身近な伴走型の相談支援と経済的支援をあわせたパッケージとして充実させ、安心して出産・子育てができる環境を整えます。	妊婦届出後の出産応援金5万円、出生届出後の子育て応援金5万円の令和5年度の給付見込みは、出産応援金8580万円、出生届出後の子育て応援金の計8319万円です。また、妊婦届出後8か月頃の方を対象に現在の状況を把握するためのアンケートを実施し、出産準備や産後の見通しを立てられるよう継続的な支援を行いました。	妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援の一つとして、引き続き経済的支援と伴走型支援に取り組めます。
こども育成部	こども育成相談課	システム標準化・共通化保健所総合システム（母子保健）の再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	国の動向を踏まえ機能要件や帳票要件等、母子保健事務を執行する上での運用について検討を行いました。	国の標準仕様準拠したシステム導入に向けて、ベンダーと契約を締結し、文字の標準化・データ移行、環境構築、テスト・研修、また関連システムとの円滑な連携を進めます。
こども育成部	こども育成相談課	乳幼児健康診査事業	産み育てやすい環境づくり	3歳6か月健康診査で実施する視覚検査に、お子さんへの負担がなく、かつ、短時間で弱視等の検出ができるスポットビジョンスクリーナーを導入し、早期の治療につなげるとともに、子どもの健やかな成長を支えます。 令和5年度中に、導入への準備と調整（健診会場での半暗室の確保や医師等との調整など）を行い、6年度から導入・活用します。	令和4年度の視察をもとに、健診会場のシミュレーションを行うとともに、地域の眼科医等との調整を行う等、導入に向けた準備を進めました。	スポットビジョンスクリーナーを早期に購入し、3歳6か月健康診査へ導入することで、弱視等の早期検出・早期治療につなげます。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
こども育成部	こども育成相談課	こどもセンター移転事業		保健所・保健センターを候補地とした、こどもセンターの移転を行います。	保健所・保健センターの新庁舎内に、こどもセンターを移転することを決定し、保健所と連携して基本設計が完了しました。	保健所と連携して実施設計を進めます。
こども育成部	こども育成相談課	家族とあかちゃんのための産前産後応援事業		妊娠中や出産後における心身の健康状態が不安定な時期や、育児に不安を抱えている時期に、安心して子どもを産み育てられるよう、ヘルパーを派遣し、妊産婦や家庭の負担軽減を図ります。	令和6年度実施に向けて事業内容の検討を進めました。	妊娠中から心身の不調がある方や産後に回復が思わしくなく体調不良の方、家族・親族等から支援が受けられないなどで家事育児が日常的に困難な家庭に対して、産前・産後のヘルパー利用を支援します。
こども育成部	こども育成相談課	新生児聴覚検査事業		聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査費用の一部を補助し、検査の受診を推進するとともに、保護者の経済的負担を軽減します。	令和6年度実施に向けて事業内容の検討を進めました。	新生児聴覚検査の費用の一部を負担するための補助券を母子健康手帳を交付する際に配布し、検査の受診を促進します。
こども育成部	保育課	保育所待機児童解消対策推進事業	保育園、児童クラブの待機児童解消対策	多様化する就学前児童の保育ニーズに対応し、必要な保育ニーズの受け皿を確保するため、保育士の確保対策、保育コンシェルジュの活用等により、待機児童の解消に取り組みます。 令和5年度から、認可保育所等に補助する年齢別利用者基礎加算等の見直し、保育コンシェルジュの相談日の拡充のほか、必要に応じて小規模保育事業の施設整備等を行います。	既存小規模保育事業の認可保育園化、及び公募による小規模保育事業を2施設整備を行い、計3施設の施設整備を行いました（令和6年4月開園予定）。 3施設合計で62名分の定員が増えることとなります。	依然増加する保育需要に対応するため、引き続き必要な受け皿の確保を図ります。 受け皿の確保策として、小規模保育事業の整備、幼稚園の活用、保育士確保等を実施します。
こども育成部	保育課	システム標準化・共通化子ども・子育て支援システムの再構築事業		保育に関する事務について、国が作成する標準仕様に基づく子ども・子育て支援システムを導入します。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に保育所等の入園事務・給付事務・保育料事務を執行する上での運用について検討を行いました。	国から示されている標準化後のシステム仕様書をもとに、現行のシステムと標準化後のシステムとの比較を行い、必要・不要となる事務の分析を実施し、令和7年度のシステム導入に備えます。
こども育成部	保育課	公立保育園管理運営事業		浜見平保育園に食器洗浄機を導入します。香川保育園にあるPCB含有するコンデンサ等を令和5年度中に廃棄処分します。	香川保育園にあるPCB含有疑いのあるコンデンサを交換し、適切に廃棄処分を行った。	令和6年度以降も、建物を適切に維持管理し安全な保育環境を整えることができるよう、予防保全を中心とした修繕を実施します。
こども育成部	保育課	紙おむつ処分経費補助事業		保護者及び保育士双方の負担軽減を図るため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するための費用等を補助します。	市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち、使用済み紙おむつの処分を行っている75園に対して処分経費の補助等の実施を見込んでいます。また、これまで保護者が紙おむつを持ち帰っていた保育所等のうち、紙おむつの処分を新たに実施するための保管用ごみ箱等の設置をすする8施設に対し、設置の補助の実施を見込んでいます。	令和5年度と同様に、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業に対して、処分経費の補助を行います。
こども育成部	保育課	保育所等教育・保育質向上事業		外部講師などにより子どもたちに特別な体験を提供する保育所等に対して、事業を実施するための経費の補助等を行います。	令和6年度実施に向けて事業内容の検討を進めました。	市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち、30園程度の実施を想定しています。
こども育成部	保育課	性被害防止対策事業（保育園）		保育所等に通う子どもへの性被害などを未然に防ぎ、また早期に発見するため、設備による対策を実施します。また、公立保育園においては、防犯対策も兼ねたカメラの設置も併せて実施します。	令和6年度実施に向けて事業内容の検討を進めました。	市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業の全80園に対して、対策に係る経費の補助等を実施する予定です。また、公立保育園の全6園について、防犯対策も兼ねたカメラの設置も実施する予定です。
こども育成部	保育課	公立保育園施設整備事業		令和6年度末までに、公立保育園の施設の在り方や今後の方向性を調整します。	公立保育園の在り方については、平成21年2月策定の「公立保育園に関する今後の方針について」から変わっていないことを確認しました。 保育需要の将来の推計も勘案し、保育の量を維持しつつ施設の更新を行う必要があることを資産経営課と確認し、作成中の公共施設等個別施設計画に反映しました。	個別施設計画に沿って、公立保育園の主要部位の更新や大規模改修について効率的に実施していくとともに、鶴が台保育園、香川保育園の建替え方針決定に向けた検討を進めます。
環境部	環境政策課	脱炭素社会に向けた普及啓発事業	ゼロカーボンシティの実現	気候変動などにより、脱炭素社会に向けた取り組みを加速させる必要性が高まる中で、本市の「気候非常事態宣言」に位置付けている「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し、パネル展示などのさまざまな啓発活動、民間事業者とのタイアップによる取り組み、みどりのカーテン事業などの市民のエコ活動促進などを実施します。	民間事業者のご協力のもと、市民向けにゴーヤ苗の配布に伴うみどりのカーテン事業を実施しました。また、小学生向けに夏休みの宿題応援にもなる、エネルギーの仕組みを学ぶワークショップの開催や、公共施設、民間施設における気候変動や省エネに関するパネル展を開催しました。 このようなイベントに際しては、任意でのアンケート調査にご協力いただくことで、現状における課題等の考察を行いました。	引き続き、民間事業者とのタイアップによる取り組みの拡充に向けた調整を進めるとともに、啓発事業の磨き上げを目指します。また、ソフト面に留まらず、例えば電動車の充電インフラ整備のようなハード面の整備を目指します。環境省等の国の補助事業には民間事業者向けのものもことから、当該スキームを活用することで、総合的にコスト負担を極力抑えた連携のあり方を追求します。
環境部	環境政策課	カーボンニュートラル推進事業	公共施設の再生可能エネルギーの導入推進	環境負荷が少ない、持続可能な社会、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市域への再生可能エネルギー導入の可能性や手法を検討する調査を行います。 また、調査結果に基づき導入目標を設定するとともに、目標達成に必要な脱炭素施策の実施方法や体制構築等の検討を踏まえ、再生可能エネルギーの導入をするための脱炭素シナリオを作成します。	環境省の間接補助事業である「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の補助金を活用し、市域のポテンシャル調査内容に基づき、脱炭素シナリオを整理しました。 エネルギー需要や温室効果ガス排出量の把握や将来推計を行い、再生可能エネルギーのポテンシャルを推計しました。地域特性、課題の分析に基づき、温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギー導入目標を設定したシナリオを整理しました。	本市域の「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」を市民・事業者の皆さまとの共通認識、共通目標の軸とし、地域連携による脱炭素の環の拡充を目指します。また、庁内連携による脱炭素シナリオの議論を深め、まずは令和12年度までの温室効果ガス削減目標に向け、実効性のある取り組みにつなげます。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
環境部	環境政策課	環境基本計画の中間見直し		生物多様性の保全、資源循環型まちづくり、気候変動対策等、本市の環境施策を総合的に定めた「茅ヶ崎市環境基本計画」について、策定から5年目となる令和7年度に、国内外の政策動向等の変化を踏まえ、中間見直しを行います。 5年度に市民・事業者対象のアンケートを実施し、そのアンケート結果を踏まえ評価を実施した上で中間見直しを行います。	市民及び事業者を対象としたアンケートを作成し、茅ヶ崎市内に在住する16歳以上の2000人の市民と、茅ヶ崎市内の茅ヶ崎商工会議所の会員1000か所の事業所を無作為に抽出し、アンケート実施の準備を整えました。5年度末までにアンケートを実施、集計して、次年度以降の評価につなげます。	令和5年度に実施した市民及び事業者を対象としたアンケート結果に基づき、環境基本計画に位置づけされた施策や取り組みについての評価を行います。7年度の中間見直しに向けた準備を進めます。
環境部	環境政策課	エネルギー及び気候変動対策支援事業		市民や事業者を対象とした太陽光発電設備、蓄電池、エネルギー収支ゼロ住宅、LED照明等設置促進を図ります。	国や県が実施している補助事業を幅広く周知します。また、本市でエネルギー及び気候変動対策を進める上でのニーズに合った支援がどのようなものか、検討を進めます。	国や県が実施している補助事情を幅広く周知します。また、本市でエネルギー及び気候変動対策を進める上でのニーズに合った支援がどのようなものか、検討を進めます。
環境部	環境保全課	公害の発生と拡大の防止に向けた人材育成事業		市民の健康または財産に甚大な被害を与える大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの典型7公害の未然防止のため専門知識の習得が必須となることから、職員的能力向上、業務水準の維持、向上を目的として外部研修を受講します。	例年に引き続き、公害防止に関する情報収集や職場内研修で人材育成を行いつつ適正に事務処理を行うとともに、来年度以降の人材育成事業の企画立案を行いました。	法に基づく事業所の立ち入り調査や指導等には、適切かつ迅速な対応が求められることから、限られた人員の中で、常に知識や技術を身につけておく必要があると考えます。令和6年度については「土壌・地下水汚染」等の専門性が高い研修を受講する予定です。
環境部	環境保全課	し尿処理施設管理運営事業		し尿・浄化槽汚泥の処理に必要なDCSシステムのアップグレードにより、施設の安定的な運転及び衛生的な処理を継続します。	DCSシステムのアップグレードは、令和7年度であることから、5年度においては通常のし尿処理を継続するとともに、今後の見直しについて情報を共有しました。	令和7年度のDCSシステムのアップグレードに向けて必要な調整を行います。
環境部	環境保全課	公衆便所維持管理事業		公衆トイレの自動ドア・センサー・水洗・浸透槽の修繕、樹木影響調査を実施し、維持管理コストの平準化と施設の長寿命化を図ります。	予定していた修繕（柳島海岸公衆便所の小便器取替、香川駅前公衆便所の配管と便器交換、茅ヶ崎駅北口公衆便所と南口公衆便所のみんものトイレ自動ドア装置部品交換等）のほか、令和6年度に予定していた修繕を前倒しして実施しました（茅ヶ崎駅北口公衆便所の洗面器、柳島海岸公衆便所と東海岸公衆便所の自閉水栓取替、東海岸公衆便所の男子洗面台詰まり、サザンビーチ西公衆便所のみんものトイレフィッティングボード取替）。	茅ヶ崎駅南口女子トイレ洗面水栓修繕、柳島公衆便所シャッター修繕を行います。
環境部	環境保全課	湘南東ブロックし尿処理広域化推進事業		茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町（湘南東ブロック）でし尿等処理の効率化を図るため、新たに広域的なし尿処理施設を整備し、令和14年度の供用開始を目指します。広域的なし尿処理施設は、今後の行政人口の減少を見据えた中で、持続可能な適正処理の確保、エネルギー使用の効率化や災害対策の強化を含めて検討を行います。	藤沢市、寒川町と「し尿処理部会」を立ち上げました。会議の開催回数は4回になる予定です。また、担当者級の会議体（ワーキング）を立ち上げました。会議の開催回数は10回になる予定です。令和6年第2回定例会で議決予定のし尿処理の事務の委託の規約や費用負担について協議を行いました。	令和6年第2回市議会定例会において、事務の委託の規約の議決を受ける予定です。また、費用負担を規定した協定書を秋ごろを目途に締結する予定です。令和7年度から具体的なし尿処理施設の整備に着手するために必要な協議や調整を行います。
環境部	環境保全課	美化推進事業		誰もが安心して暮らせる快適な環境を実現するため、日本で唯一の海岸美化専門の団体である公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、継続的に環境美化意識の高揚を図ります。その他、市民活動団体との協働による海岸利用に関するマナー啓発活動、市民参加による美化キャンペーン等の実施や物品提供等の活動支援を行うことで、海岸線を有するまちから海岸美化の取り組みを発信します。	かながわ海岸美化財団によるイベント後の清掃を含む海岸清掃を実施し、きれいな海岸を維持しました。ボランティア清掃ごみ袋の提供等を行いました（12月までで5235人）。美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を6月4日に実施しました（1565人参加。ごみ3310kg（可燃ごみ 2330kg、不燃ごみ 980kg）回収）。10月15日に小学生向けマイクロプラスチックの講座を実施しました（29人参加）。	かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施します。ボランティア清掃ごみ袋の提供等を行います。「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」を実施します。小学生向けマイクロプラスチックの講座を行います。
環境部	環境保全課	一般廃棄物（し尿）処理手数料電子納付推進事業		一般廃棄物（し尿）処理手数料に関して、システムの改修を行い、コンビニ納付、モバイルレジ及びスマートフォンアプリ決済で納付できるようにします。	システム改修の委託契約を締結し、委託業者と協議を行いました。また、コンビニでの納付を可能とするためのテストを行いました。令和6年3月中にはプログラム改修を完了する予定です。	令和6年度からコンビニ納付、モバイルレジ及びスマートフォンアプリ決済を開始します。
環境部	資源循環課	一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業（粗大ごみ処理施設整備事業）		老朽化が進む粗大ごみ処理施設について、旧ごみ焼却処理施設跡地にDBO方式により新施設を建設することで、廃棄物の適正処理、最終処分量の削減を図り、資源循環型社会の形成を目指します。令和5年度に整備・運営事業者を選定後、7年度までに施設の設計・建設工事を行い、8年度の供用開始を目指します。	粗大ごみ処理施設の整備事業については、7月に仮契約、9月に本契約を締結し、現地調査、各種申請協議を実施し、基本設計をとりまとめを進めています。	6月に工事着手し、令和6年から7年にかけて施設の建設工事を実施し、8年4月に供用開始する予定です。
環境部	資源循環課	一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業（北部地区生活環境向上事業）		最終処分場周辺に必要なインフラ整備について、令和15年度完了に向けて事業を推進します。	市道6360号線整備事業については、アスファルト舗装工事505平方メートル、H鋼土留工事43メートルを実施中です。市道7449号線整備事業については、埋蔵文化財の調査業務を実施中で、いずれも年度内に工事（調査）完了予定です。	市道6360号線整備事業については、40メートルの整備工事を実施予定です。市道7449号線整備事業については、埋蔵文化財の調査が終わった北側100メートルの整備工事を実施予定です。
環境部	資源循環課	ごみ有料化に関する事業		指定ごみ袋の安定供給を図るとともに、ごみ有料化事業の効果検証を進めます。また、「ごみ通信ちがさき」等を活用し、ごみ有料化に関する情報を市民・事業者にお知らせするとともに、ごみの分別が徹底されるよう継続的な啓発を行います。	指定ごみ袋の安定供給に努めるとともに、5月にアンケート調査を実施し、ごみ有料化事業の効果検証を進めました。また、12月に「ごみ通信ちがさき」を発行し、『ごみの年間排出量』や『ごみ有料化収支状況』を市民や事業者の皆さまへお知らせしました。	引き続き、指定ごみ袋の安定供給に努めるとともに、必要に応じて指定ごみ袋の仕様の見直しを進めます。また、ごみ排出量の推移やごみ有料化の収支状況についても、様々な媒体や機会を通じて、市民や事業者の皆さまにお知らせします。
環境部	資源循環課	戸別収集導入検討に関する事業		排出者責任を明確化するとともに超高齢化社会への対応とごみ集積場所を起因とする諸問題の解消を図るため、アンケート調査の実施など戸別収集導入の検討を進めます。	5月にアンケート調査を実施し、市民ニーズの把握に努めました。また、6月に市長から茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」諮問しました。アンケート調査結果や審議会での議論を踏まえた上で、年度内に本市における戸別収集のあり方を取りまとめる予定です。	年度内を目途に「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方（仮称）」を策定する予定です。策定後は、あり方に位置付けた各取り組みの準備を進めます。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
環境部	資源循環課	ごみ減量化に関する事業（剪定枝資源化事業）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、剪定枝資源化の拡充に取り組みます。	剪定枝のリサイクルについて、さまざまな媒体や機会を通じて、市民や事業者の皆さまにお知らせしました。また、公共施設で発生した剪定枝のリサイクルを試行実施しました。12月時点の剪定枝の排出量は約544tとなり、今年度についても前年度を上回る予定です。	引き続き、剪定枝のリサイクルについて、さまざまな媒体や機会を通じて、市民や事業者の皆さまにお知らせします。また、公共施設で発生した剪定枝の一部のリサイクルを本格実施に移行するとともに、さらなるリサイクルに向けて、施設側との協議を進めます。
環境部	資源循環課	ごみ減量化に関する事業（食品ロスに関する業務）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、食品ロス削減に向けたフードドライブを実施します。	フードドライブを継続実施し、11月の「ちがさき環境フェア2023」の中では、イベントとして実施しました。12月時点で市民や事業者の皆さまからお持ち寄りいただいた食品の総量は約1.5tとなりました。	引き続き、さまざまな媒体や機会を活用し、食品ロスの認知度を高めていくとともに、フードドライブを継続実施します。また、お持ち寄りいただいた食品の寄付先の拡充を検討します。
環境部	資源循環課	ごみ減量化に関する事業（各種啓発媒体の作製業務）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、各種啓発媒体の作製に取り組みます。	さまざまな啓発媒体を通じてごみの減量化・リサイクルに関する情報発信を行い、市民や事業者の取り組みを後押ししてきました。とりわけ、12月には「ごみ通達がさき」を発行し、全戸にポストインしました。	効果的かつ効率的な手法で啓発媒体を作製し、引き続き、きめ細やかな情報発信を行うことで、市民や事業者の取り組みを後押しします。
環境部	資源循環課	一般廃棄物処理計画の推進に関する事務		基本計画に掲げた施策の進捗状況を外部評価を得たうえで年次報告書として公表するとともに、次年度の実施計画を策定します。また、現行基本計画が令和6年度末で終了となるため、それまでに次期基本計画を策定します。	年次報告書及び次年度の実施計画については、年度末までに策定し公表する予定です。一方で、6月に市長から茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の改定について」諮問し、審議会での議論を踏まえながら、次期基本計画の素案の作成を進めています。	引き続き、基本計画の進捗管理を行います。また、年度内を目途に次期基本計画を策定する予定です。なお、次期基本計画の中には、これまでの「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」に「食品ロス削減計画」を加える予定です。
環境部	資源循環課	一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業（ごみ焼却処理施設延命化・更新検討事業）		湘南東ブロック（藤沢、茅ヶ崎、寒川）でのごみ処理の広域化を推進するため、ごみ焼却処理施設の延命化又は更新の検討を行います。	湘南東ブロックのワーキングで、ごみ焼却処理施設を集約化できる時期を検討調整しました。またごみ焼却処理施設の老朽化等の状況を確認し、延命化が可能なかの検討を進めています。	湘南東ブロックのワーキングで、ごみ焼却処理施設を集約化できる時期を検討していきます。なお、ブロックでの施設集約化においては互いの焼却処理施設の寿命調整を行う必要があるため、再延命化が可能なかの検討を引き続き進めていきます。
環境部	資源循環課	ごみ減量化に関する事業（小学校等への出前講座等事業）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、小学校等への出前講座等に取り組みます。	小学生や中学生を対象とした環境学習会を計10回、また、自治会等を対象とした環境学習会と施設見学会を計16回実施しました。今年度の小学生を対象とした環境学習会の中では、日本プロサーフィン連盟との連携協定に基づいた新たなプログラムを試行実施しました。	引き続き、小学校等への出前講座等を実施します。また、日本プロサーフィン連盟との連携協定に基づいた新たなプログラムを本格実施に移行すべく、企業版ふるさと納税の活用など、その実施基盤の強化を図ります。
環境部	資源循環課	ごみ減量化に関する事業（プラ新法に関する業務）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、プラスチック製廃棄物のリサイクルに向けた調査研究に取り組みます。	先行市やリサイクル事業者などへのヒアリングを行い、本市における製品プラスチックのリサイクルフローの構築に向けて検討を進めました。	令和9年度中に製品プラスチックのリサイクルを行うことが、ごみ処理施設を整備する際に支出される交付金の要件となったため、広域処理を進めている寒川町と連携しながら、早急にリサイクルフローを構築します。
環境部	環境事業センター	環境事業センター管理担当建屋維持管理計画事業（予防保全）		ごみ焼却処理施設の空調設備改修工事を実施します。	屋上防水及び外壁工事については、事前のアスベスト含有調査を行った結果、アスベストが検出されたため、今回の計画から見送ることとし、今後、施工方法や発注方法を営繕部局と調整していきます。	工事対象を絞り込んで事業費の抑制を検討した結果、エレベーター改修工事については、個々の不具合を修繕にて対応することで延命化を図ります。空調設備改修工事については、3か年に分割して発注することとし、令和6年度は施設見学に訪れる方々の暑さ対策等、7年度は焼却施設電気設備の温度管理対策等、そして8年度以降に工場棟内の送風機の更新を行います。
環境部	環境事業センター	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業		公共施設の電気機器として使用されていたトランスやコンデンサーに有害物質のポリ塩化ビフェニルが含まれていたため、令和5年度に交換工事を行い処理します。	低濃度のポリ塩化ビフェニルを含有する可能性があるニチコン製のコンデンサを調査し、9施設の電気設備で使用されていることが判明したことから、令和6年度に交換及び分析に着手できるよう施設所管課等と調整を行いました。	令和6年度は9施設のコンデンサを交換し、絶縁油のポリ塩化ビフェニルの濃度分析を行い、特別管理産業廃棄物に該当するか判定し、7年度に処理を完了させます。
環境部	環境事業センター	粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務及び運営モニタリング業務		老朽化が進む粗大ごみ処理施設は、令和8年度に新施設の供用開始を予定しています。新粗大ごみ処理施設の運営開始後は、事業者が行う各業務が適切に運営・維持管理できているかを監視する必要があるため、7年度までに効果的・効率的な監視方法及び監視体制の構築を行います。	整備・運営事業者と情報交換を行い、収集・運搬・処理を行っている現場サイドの意見を設計に反映しました。	令和8年度の新施設の稼働に向け、7年度までに効果的・効率的な監視方法及び監視体制の構築を行います。
環境部	環境事業センター	一般廃棄物最終処分場長期維持管理計画事業		最終処分場が長期的に安定して維持管理できるよう、令和5年度から、埋立地監視設備や浸出水処理施設等の重要機器の予防保全を計画的に実施します。	気象観測措置、浸出水処理施設の電磁流量計・シーケンサーの更新を行いました。3月末までに電氣的漏水検知システムのパソコンの更新を実施します。	浸出水処理施設の脱水機のオーバーホール、受電設備PAS及び高圧ケーブル等の更新を行います。
環境部	環境事業センター	ごみ焼却処理施設バグフィルターろ布更新事業		令和6年度に、ごみ焼却施設において排ガス処理設備に当たるバグフィルターのろ布更新を実施します。	令和6年度に実施予定です。	3号炉のバグフィルターのろ布を更新します。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
環境部	環境事業センター	ごみの収集運搬事業（車両）		老朽化した収集車両を更新します。	老朽化した塵芥収集車を計画的に更新するため、4台発注しましたが、納期に時間を要しており納車は令和6年度になる見込みです。	老朽化した塵芥収集車を更新するため3台の更新手続きをする予定です。
環境部	環境事業センター	焼却残渣再資源化事業		焼却残渣（ざんさ）の約70%を埋立処分している堤十二天一般廃棄物最終処分場は、令和16年3月に使用期限を迎えます。しかしながら、新たに最終処分場を建設することは極めて困難であるため、焼却残渣の処理を民間事業者に全量委託する必要があります。そこで、16年度に焼却残渣を100%再資源化（人工石、人工砂、セメント原料化等）することを目標とし、これに向け徐々に再資源化量を増量します。	焼却残渣の再資源化量の予定数量を1866トンとし、人工石3社、人工砂2社、セメント原料化2社の各民間事業者に委託処理しています。	令和6年度については、本市最終処分場を有効に活用しながら、焼却残渣の再資源化量の予定数量を2366トンと増量し、人工石3社、人工砂2社、セメント原料化2社の各民間事業者に委託する予定です。
環境部	環境事業センター	環境事業センター業務担当設備改修計画事業		環境事業センター業務担当が事務所として使用している建屋の電話設備を光回線へと改修します。	電話機本体が老朽化しているうえ、雷被害により一時的に電話設備が不通となり市民の皆さまにご迷惑をおかけしました。その対策として電話設備一式を令和6年度中にISDN回線から光回線へ更新するため、関係事業者等と協議を行いました。	費用対効果を勘案した中で、業務棟の電話設備一式をISDN回線から光回線へ更新するとともに本庁との内線を廃止します。
環境部	環境事業センター	ごみの収集運搬事業（民間委託）		一般廃棄物の収集運搬について、引き続き民間委託を導入します。また、小・中学校から排出される剪定枝の資源化にかかる収集運搬、さらに、戸別収集の実施に向け引き続き検討を行います。	燃やせるごみの一部、大型ごみ等、資源物、剪定枝の収集運搬を民間委託により実施しました。小・中学校から排出される剪定枝の資源化について一部開始しました。戸別収集の実施について環境指導員等と意見交換を実施しました。	燃やせるごみの一部、大型ごみ等、資源物、剪定枝の収集運搬を引き続き民間委託により実施します。小・中学校から排出される剪定枝の資源化拡大について検討します。戸別収集については資源循環課の取組に運動しながら引き続き検討します。
都市部	都市計画課	低炭素まちづくり計画の改定検討事務		計画策定からおおむね10年間の計画運用に関する検証を行うとともに、都市マスタープランと環境基本計画の中間見直しを踏まえた本計画改定の検討を行います。	ちがさき都市マスタープランの中間評価に係る所管課との意見調整を行いました。	茅ヶ崎市環境基本計画の中間見直しを見据えた所管課との意見調整を行います。
都市部	都市政策課	バリアフリー基本構想の推進事業	バリアフリー化の推進	公共交通や道路、建築物等の都市基盤や生活基盤におけるバリアフリー化と併せて、高齢者、障がい者等の移動等の困難を自らの問題とする問題として理解し、バリアの解消を目指す心のバリアフリーの推進に取り組みます。具体的には、重点整備地区内における特定事業計画の進捗管理、特定事業者との意見交換、完了事業の視察、市民部会を主体とする心のバリアフリーに関する普及啓発・教育啓発を実施します。また、当事者自認に立った取り組みを推進できる体制を構築するために障がい者雇用を実施します。これらにより特定事業計画の進捗率の向上をはじめ、市全域でのバリアフリー化を進めます。	協議会は1回、市民部会は2回開催しました。ハード面では、茅ヶ崎市博物館にてバリアフリー化の現地視察の他、民間企業と協力し設計段階での当事者意見を反映するための意見交換を実施しました。ソフト面では、普及啓発とし広報紙に心のバリアフリーに関する記事を毎月掲載し、県が主催するイベントや茅ヶ崎駅、市役所ロビーでポスターを掲示しました。教育啓発として、市内5つの小学校で心のバリアフリー教室を実施しました。	バリアフリー基本構想を推進するため、協議会及び市民部会を開催し、バリアフリー完了事業の現地視察や事業者との意見交換会を行います。また、広報ちがさきやポスターによる普及啓発、心のバリアフリー教室開催による教育啓発を進めます。
都市部	都市政策課	都市防災推進事業（復興事前準備）	復興まで見据えた防災対策の推進	近年の大規模災害の経験から、公助の限界と自助・共助といった地域防災力の重要性が認識され、本市では防災ワークショップの開催や感震ブレーカー設置の推進などの減災に向けた取り組みを推進しています。さらに、被災後を想定して、早期かつ的確な復興が実現するよう、被害想定を踏まえたまちの課題の集約、復興体制と復興手順の検討等を進め、事前復興計画の策定に取り組みます。令和5年度には被害想定と復興需要を試算して庁内の対策マニュアルをまとめ、7年度までの事前復興計画の策定に取り組みます。	震災による被害想定と、それを踏まえた復興需要の試算を行うとともに、復興時における庁内の復興体制、復興手順を示した「茅ヶ崎市震災復興対策マニュアル（案）」を策定中で、年度末に庁内に通知を予定しています。	令和6～7年度で、事前復興まちづくり計画の策定に取り組みます。6年度は震災復興対策マニュアルを参考とした市職員向けの復興訓練を実施し、マニュアルのブラッシュアップを図るとともに、市職員の意識啓発を図ります。
都市部	都市政策課	地域公共交通計画の推進事業		少子高齢化が進み、移動ニーズが多様化する状況において、安全で安心して移動できる、公共交通を中心とした移動環境を維持、構築していくため、「地域公共交通計画」を策定し、移動環境を整える取り組みを効果的に推進します。令和4年度に実施した計画策定のためのビッグデータを用いた移動実態把握結果等に基づき、5年度には誰もがためらいなく移動できる公共交通を中心とした移動環境のあるべき姿等を検討し、関係機関や事業者との調整を重ねて計画を策定します。6年度以降は具体的な公共交通の見直しに向けた調整等を進めます。	茅ヶ崎市地域公共交通会議にて、利用者の代表や交通事業者等の関係者の議論を経て、地域公共交通計画案を作成しました。令和5年度末にパブリックコメントを実施し、6年度に公表する予定です。	地域公共交通計画の公表後、計画に基づき、取り組みを実施します。
都市部	都市政策課	バリアフリー基本構想の改定事務		「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（平成27年9月当初策定）」にバリアフリー化を特に推進する必要がある重点整備地区（茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区）を定め、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。しかしながら、バリアフリー化を自分事のように当たり前に必要なものとする認識が根付いていない状況であること、公共団体である市が行う事業での積極的なバリアフリー化の推進が求められること、施設管理者等のバリアフリー化の具体的な計画（特定事業計画）の進捗率が高まらないことなどの課題に対する解決策を検討し、令和5年度に改定します。	8月にバリアフリー基本構想を改定しました。この基本構想をもとに茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅重点整備地区内における特定事業の事業者自らが作成する特定事業計画を12月に作成しました。	改定事務は完了とし、バリアフリー基本構想の推進事業の中で、計画に基づき、取り組みを実施します。
都市部	都市政策課	住まいづくりアクションプランの改定事務		平成26年3月に「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定し、地域に根差した住まいづくりの展開を図ってきました。その後は、少子高齢化の一層の進展に伴い、多様な世帯に対応する住宅の確保など、住宅施策を取り巻く状況が変化していることから、さまざまなライフステージに応じた住まいができるまちを目指し、より効果的な施策の実施に向けてプランを改定します。令和5年度は、4年度に行ったアンケート調査等を活用し、住まいに関する施策の先行事例調査や分析、新たにプランに追加する「マンション管理適正化推進計画」に関する調査・分析等を行ってプランを取りまとめます。	「住まいづくりアクションプラン」の改定に向けて、空き家の所有者及び分譲マンション管理組合等に向けてアンケート調査を実施しました。茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会にて、市民や建設関係団体、社会福祉関係団体等の議論を経て、住まいづくりアクションプランの改定案を作成しました。令和5年度末までにパブリックコメントを実施し、公表する予定です。	住まいづくりアクションプランの公表後、計画に基づき、取り組みを実施します。
都市部	都市政策課	（仮称）第3次ちがさき自転車プランの策定事務		極めて身近な移動手段である自転車は、まちづくり、健康、環境等に効果が高く、今後効果的に自転車を活用していく必要があります。「（仮称）第3次ちがさき自転車プラン」において、自転車活用推進法に規定のある「自転車活用推進計画」の視点を取り入れつつ、自転車先進都市を標榜し、今までの取り組みを発展させるとともに、先進的な取り組みにも挑戦する内容を盛り込んでいきます。令和5年度中に「（仮称）第3次ちがさき自転車プラン」の策定に着手し、6年度に公表します。	「第3次ちがさき自転車プラン（自転車活用推進計画）」の策定に向けて、市民を対象にアンケート調査を実施し、市民や関係団体等で構成されるちがさき自転車プラン推進委員会と議論を経て、現行プランの事後評価を行うとともに、令和5年度末までに次期計画の案を作成する予定です。	令和5年度に作成した案のパブリックコメントを実施し、6年8月に公表を予定しています。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
都市部	都市政策課	ちがさき都市マスタープランの中間評価の実施事務		「ちがさき都市マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、20年後の本市のあるべき姿を抑えつつ、おおむね10年間の都市づくりの方向性を示す基本計画です。計画改定から5年が経過する令和6年度に向け、5年度から今後の都市づくりの方向性や、さらに強化すべき取り組み等について検討します。	現行の「ちがさき都市マスタープラン」の策定から5年間の事業進捗や市民意識といったまちの変化を把握し、中間評価を行っています。「茅ヶ崎市都市計画審議会」に計2回の報告を行い中間評価報告書（素案）をとりまとめ、年度末までに中間評価報告書（案）をとりまとめ同審議会に報告する予定です。	中間評価報告書（案）に掲載した事業進捗について、令和5年度の実績値を反映し、6年6月の公表を予定しています。
都市部	都市政策課	JR相模線北茅ヶ崎駅等整備事業		令和7年度末までに北茅ヶ崎駅の段差解消を実施します。	駅の段差解消に係る設計の着手に向けて、JR東日本と継続的な協議を実施しています。	令和6年度に段差解消に係る設計を完了し、7年度に工事の実施に向けて調整を行います。
都市部	都市政策課	JR東海道線茅ヶ崎駅及び辻堂駅におけるホームドア整備事業		鉄道事業者への要望中であり明確な時期が特定できませんが、実施計画期間中のホームドア設置を目指します。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通して、ホームドア整備についてJR東日本へ要望を行いました。	引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通して、ホームドア整備についてJR東日本へ要望を行います。
都市部	都市政策課	茅ヶ崎自転車プランの推進事務（サイクルアンドバスの修繕）		市内各所の設置しているサイクルアンドバスの看板が劣化しているため、修繕します。	劣化していた看板については、緊急性が高いことから令和4年度に修繕を行いました。また、定期的に看板などの施設の点検を行いました。	引き続き、定期的に看板などの点検をし、必要性・緊急性に応じて対応します。
都市部	都市政策課	コミュニティバスの小児料金無料化事業		地域公共交通の持続可能性確保のため、コミュニティバスの小児運賃の助成を実施します。	コミュニティバスの小児運賃改定に向けて、運行事業者である神奈川中央交通と協議を行いました。	道路運送法に定められている運賃改定の手続き（パブリックコメントの実施、運賃協議会の開催等）を経て、コミュニティバスの小児運賃を改定します。
都市部	景観みどり課	自然環境評価調査事業	自然環境評価調査の実施	都市化や土地利用の変化などにより、市内の自然環境が悪化し、自然環境の保全・再生の必要性が高まっている中、自然環境保全に関する客観的な「ものさし」となる指標種の生息状況等を更新することにより、自然環境の変化を捉え、今後の自然環境保全に向けた施策の立案、実施の基礎資料とするため、自然環境評価調査を実施します。この自然環境評価調査は、平成15年度に第1回を実施後、おおむね5年ごとを実施しており、第4回目となる今回も本調査の大きな特徴である市民参加型を行うこととし、令和5年度から7年度までの3か年をかけて結果を取りまとめます。	自然環境評価調査の実施に向け、プロポーザル形式による受託事業者選考のため選考会議を4回開催するとともに、各分類群（植物、昆虫、鳥類、ほ乳類、魚類、両生・は虫類）の調査リーダを対象に代表者会議を12月に開催しました。また、調査員については、市民を中心に100名以上の登録があり、調査説明会を6回開催したほか、未経験者を対象にした調査体験会を12月に開催しました。今後、各分類群において本調査を進めます。	各分類群の調査リーダ及び調査員が、特に重要度が高い自然環境を有する地域など9か所及び26か所の水域において、指標種の生育・生息状況について四季を通じた調査を実施します。各分類群における調査手法については、踏査による目視を基本とするほか、それぞれの分類群の特性に応じた手法により実施します。また、各分類群の調査状況等の情報共有を図るため、代表者会議を開催します。
都市部	景観みどり課	森林環境譲与税活用事業		市町村による森林整備に必要な財源確保のために森林環境税（国税）が創設され、本市にも森林環境譲与税として譲与されます。この財源を有効に活用して本市の森林整備の促進を図ります。具体的には、里山林の適切な管理、生物多様性の維持を目的に、市内でも特に重要な自然環境が残されている地域である清水谷および赤羽根宇十三岡周辺の特別緑地保全地区、市民の森および赤羽根斜面林の森林整備・管理の充実を図ります。	清水谷特別緑地保全地区区内において、森林環境譲与税及び譲与税基金を活用し、高木やナラ枯れ被害による枯損木等125本について、伐採・剪定を行うことにより、林内環境の改善に取り組んだほか、行谷地内において、斜面地の危険支障木の伐採・剪定を実施するなど、森林の保全・整備を実施しました。また、清水谷特別緑地保全地区地区において、森林の保全・整備を図るため、約930平方メートルを公有地化することができました。	森林環境譲与税を活用し、清水谷特別緑地保全地区区内において、引き続き高木やナラ枯れ被害による枯損木等を79本伐採・剪定する予定としているほか、同地区の散策路にある木道の腐食の進行が著しいため、木道の撤去新設を行い安全性の向上に取り組めます。また、森林の保全・整備を図るため、清水谷特別緑地保全地区地区において、約1620平方メートルを公有地化するほか、赤羽根宇十三岡周辺特別緑地保全地区では、買取に向けた測量等を実施する予定です。
都市部	建築指導課	まちづくり情報プラットフォーム構築によるワンストップ窓口事業	デジタル化の推進	まちづくりに関する情報の閲覧、発行および手数料等の徴収まで1か所で行える環境を整備し、サービスの向上を図ることを目的に、まちづくり関係課が個別に保有する面的データを一つの共有地理情報に関連付けます。システム単体で全ての情報を管理、更新、提供できるよう、「統合型地理情報システム」の構築および、「来庁者向けのワンストップ窓口システム」の整備を行い、令和4年度末にシステムの運用を開始します。	新システムの導入により、非接触かつ時短となる利便性の高い自動発行サービスが提供可能となることで、各種図面の発行が約2倍に増加するなど、実質的にも市民サービスの向上が見えると共に、効率的な行政運営に資する取り組みを運用させることができました。	システムの導入及び運用から得た情報から課題の分析を行い、他のGISデータ等との連携や拡張について、分析検討を行います。
都市部	建築指導課	建築行政に係る各種申請等のDX化		建築確認など各種申請等の「オンライン申請の構築」「審査・検査・定期報告の電子環境の整備」や、関係機関同士の法定文書共有の「外部クラウド環境の整備」を行い、DX化による効率的な行政運営を推進します。	令和5年7月に国土交通省より「建築分野のDX化」の方針が示され、また令和5年度より、県内の特定行政庁による「電子化推進協議会」が設置され、電子環境の統一に向けた協議が始まったことから、本市の建築行政のDX化に着手しました。	「外部クラウド環境の整備」のため、関係課と事前に調整し、令和6年10月より外部クラウドサービス等の活用を検討します。また「オンライン申請の構築」のため、e-kanagawa電子申請のシステム仕様を検討します。
都市部	建築指導課	耐震改修促進計画の推進事務		市内の住宅および建築物の耐震化を図ることによりまち全体の防災力を高め、地震による被害から市民の生命および財産を守ることを目的に、令和4年度に改定した「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」に基づき、補助制度を活用することなどにより、本市の耐震化を促進します。また、これまでの耐震化の現状と課題を踏まえ、住宅政策と連携した施策として補助対象を見直すことなどにより、さらなる耐震化の促進を図り、地域の強靱化に資する災害に強い街づくりを推進します。	計画改定初年度として、新規事業である耐震性の無い木造住宅宅除却補助事業が3件実施され順調なスタートを切るとともに、既存イベントに加え民間商業施設を利用した新規イベントを開催するなど、幅を持った施策の実施により、さらなる耐震促進事業を推進することができました。	令和5年度実施した事業、イベント等を検証し、補助事業をはじめとした耐震改修促進事業について、重点的に働きかけを行う事業を定め、効果的な防災力の向上を目指します。また、木造住宅の除却等といった事業を通じて住宅政策との連携を進めます。
建設部	建設総務課	公共基準点の新設及び維持管理		道水路財産の効率的な管理・運用には、復元性の高い世界測地系の座標を付与する必要があります。世界測地系座標の付与には測量の基礎となる「公共基準点」が必要であり、現在管理している約2300点・年間400件の測量者の使用に対して精度を維持するため、公共測量による点検を実施します。	公共基準点の測量業務を3点実施しました。	公共基準点の測量業務を4点実施します。
建設部	道路管理課	茅ヶ崎駅周辺道路施設等更新事業		茅ヶ崎駅周辺には、人々の移動を円滑化するエスカレーター、障がい者や高齢者の移動を支えるバリアフリー施設であるエレベーターなどの昇降設備、ツインウェイや国道1号地下横断歩道の上屋などの施設を設置しています。これらの道路施設が、安全に利用できるよう、計画的な部品交換等の改修工事や、定期的な保守点検等により、施設の状態を確認し、予防保全型の維持管理を行います。実施計画期間中は、関係機関と調整を行い設計や保守点検、改修工事等を実施します。	茅ヶ崎駅周辺のベストリアンデッキのエレベーターなどの昇降設備（8機）について、計画的な部品交換等の改修工事、定期的な保守点検等により、施設の状態を確認し、予防保全型の維持管理を行いました。また、今後のリニューアル工事に向け関係機関との調整を行いました。	茅ヶ崎駅周辺のエレベーターなどの昇降設備（8機）について、引き続き、計画的な部品交換等の改修工事や定期的な保守点検等により予防保全型の維持管理を行います。また、老朽化している国道1号地下道に設置されているエレベーターの改修工事を行うとともに、令和6年度から2か年をかけ、茅ヶ崎ツインウェイ地下道の上屋改修工事を行う予定です。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
建設部	道路管理課	狭あい道路整備事業		狭あいな道路を拡幅することにより、自動車や自転車、歩行者の安全・安心な通行空間が確保されることや緊急車両の進入路が確保される等、都市機能の向上が図られることから、建築基準法第42条第2項に規定する幅員4メートルに満たない道路に接して建築を行う場合や土地所有者が自主的な道路拡幅を行う場合に、必要なセットバック用地を買収し、道路拡幅整備を行います。	狭あいな道路において生じた建築行為の際に義務付けられたセットバックの機会を捉えて、道路用地を買収し、道路拡幅を着実に進めました。また、建築行為が無い場合でも、地権者にセットバックの交渉をするなどし事業を進捗させ、交通および災害対策等の都市機能の向上を図りました。なお、整備により市内全域の整備延長進捗率は、約46%から約47%に達する見込みであり、概ね予定通り進捗しています。	引き続き、様々な機を捉えて狭あいな道路の用地を買収するとともに、すみやかに道路拡幅整備に努め、交通および災害対策等の都市機能の向上を図ります。
建設部	道路管理課	道路舗装修繕事業		道路の効果的・効率的な維持管理を計画的に進め、維持管理費の抑制や事故を未然に防ぐことを目的として、道路の重要度・利用状況に応じた維持管理手法を整理した「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路パトロールおよび自治会要望等に基づき、道路の舗装修繕工事および歩車道段差解消工事を実施します。	「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路パトロールおよび自治会要望等に基づき、幹線市道及び生活道路の舗装修繕を11箇所、約1.8キロメートル実施するとともに、歩車道段差解消2箇所実施し、道路の安全性確保を図りました。	「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路パトロールおよび自治会等の要望を踏まえ、引き続き、損傷が激しい幹線市道及び生活道路の舗装修繕や歩車道段差解消工事を実施し、道路の安全性確保を図ります。
建設部	道路管理課	道路排水設備更新事業		地下道は、鉄道や他の道路との平面交差による交通渋滞や事故を軽減するために設置しており、車両等の交通が集中する箇所となっています。降雨時の地下道の冠水を防ぐため、地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検および修繕や、経年劣化がみられる機器の更新を実施します。	地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検および老朽化がみられる本村地下道ポンプ施設の非常用発電施設を更新し、降雨時の道路排水機能の確保を図りました。	引き続き、地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検を実施し施設の状況を把握しつつ、経年劣化がみられる機器の修繕等を実施します。
建設部	道路管理課	道路施設の維持管理事業		道路管理者として市が行うパトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の損傷について、状況に応じて職員が緊急的な補修作業、応急復旧を実施します。また、大雨などの気象情報発表時についても、冠水が懸念される箇所の道路状況の確認や緊急作業などを実施します。	道路パトロールや市民からの通報等で発見した道路や道路附属物の損傷について、随時、直営作業による補修を実施しました。	引き続き、道路パトロールを継続しつつ市民からの通報等で発見した道路や道路附属物の損傷等について、すみやかに補修作業を実施します。
建設部	道路管理課	側溝等浚渫事業		道路への降水を排水処理するために設置している道路側溝や道路集水樹、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、側溝やポンプ施設内に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施します。	道路側溝や道路集水樹、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、道路パトロールや市民からの要望に基づき、側溝等に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施しました。	引き続き、道路側溝や道路集水樹、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、道路パトロールや市民からの要望に基づき、側溝やポンプ施設内に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施します。
建設部	道路管理課	道路舗装等小規模修繕事業		道路管理者として市が行うパトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の損傷について、応急補修後に本格的な復旧対応を講じることが適当である場合には、民間業者に委託し、専門業者の資機材やノウハウを活用して修繕等を行います。	道路パトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の小規模な損傷について、委託業務にて修繕を実施し道路施設の機能確保を図りました。	引き続き、道路パトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の小規模な損傷について、委託業務にて修繕を実施し道路施設の機能確保を図ります。
建設部	道路管理課	道路安全施設設置事業		道路には、人や車両が安全に移動することができるように照明灯、カーブミラー、ガードレール等の防護柵、区画線、車止めなど多くの安全施設が設置されています。それらの施設の機能維持のため、照明灯のランプ交換や建替え、カーブミラーの鏡面交換や建替え、区画線の塗り直しなど、地域や学校などからの要望を踏まえつつ、状況に応じて修繕や交換、新設を行います。	道路パトロールや通学路および自治会要望等に基づき、道路照明灯、カーブミラー、路面標示などの道路交通安全施設の点検、修繕、設置工事を実施し、道路利用者の安全性確保を図りました。	引き続き、道路パトロールや通学路および自治会要望等に基づき、道路照明灯、カーブミラー、路面標示などの道路交通安全施設の点検、修繕、設置工事を実施し、道路利用者の安全性確保を図ります。
建設部	道路管理課	道路整備事業		道路の機能を現状から向上させ、多様な利用者が安全・安心して利用できる環境整備を進めるため、土留め構築による拡幅整備、側溝の床版化等による歩行空間の創出、超高齢社会を踏まえたバリアフリー対策、未舗装道路の舗装整備などに取り組めます。	道路パトロールや自治会要望等に基づき、未舗装の市道および私道への新設舗装や側溝床版化による歩行空間の改善等の工事を実施し、道路機能の向上を図りました。	引き続き、道路パトロールや自治会要望等に基づき、未舗装の市道および私道への新設舗装や側溝床版化による歩行空間の改善等の工事を実施するとともに、市営高田住宅跡地再整備事業に伴う周辺道路整備工事を行い、道路の機能の向上を図ります。
建設部	道路建設課	浜園橋橋りょう整備事業	下水道（雨水）、河川の整備	浜園橋は、一級河川小出川に架かる橋りょうです。小出川河川改修事業に合わせて橋りょうを架け替え、洪水疎通能力の向上を図ります。	神奈川県管理河川である小出川の改修に併せて実施している事業であり、令和4年度に下部工工事が完了したことから、5年度は上部工工事として工場製作から架設工事を開始し、予定通り、順調に進捗しています（進捗率58%：R5年12月末）。6年度中に新橋の供用開始を目指していることから、切れ目なく事業を進捗させるため、今年度中に取付道路工を契約する予定です。	令和6年度は引き続き上部工架設工事を実施するとともに、新橋を供用開始するための取付道路工事を実施する予定です。また、護岸工事については令和6年度と7年度の継続事業として発注予定であり、7年度の事業完了を目指しています。狭小な施工ヤードにも関わらず上空まで制限された極めて厳しい条件下で複数の工事が重複することや、河川管理者、高速道路会社、占用企業者、周辺地権者と多岐にわたる調整が必要となることが課題となっています。
建設部	道路建設課	新国道線街路整備事業（東海岸寒川線側）		東海岸寒川線から丸子中山茅ヶ崎線までの延長922メートル区間において、道路の拡幅整備により安全性確保と交通の利便性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた都市計画道路を整備するため過年度より事業認可を取得し実施しており、昨年より着手している埋蔵文化財発掘調査については、令和5年度から3か年にわたり実施中であり、順調に進捗しています（予定進捗率約25%：R5年度末）が、調査面積が非常に広いため、11年度に発掘調査完了を予定しています。また、用地未取得箇所の既存物件に関する補償調査や不動産鑑定調査などを実施し、翌年度以降に予定している用地交渉の準備作業を進めています。なお、用地取得率は約87%となっています（令和5年12月末）。	令和6年度は引続き埋蔵文化財発掘調査を実施していくとともに、未取得部分の用地取得に向けた取り組みをさらに実施していく予定です。用地未取得箇所には操業中の工場や倉庫等の大型物件が複数あることから、交渉も長期間になると想定されることが課題となっています。
建設部	道路建設課	上赤羽根堤線道路改良事業		宝積寺南側交差点から市北部へ向かう南北の幹線市道です。延長180メートル区間において、道路を拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものであり、令和5年度に予定していた2件の用地取得のうち1件は9月に完了しました。残る1件については交渉開始後に不測の事態が生じたものの、年度内の契約ができる見込みですが、家屋の除却については繰越しとなる予定です。なお、令和5年度末の用地取得率は約85%となる予定です。	令和6年度も用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は2件）とともに、過年度に取得した用地について暫定整備を実施する予定です。
建設部	道路建設課	橋りょう等長寿命化修繕事業	公共施設の長寿命化の推進	「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう、歩道橋、地下道等について、定期点検及び点検結果を踏まえた工事を実施します。	法律で義務付けられたインフラを定期的に点検し、必要に応じて修繕するものであり、令和4年度の繰越し分については、点検の結果修繕が必要と判断した施設の修繕設計を実施中です。5年度は大型橋りょう1橋、小型橋りょう4橋を点検します。交通量が非常に多い場所での点検であるため、関係機関との協議などに不測の時間を要しましたが、点検作業を実施中であり、今後二巡目の点検が完了予定です。	令和6年度は過年度に点検した橋りょうを修繕すると同時に、三巡目の点検を実施することとしていましたが、国の補正予算と歩調をあわせて前倒して執行することとなりました。既存のインフラを長期にわたり使用できるように、継続的に定期点検や必要に応じた修繕等を実施します。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
建設部	道路建設課	香川甘沼線道路改良事業		香川駅から東海岸寒川線を東西に結ぶ幹線市道です。この延長920メートル区間において、道路を拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものであり、令和4年度の繰越し分については用地取得が完了しました。また、5年度に予定している3件についてはいずれも用地交渉中ですが、用地交渉中に生じた課題については整理できており年度内の契約を目指しています。 なお、令和5年度末の用地取得率は約45%となる予定です。	令和6年度も用地取得に向けた取り組みを継続して実施する予定です。（予定件数は3件）
建設部	道路建設課	高田萩園線道路改良事業		産業道路から茅ヶ崎中央通りを東西に結ぶ幹線市道です。この延長400メートル区間において拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものであり、令和4年度の繰越し分については、粘り強く交渉した結果、契約できる見込みです。5年度に予定している3件のうち1件は11月末に契約ができ、残り2件はいずれも用地交渉中です。用地交渉中に生じた課題が整理できており年度内の契約が見込まれるものの、現年度分はいずれも家屋等の除却について繰越となる予定です。 なお、令和5年度末の用地取得率は約21%となる予定です。	令和6年度も用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は4件）とともに、過年度に取得できた用地について暫定整備を実施する予定です。
建設部	道路建設課	市道0109号線（鶴嶺通り）歩道整備事業		産業道路から新鶴嶺橋までの延長934メートル区間において歩道を設置し、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた歩道を整備するものであり、令和4年度の繰越し分と、5年度に予定している4件はいずれも粘り強く交渉した結果、契約したものの、そのうち一部家屋の除却については繰越しとなる予定です。 なお、令和5年度末の用地取得率は約58%となる予定です。	令和6年度も用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は3件）とともに、過年度に取得できた用地について暫定整備を実施する予定です。
建設部	道路建設課	東海岸寒川線街路整備事業（幸町）		幸町交差点の改良、及び道路を拡幅整備し歩道設置等により安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた都市計画道路を整備するものであり、用地未取得箇所の既存物件に関する補償調査や不動産鑑定調査などを実施するものですが、権利者との調整に時間を要していることから、現在調査を実施中です。権利関係に課題があり、本格的な交渉前に用地交渉の準備を進めています。 なお、令和5年度末の用地取得率は約10%となる予定です。	令和6年度も用地取得に向けた取り組みを継続して実施する予定です。（予定件数は2件）
建設部	道路建設課	行谷芹沢線道路改良事業		県立茅ヶ崎里山公園西側に接する幹線市道です。文教大学北側交差点より北側の延長531メートル区間において拡幅整備し歩道設置等により安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものであり、南工区においては用地取得が完了しているため令和4年度の繰越し分として工事に着手し11月末に完了しました。 さらに、北工区においては交渉開始後に不測の事態が生じたものの2件の用地取得が完了し、令和5年度末の用地取得率は約70%となる予定です。	令和6年度も南工区では工事を継続するとともに、北工区では用地取得に向けた取り組みを継続して実施していく予定です。（予定件数は1件）
建設部	道路建設課	市道0110号線（堤坂下交差点）歩道整備事業		市北部を東西に結ぶ幹線市道であり、堤坂下交差点の改良整備を行うことにより、交通の利便性及び安全性を確保します。	神奈川県事業として実施する堤坂下交差点改良事業に伴い歩道を整備するものであり、令和5年度に予定している物件については11月下旬に契約し、外構などの工作物についても除却が完了する見込みです。 なお、令和5年度末の用地取得率は約55%となる予定です。	令和6年度も用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は1件）とともに、過年度に取得できた用地について部分的な整備を実施する予定です。
建設部	道路建設課	市道0110号線（大岡越前通り）歩道整備事業		堤白治会館の北側交差点より西側の延長180メートル区間において歩道を設置し、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた歩道を整備するものであり、令和4年度の繰越し分と、5年度に予定している3件については粘り強く交渉している中で契約できる見込みです。 なお、令和5年度末の用地取得率は約70%となる予定です。	令和6年度も用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は2件）とともに、過年度に取得できた用地について暫定整備を実施する予定です。
建設部	道路建設課	茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業		茅ヶ崎駅南口駅前広場の舗装等道路構造物の老朽化及びバリアフリー化に対応するため、改修整備に向けた調査検討、調整を実施します。	過年度に茅ヶ崎南口駅前広場の改修に伴う神奈川県警察本部との交通協議が終了したことを受け、茅ヶ崎駅南口に集中する車両の流れを想定するための交通シミュレーションを実施しています。 神奈川県警察本部との交通協議により決定した基本レイアウトをもとに、地元自治会や商工会等との意見交換を重ねつつ、駅前広場に通じる他路線との兼ね合いを考慮して様々なケースを検討中であり、地元商工会との協議について、合意することを目指しています。	令和6年度は地元自治会や商工会等と協力して合意できた内容について、所轄警察署との合意を図っていく予定です。 県警本部、所轄警察署、地元の方全てで合意を得られたのちに詳細設計などを実施するとともに、バス事業者やタクシー協会などと調整を図る予定です。 駅前広場は面積が小さく供用しながらの整備になるため、長期になることや夜間工事が多くなることが想定され、工事費用が膨らむことが課題となっています。
建設部	道路建設課	幹線道路維持保全事業		令和6年度末までに「幹線道路維持保全計画」の改定を実施します。	茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画に基づき、市内の幹線道路の劣化や損傷状況を定期的に点検し、計画的な維持管理を行うものであり、次期に実施する路線の見直し等を行うための現状把握を目的に実施するものです。 点検調査は順調に進捗しているため、年度内に完了できる見込みとなっています。	令和6年度については、過年度に実施している調査結果を基に、今後10年において、計画的に維持管理を実施する路線について選定していくと同時に、過年度に作成した個別計画をひとまとめにする業務を行う予定です。 とりまとめに際しては、今後の社会的な動向を踏まえると同時に新たな視点で検討することが求められることが課題となっています。
建設部	道路建設課	新国道線街路整備事業（飯島橋）		千ノ川整備事業に関連し、護岸整備の範囲や近接する飯島橋の利用など、道路や橋りょうの整備方針を定める予備設計を実施します。	道路整備プログラムに位置付けた都市計画道路を整備するものであり、未整備区間の現況を測量し、地盤状況等を整理・確認して将来的な整備方針等を検討することを目的に予備設計を実施中です。 昨年度よりの2か年継続事業であり、整理された課題の対策や実現可能な整備方法と予備設計内容は多岐にわたるため、成果の取りまとめには時間を要しています。	今後は予備設計にて示す整備方針をもとに、より具体的な詳細設計を実施することになるが、周辺の土地利用の状況や接続する既存道路の整備状況を見極めながら次の段階へ移行するため、予備設計成果を利用した関係先との調整を図りながら進捗させる必要があります。 用地未取得箇所には操業中の工場や企業等の大型物件が複数あることから、交渉も長期になると想定され、用地取得費用や工事費用が膨らむことが課題となっています。
建設部	道路建設課	市道8031号線道路整備事業		県立茅ヶ崎里山公園の外周道路等の複数路線を整備するものであり、安全性向上を図ります。	県立茅ヶ崎里山公園の外周道路等の複数路線を整備するものであり、そのうちの一路線の整備方針について地元自治会等と協議を重ねてきた結果、実施の目的が立った路線について整備するものです。 令和5年12月に補正予算が成立したことを受け整備するため、繰越しとなるものの年度内に契約し、翌年度の早期完成を目指しています。	令和6年度については、繰越した路線の整備を優先的に完了させるとともに、他路線における地元との調整についても引続き実施していく予定です。 用地取得や起伏の激しい地形に対する対応策などの課題があることで、通常よりも用地取得費用や工事費用が膨らむことが課題となっています。
建設部	道路建設課	下寺尾芹沢線道路改良事業（行谷遊水地計画に伴う道路整備事業）		神奈川県遊水地事業に隣接している下寺尾芹沢線の500メートル区間と県道47号までのバイパス道路の200メートル区間の整備を行うもので、神奈川県遊水地事業に併せた整備を実施します。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものであり、かつ、神奈川県河川整備計画に基づく遊水地事業と連携しながら実施するものです。 遊水地の堤防を一部利用して道路整備をするため、用地取得や整備については既に事業着手している神奈川県と細かな調整が必要になるものの、併せて実施することによる大幅な経費削減などの利点が大きいのと考えます。	令和6年度からは用地測量や詳細設計などに着手する予定です。 神奈川県事業は既に工事着手している部分もあるため、歩調を合わせる必要があり、一層のスピード感が求められることが課題となっています。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
建設部	公園緑地課	公園等整備活用検討事業		公園整備については、近隣に公園の少ない公園空白地の状況等を把握し、計画的な公園整備と適切な維持管理を推進していくため、公園設置の優先度を計る基準等を含む公園整備方針の策定、その他、ランドプランにおける公園整備への着手、スケートボードなどアーバンスポーツ施設整備の検討、高架下の利活用、借地公園の方針検討などを実施します。	公園整備方針の策定に向け、庁内関係課による打ち合わせを開催しました。また、「オープンスペースの取扱いに関する検討会議」を設置し、調整会議を開催しました。	公園整備方針の策定へ向け取り組みます。
建設部	公園緑地課	既存公園等整備改修事業	公園へのインクルーシブ遊具、健康遊具の導入推進	老朽化した公園施設について、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの削減の観点から、優先度に応じて、遊具や照明、柵等の適切な維持管理および長寿命化を図ります。また、公園の再整備に併せて、インクルーシブ遊具や健康遊具の設置を検討し、工事を実施します。	4公園4施設の遊具及び、5公園8施設の施設の改修工事を実施しています。また、湘南夢わくわく公園の再整備工事を実施しています。	令和5年度に引き続き、補助金を活用しながら、遊具及び施設の改修を実施します。
建設部	公園緑地課	土地売却事業		行政財産（緑地）として管理している香川一丁目の土地（香川小学校正門前の約68平方メートル）は、人が立ち入ることができないため活用をしていませんが、低木の刈込・除草などの管理コストがかかっている状況です。庁内に活用希望がないことを確認したうえで、不要財産として売り払うことが適切と整理し、令和6年度に測量・分筆・土地の鑑定を行い、売却手続きを進めます。	これまで管理していた土地を売却するため、測量及び分筆、不動産鑑定を実施し、売却に向け取り組みます。	入札等を経て、売却を行います。（資産経営課）
建設部	公園緑地課	水室榎庭園建物保存整備事業		旧水室家住宅主屋の耐震診断・工事を実施し貸室事業を行い、収入確保を図ります。また柵の品種確認・品種登録を進め来園者増につなげます。	日本植物園協会が実施しているナショナルコレクションの認定については、申請を行い、認定に向け現場調査などが行われます。	認定された場合は、看板の設置など広く周知に努めます。また、主屋の改修については、補助金の確保に向け取り組みます。
建設部	公園緑地課	公園愛護活動普及促進事業		多くの公園愛護会設立を目指し、プロモーションを実施します。また、企業広告の設置やネーミングライツなどの検討を行います。さらに、報奨金等要綱の見直しや、ワークショップや研修会等を開催します。	公園愛護会の設立に向け、自治会への通知を実施し、2団体が新たに活動開始しました。企業広告の誘致については、文書法務課との協議の結果、公園への企業広告の設置は望ましくないとのことであることから、断念しました。	引き続き、公園愛護会の設立に向け、一般社団法人みんなの公園愛護会及び株式会社パークフル等とも連携し、公園愛護会支援に努めます。また、密なコミュニケーションが必要であるため、公園愛護会の方の軽減や職員DX化、新たなツールの導入を目指します。
建設部	公園緑地課	既存公園等維持保全事業		公園の除草清掃、及び施設の定期点検・清掃を実施します。	年間を通じて、除草清掃及び修繕を適宜実施しています。また、海岸エリアの堆砂除去や竹柵修繕についても、効果的に実施しています。	引き続き、適宜効果的に除草清掃・維持管理に努めます。
建設部	公園緑地課	公園緑地使用料等適正化事業		受益者負担適正化の観点から、使用料および行為許可の対象を見直すことにより、歳入の確保を図ります（茅ヶ崎公園、しおさい公園、柳島スポーツ公園等）。	自動販売機の設置に関し、入札制度を活用することで歳入増加が見込まれることから、条例改正に向けた事務を進めています。	文書法務課と協議しながら、動向調査などを行います。
建設部	公園緑地課	柳島しおさい公園整備改修管理運営事業		指定管理期間が令和5年度末で満了するため、次期指定管理者の選定を行います。また、インクルーシブ遊具の設置に向けた協議、シンボルでもある親水池の改修等を実施します。	次期指定管理者の選定を行いました。また、親水池の塗装修繕工事を行っています。	インクルーシブ遊具の設置に向けたニーズ調査や上部利用施設であるため、各種条件の調査などを進めます。
建設部	公園緑地課	柳島キャンプ場整備改修事業		柳島キャンプ場の老朽化に伴う修繕、及び場内全体のバリアフリー化について実施します。	老朽化にともない、炊事場の屋根改修工事を実施しました。	バリアフリー化に向け、指定管理者と協議を実施します。
建設部	公園緑地課	市民の森再整備事業		森林整備や老朽化した施設改修、園路整備、ベンチやテーブル等の休養施設の新設を行います。	令和6年度に実施予定です。	遊具が老朽化し、撤去及び使用禁止状態となっているため、遊具の改修・設置工事を行います。
建設部	建築課	市営高田住宅準耐火構造2階建て用途廃止事業		市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、耐用年限を迎えている準耐火構造2階建ての「市営高田住宅」の解体、用途廃止を行い、倒壊や火災等の災害の発生を未然に防止し、良好な景観の創出を図ります。	準耐火構造2階建ての「市営高田住宅」を売却する工事を令和5年9月22日に契約を締結し、6年3月22日までに竣工する予定です。また、工事に先立ち、売却工事に伴う周辺家屋への影響を調査するため、家屋調査（事前）を実施しました。工事施工後は地盤状況及び強度分布を把握することを目的とした標準貫入試験を実施します。	売却完了に伴い、用途廃止の手続きを行います。工事着手前に実施した家屋調査（事前）で確認した工事前の周辺家屋の状況と工事後の状況を比較し、売却工事による影響を調査する家屋調査（事後）を実施します。また、家屋調査（事後）で判明した売却工事による家屋への損害等を補償するため、補償額の算定を行うとともに、損害等を受けた家屋所有者への補償を行います。
建設部	建築課	市営香川住宅準耐火構造2階建て用途廃止事業		市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、耐用年限を迎えている準耐火構造2階建ての「市営香川住宅」の解体、用途廃止を行い、倒壊や火災等の災害の発生を未然に防止し、良好な景観の創出を図ります。	令和7年度から実施予定である売却工事に向け、敷地内の除草作業や高木の剪定等を実施し、適正管理に努めました。	令和7年度から実施予定である売却工事と売却後の管理等に向け、準耐火構造2階建ての「市営香川住宅」の敷地を測量する用地測量業務を実施するとともに、売却対象物のアスベスト含有の有無を調査するアスベスト調査を実施します。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
建設部	建築課	茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画の策定		「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」を策定し、市営住宅ストックマネジメント、団地別・住棟別の活用方針、予防保全的な管理改善、ライフサイクルコストの縮減検討といった取り組みを実施します。	令和5年3月に策定した「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき6年度に実施予定の市営菱沼住宅の外壁改修及び屋上防水工事、市営香川住宅の解体に向けた事業及び市営高田住宅家屋事後調査業務に関する準備を行いました。また、既存の市営住宅について、適正な管理を実施しました。	市営菱沼住宅改善工事、市営香川住宅の解体に向けた事業（アスベスト事前調査、測量業務）、市営高田住宅家屋事後調査業務を実施予定です。また、引き続き既存の市営住宅について、適正な管理を実施します。
建設部	建築課	市営住宅の長寿化に向けた施設改善事業	公共施設の長寿化の推進	市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、団地別・住棟別の外壁改修や屋上防水等の改善事業を、「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」との整合性を図りながら適切に実施します。	「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に定められた計画修繕・改善事業として、市営高田住宅16・17号棟の外壁改修及び屋上防水工事を実施しました。また、ストックの状況把握として日常点検及び定期点検で発見した不具合箇所のうち、緊急性が高い箇所の修繕を実施し、市営住宅ストックの適切な管理に努めました。	「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に定められた計画修繕・改善事業として、市営菱沼住宅の外壁改修及び屋上防水工事を実施します。
建設部	建築課	市営住宅の指定管理者制度の導入可能性についての検討		指定管理者制度の導入に関して、民間事業者のノウハウにより施設機能の向上、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応できるか等の可能性を検討します。	指定管理者制度を導入している自治体の運用状況や制度導入によるメリット、デメリットを調査していく中で、本市の管理戸数では事業者のスケールメリットが小さいことから、他自治体と同様の内容で実施することは難しいという課題が浮き彫りになりました。	引き続き、先行自治体の事例を調査し、指定管理者制度の導入の可否、導入する場合は委託の内容等について更に調査検討を行います。
下水道河川部	下水道河川総務課	経営戦略の見直しに関する事務		公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定した経営戦略について、数値等の中間見直しを行います。	令和6年度に実施予定である「経営戦略の見直し」に向けた事前準備として、研修等を通じて情報収集を行いました。	今後の事業費の予定や、人口・収入等の見込みを基に、令和7年度以降について投資・財源推計を全般的に再推計し、経営戦略の見直しを行います。
下水道河川部	下水道河川総務課	適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する事務		令和5年10月1日より実施される、消費税の仕入れ税額控除の適格請求書等保存方式に対応するため、企業会計システムの改修等を行います。	適格請求書等保存方式への対応に必要な企業会計システムの改修を実施しました。これにより消費税の仕入れ税額控除を適切に行える環境を整備しました。	令和5年度に実施したシステム改修により、消費税の仕入れ税額控除を適切に行える環境が整備されました。適格請求書等保存方式により、消費税の確定申告を行います。
下水道河川部	下水道河川総務課	下水道広報に関する事務		「マンホールカード」を制作・配布し、さらなる下水道広報の拡充を図ります。	配布を開始した令和5年1月28日から令和5年末までに累計1万1392枚配布しました。平均的な配布枚数は約120枚/1週間で、配布当初は2日間で2700枚超を配布し、1週間で累計3800枚を配布しました。GWや、大規模音楽イベントなど本市に訪れる人の増加に比例して配布枚数が増加する傾向にあります。また、「下水道だより」を10月の広報紙への折込配布や、岡崎市とのデザインマンホール交換について、HPや茅ヶ崎FMで取り上げていただく等取り組みました。	令和6年度も配布を継続します。併せて、ホノルル市・郡との姉妹都市友好協定締結10周年を記念した取り組みも実施する予定です。また、「下水道だより」についても発行を予定しています。
下水道河川部	下水道河川総務課	企業会計システムの決裁業務電子化に関する事務		現在、公共下水道事業の伝票は全て紙決裁（決裁欄に押印）となっており、電子決裁連携を行えるようにします。	経済性や利便性を考慮し、既存の文書システムやRPAを活用することで、電子決裁連携が実施可能となるか検討を行いました。	既存の企業会計システムの活用方法について確認するとともに、本事業の取るべき手法について決めていきます。
下水道河川部	下水道河川建設課	公共下水道整備事業（雨水整備）	下水道（雨水）、河川の整備	浸水対策として市街地に降った雨水を速やかに排除し、都市の健全な発達に寄与することを目的として、公共下水道雨水施設（管渠、ポンプ等）の整備を推進します。実施計画期間中は、公共下水道雨水施設（管渠、ポンプ等）の整備に関わる、基本設計・実施設計や、建設工事等を優先度を考慮して着実に進めます。	浸水対策として、本宿町、萩園、富士見町、赤松町、浜竹二丁目地内での雨水管渠の布設工事、及び松尾地内におけるURとの協定に基づき委任工事により、令和7年度の目標値10haに対して約5haの整備を実施しました。また、市内に分散している浸水区域について、今後浸水対策を実施するための調査、検討、基本設計等を萩園、浜竹四丁目、高田二丁目、本村地内等で実施し、効果的かつ効果的な対策案を立案しました。	浸水対策として、新たに浜竹三丁目、円蔵二丁目、西久保地内の雨水整備に着手するとともに、萩園地内において引き続き整備を行います。また、新たに赤松町、中島、香川、今宿地内において、浸水対策を実施するための調査、設計に着手します。さらに矢畑地内の浸水対策としてポンプ施設用地を公共用地先行取得事業特別会計により取得し、施設設計を実施します。
下水道河川部	下水道河川建設課	千ノ川整備事業	下水道（雨水）、河川の整備	市では、梅田橋から上流側を準用河川に指定して段階的に整備を進めており、引き続き、河道拡幅による流下能力の向上を図る必要がある区間を対象にして用地買収、設計、護岸整備等を推進します。実施計画期間中は、令和5年度から6年度は用地買収、7年度には護岸工事に移行する計画です。	護岸未整備区間の河道拡幅に必要な用地買収のために、隣接工場敷地の物件補償費及び用地費の算定を行い、令和6年度早々の契約締結に向けて地権者との協議を実施しました。また、用地について表層土壌調査を実施し、土壌汚染の有無を確認しました。	河川拡幅に必要な用地を取得するために、物件補償及び用地売買契約を締結します。また、土壌調査の結果、汚染が確認されたことから、土壌汚染対策設計及び護岸詳細設計を実施するとともに、施工方法について隣接工場敷地権者と協議を行い、令和7年度の護岸整備による効果発現に向けた準備を進めます。
下水道河川部	下水道河川建設課	公共下水道施設の地震対策事業		大規模地震が発生した場合に、公共下水道施設の流下機能を確保することによって公衆衛生の保全を図るほか、被災時の交通機能および支援機能が阻害されるような甚大な被害を未然に防止することを目的として、公共下水道施設の地震対策を推進します。実施計画期間中は、マンホールと管路の接続部の改造（可とう性化）、マンホールの浮上抑制対策、雨水吐の耐震化を計画的に行い、マンホールトイレの導入検討を進めます。	茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき、マンホールと管路の接続部の可とう性化を25箇所、マンホール浮上抑制対策を11基実施しました。また、庁内関係課と協議を行い、マンホールトイレを地域防災計画に位置付けるとともに、導入に向けた協議を開始しました。	引き続き、茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき、マンホールと管路の接続部の可とう性化と、マンホール浮上抑制対策を実施します。また、マンホールトイレについて、庁内関係課と継続して協議を行うとともに、周辺自治体の事例調査等を行い、導入検討を進めます。
下水道河川部	下水道河川建設課	公共下水道整備事業（汚水整備）		都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的として、「ちがさき下水道ビジョン」に基づき、市街化区域全域と市街化調整区域の一部（公共公益施設等）を事業計画区域とした施設整備を推進します。実施計画期間中は、未整備区域の解消、及び令和5年度に相模川流域関連茅ヶ崎公共下水道事業計画の変更を実施します。	公共下水道が未整備である私道の公共下水道布設申請があった箇所について、実施設計を行い、令和6年度以降の工事に向けて準備を実施しました。また、相模川流域関連茅ヶ崎公共下水道事業計画の変更を行いました。	私道における布設申請箇所において、汚水管を布設するために他企業のライフラインの移設を行い、汚水管の布設工事を行います。また、市内の他の未整備地区について課題の洗い出しを行い、未整備地区の解消に向けた整備の可能性について調査、検討を行います。
下水道河川部	下水道河川管理課	中島ポンプ場改築事業		公共下水道施設で雨水排水の役割を担っている中島ポンプ場の持続的な機能確保のため、計画的に建物等の耐震化や耐水化、設備の改築を行い、長寿化を図ります。令和5年度から7年度にかけて、建物等の耐震化、耐水化工事を行うとともに、電気設備の詳細設計および改築更新工事を実施します。	中島ポンプ場の改築更新を実施するため、土木耐震工事詳細設計業務、電気設備更新工事詳細設計業務及び耐水化工事詳細設計業務を発注し、事業進捗を図りました。	令和5年度に実施した土木耐震工事詳細設計業務、電気設備更新工事詳細設計業務及び耐水化工事詳細設計業務に基づき、中島ポンプ場の電気設備改築更新工事等に着手します。工事の完了は令和7年度を予定しています。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
下水道河川部	下水道河川管理課	下水道施設ストックマネジメント事業（長寿命化事業）	公共施設の長寿命化の推進	本市では昭和38年度から公共下水道事業に着手しており、早期に整備を実施した施設においては経年劣化の状況に応じて、改築等の対策が必要となっています。今後も公共下水道を絶え間なく使用していただくため、予防保全の観点に基づき、計画的な維持管理を行います。令和5年度から7年度にかけて、点検・調査・詳細設計や長寿命化改築更新工事を実施します。	過年度に実施した管路施設の点検・調査結果をもとに、翌年度に実施する改築更新工事のための管路施設詳細設計業務を実施しました。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき、長寿命化改築更新工事等を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	千ノ川浚渫事業	下水道（雨水）、河川の整備	千ノ川の浚渫を行い、河川の維持及び流下能力の向上を図ります。	「緊急浚渫推進事業債」を活用し、令和4年度に千ノ川の河川浚渫に着手し、5年4月に千ノ川の浚渫を完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。
下水道河川部	下水道河川管理課	雨水施設の機能向上に係る事業	下水道（雨水）、河川の整備	台風等大雨が発生した際、増水した河川水が雨水管路に逆流して市街地に溢れることを防止する樋門やゲート施設の操作を安全かつ確実に実施するため、施設の長寿命化や遠隔操作等の改良を行います。令和5年度に吐口の耐震診断や詳細設計を行い、6年度から7年度にかけて、吐口の耐震工事や樋門・ゲートの改築更新工事を実施します。	松尾川樋門、下町屋ゲート及び浜之郷ゲートの機器及び電気設備の改築更新に先立ち、各施設の耐震診断業務を実施しました	令和5年度に実施した松尾川樋門、下町屋ゲート及び浜之郷ゲートの耐震診断に基づき、7年度以降の工事に向けた耐震詳細設計を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	駒寄川整備事業	下水道（雨水）、河川の整備	大雨時、駒寄川周辺の道路冠水や畑などの浸水災害を軽減させるため、河川断面の拡幅を行い、流下能力の向上を図ります。実施計画期間中は、約80メートルの護岸を整備するため、詳細設計（令和5年度）、護岸工事（6年度）、河床改良工事（7年度）を実施します。	駒寄川暫定整備修正設計業務を発注し、令和6年度以降整備する護岸の詳細設計を実施しました。工事箇所が狭隘なことから施工に時間を要するため、残りの整備延長80メートルについては、複数年度での整備となる見込みです。	未整備区間の暫定整備工事を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	排水路新設事業（排水不良地区の解消）		局地的に浸水してしまう排水不良地区の浸水軽減を図るため、排水路の新設、改良を実施します。令和5年度から7年度にかけて、浜竹地区、赤羽根地区、高田地区の3か所において、雨水排水の改善を図ります。	浜竹地区の排水不良箇所の浸水軽減を図るため、雨水管を布設しました。赤羽根地区においては斜面地から流下する雨水の排水処理を行うため、実施設計業務を実施しました。	赤羽根地区においては、前年度の実施設計をもとに、斜面地から流下する雨水排水の処理を行うために排水路新設工事を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	管路施設等の維持更新に係る事業		本市では昭和38年度から公共下水道事業に着手しており、早期に整備を実施した施設においては経年劣化の状況に応じて、改築等の対策が必要となっています。今後も下水道サービスを絶え間なく提供していくため、予防保全の観点に基づき、計画的な維持管理を行います。令和5年度から7年度にかけて、改築が必要となる管渠やマンホールについて、詳細設計及び改築更新工事を実施します。	令和6年度の改築更新工事を実施するため、管路施設詳細設計業務を実施しました。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき、改築更新工事等を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	河川水位監視システムの機器更新事業		河川水位監視システムの機器装置は、設置から既に16年が経過しており、令和5年度においては、通信機器に異常が生じ、通信不能となる不具合が発生しています。完全に機能不全となる前に通信機器の機器交換を行います。6年度に、不具合の発生した3箇所の通信機器の交換を実施します。	年度途中に通信機器に不具合が発生したため、機器の交換を実施するための補正予算措置を12月議会で行いました。出水期前に修繕工事を終えるため、年度内に工事を発注し、令和6年度内に工事を完了する予定です。	令和6年5月末日までに修繕工事を完了する予定です。今後も引き続き管理施設の維持に努めていきます。
保健所	保健企画課	保健所庁舎整備事業	保健所庁舎の整備	保健行政を見直し、利用者の利便性や事務効率に配慮するとともに、新興感染症等の危機に対応することが可能となる保健所の整備を実施します。	利用者の利便性や事務効率に配慮するとともに、新興感染症等の危機に対応することが可能となる保健所の整備にむけ、プロポーザル方式による設計者選定、設計契約を行い、基本設計を進めました。また、環境に配慮した公共施設づくりの観点で、ZEB認証の獲得を目指した施設整備を行うこととしました。	令和5年度に引き続き、実施設計を行います。設計にあたっては、利用者への配慮と様々な危機事業に対応する事ができる機能を備えるほか、ZEB認証の取得を目指し、一次エネルギーとローリングコストを削減することができる施設とします。設計終了後、工事請負契約の締結に向けた準備を行います。
保健所	保健企画課	保健師の人材育成マネジメント業務	人材育成などによる保健所の機能強化	キャリアレベルに応じた専門性研修や専門性面接、保健師活動アドバイザー（仮称）の設置により、保健師の人材育成を行います。また、地域診断に基づくPDCAサイクル、部署横断的な保健活動の連携及び協働を実施します。	専門性面接で上席保健師と各保健師が対話し、専門職として必要なスキルへの助言のほか、不安などを聞く場となっています。これらを実施することで自分自身の振り返りと専門性を伸ばすきっかけにつながっています。「保健師活動アドバイザー」を設置し、公衆衛生業務における知識や技術面についての助言指導を行い、保健師の育成をしました（実施回数：36回、相談件数：105件）。	専門性面接や対話を通して、各期の保健師が抱える課題を吸い上げ、保健師だけではなく関係課と共有することで、効果的な人材育成につなげます。また、人材育成の中心的役割を担う管理期と、これまで離職傾向が高い中堅期に焦点を当て、やりがいのある保健師活動が展開できるよう、保健師活動アドバイザーの活用及び研修等を充実させます。
保健所	保健企画課	保健所健康危機対処計画の策定及びIHEATの運用事務		現在策定作業を進めている感染症予防計画との整合を図りながら、新興感染症を基本とした「保健所健康危機対処計画」を策定します。また、IHEAT（健康危機発生時に地域の保健師等の専門職が、保健所等の業務を支援する仕組み）が法定化されたことから、その運用体制を構築するとともに、IHEAT要員の確保、名簿管理、実践型訓練を実施します。	「保健所健康危機対処計画」については、感染症予防計画と整合性をもつ計画とする必要があるため、感染症予防計画が完成した後に、具体的な取り組みを位置づけることとし、令和5年度は、位置付ける取り組みの方向性を検討しました。IHEATについては、6年度以降に行う、要員の確保、名簿管理に向けた準備を進めています。また、実践型訓練に向けたカリキュラムを関係課と検討し、実効性のある訓練に向けて準備します。	感染症予防計画との整合を図りながら、市関係各課のほか、関係する外部機関などとも調整を図りながら、「保健所健康危機対処計画」を策定します。また、感染症まん延時の健康危機発生時に、潜在保健師の活用など、行政機関以外からの応援を受けることができる体制を整えるため、IHEAT要員の確保、名簿管理を行います。また、IHEAT要員が即応人材として保健所業務の内容や実施方法手順を理解し実施できるように、研修及び実践型訓練を行います。
保健所	地域保健課	災害時医療救護活動の体制強化事業	災害時医療救護活動の体制強化	医療救護所を設置し、救護活動の拠点とするこれまでの体制から、災害時であっても診療可能な診療所で地域の傷病者の診療を行っていただき、避難所の医療救護活動は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力により医療救護隊を編成し、派遣する体制へ移行します。令和6年度に、活動マニュアル等の作成や関係機関との協定締結及び、市民等への周知、訓練実施に向けた関係機関との調整を行い、7年度には、災害拠点病院である市立病院をはじめとする関係機関と連携した医療救護所運営訓練を実施します。また、災害時に診療所が開設していることを周知するためののぼり旗等の購入、備蓄物品（医薬品・衛生材料等）の更新も併せて実施します。	医師会・歯科医師会・薬剤師会と協議のうえ、災害時に診療所が開設していることを周知するためののぼり旗を購入しました。	医師会・歯科医師会・薬剤師会と引き続き協議を重ね、活動マニュアル等の作成や関係機関との災害協定を締結します。また、市立病院をはじめとする関係機関と連携した医療救護所運営訓練を実施するための協議を行います。
保健所	地域保健課	休日夜間急患診療事業（長期修繕計画に基づく施設修繕）		茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設について、市民が必要な時に安心して医療を受けることができ、維持管理コストの最適化による財政負担の軽減・平準化が図られるよう、長期修繕計画に基づく予防保全型の改修・更新等を実施します。令和7年度：自動扉の吊り戸車・ベルト交換および、センサー・補助光線交換	計画上、修繕はありませんでした。	計画上、予定している修繕はありません。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見直し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
保健所	保健予防課	感染症予防計画の進行管理事務		感染症法に基づき、「茅ヶ崎市感染症予防計画」を策定し、市民及び町民の生命及び健康に莫大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延への備えをします。	策定に向けて、関係部局で構成する連絡調整会議の実施、10月には市民からの意見を反映させるためにWEBアンケートの実施、県感染症対策協議会での意見徴収、寒川町や関係団体との調整を行いました。	国の指針や茅ヶ崎市新型コロナウイルス等対策行動計画や（仮称）茅ヶ崎市健康危機対処計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直し等を行います。また、職員向け研修の実施など、定めた数値目標の達成に向けた進捗管理を行います。
保健所	保健予防課	特定感染症検査・相談事業		HIV検査と同時に梅毒検査を実施できる体制を整備し、感染症のまん延防止を図ります。	HIV検査、肝炎ウイルス検査については、匿名で実施し、プライバシーに配慮した事業運営に努めました。梅毒の発生届件数は令和2年3件、令和3年6件、令和4年16件、令和5年17件と増加傾向となっています。HIV検査について、令和5年12月末時点で検査実施件数は25件となっています。	HIV検査と梅毒検査を同時実施することで、性感染症拡大防止を図るとともに、検査に関する周知を通じて予防に関する啓発を行います。検査結果が当日判明することから、受検者の負担軽減とともに、プライバシーに配慮した事業運営とします。
保健所	保健予防課	自殺対策推進事業		「いのちを支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）」を策定し、幅広く自殺対策を推進します。	第2期茅ヶ崎市自殺対策計画の策定に向け、庁内における検討のほか、審議会である、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会を2回開催し、概ねスケジュール通りに策定作業を進めました。	令和6年度を始期とする第2期茅ヶ崎市自殺対策計画に基づき、普及啓発活動や相談体制の整備、人材育成、関係機関の連携強化等、基本理念である「誰も追い込まれることのない共に支えあう茅ヶ崎市の実現」に向け、幅広く自殺対策を推進します。
保健所	保健予防課	感染症発生動向調査事業		感染症法に基づく届出をもとに、地域の感染症の流行状況を把握し、予防情報を発信することにより、各種感染症の蔓延防止を図ります。	感染症情報として週報を発行するとともに、感染症発生注意報や警報の発表を行い、住民や関係機関に周知しました。5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が変更されたことに伴い、全数把握から定点把握に変更されたことから、感染症発生動向調査届出医療機関の協力のもと、週ごとの感染動向の把握を行いました。また、各種感染症発生時には、速やかに行政検査が実施できるよう県衛生研究所等と連携を図り、迅速な状況把握に努めました。	新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握が引き続き必要であることから、会計年度任用職員看護師を配置し、適正な感染症発生動向調査事業の運営ができるよう体制を整備します。
保健所	衛生課	市有墓地管理事務		市内に11カ所存在する市有墓地（土地所有者は市であるが、上部利用者は墳墓を有する市民）の土地や樹木を適正に管理し、墓地共有部分の除草や樹木の剪定などを実施します。	墓地共有部分の除草や低木の剪定などを実施し、墓地の利用に支障が生じないように管理しました。しかしながら、高木の剪定や枯れ木の伐採など市職員が実施できない作業が今後の課題となっています。	墓地共有部分の除草等は引き続き実施するとともに、高木の剪定や伐採などを専門業者に委託します。墓地の利用に支障が生じないように適正に管理します。
保健所	衛生課	動物愛護管理行政推進に向けた人材育成事業		動物愛護管理をめぐる課題やその対応に係る基本的な考え方、ペット問題に関するさまざまな取り組みについて、課内での動物愛護管理行政研修の実施や、外部研修の受講と課内での共有により、職員のスキルアップに取り組みます。	動物愛護管理をめぐる課題やその対応に係る基本的な考え方、ペット問題に関する様々な取組について課内研修を実施してきましたが、アニマルウェルフェアいわゆる動物福祉の観点や鳥インフルエンザに関する対応など、新たな視点や対応に苦慮しており、これらの課題に対する専門的な知識の習得が課題となっています。	動物愛護管理業務の実施に必要な専門的な知識を習得するため、当該分野の環境省研修を受講し、人材育成に取り組みます。
保健所	健康増進課	後期高齢者保健事業		後期高齢者の健康寿命の延伸を図ることを目的として、後期高齢者の健診結果や医療データを活用し、低栄養のリスクがあるなど特定の対象者を抽出した保健事業と、高齢者の通いの場等を活用したフレイル予防の周知事業を行います。令和5年度から、糖尿病性腎症の重症化予防を目的とした受診勧奨と保健指導を行います。6年度には、地域の特性に合わせた保健事業や、フレイル予防の周知事業の拡充を行います。	低栄養のリスク（269名）、健康状態不明（46名）、糖尿病性腎症重症化予防（368名）の対象者を抽出し、訪問、来所及び電話による保健指導を実施しています。すべての事業終了後に評価及び課題分析を行います。また、フレイル予防の普及啓発事業では、13圏域各1回の教室開催のほか、地域活動団体等からの教室開催依頼が11件ありました。	低栄養のリスク、健康状態不明、糖尿病性腎症重症化予防の対象者を抽出し、リスクに応じた保健指導を引き続き継続して実施します。また、令和6年度から、13圏域での教室開催のほか、学校法人湘南ふれあい学園茅ヶ崎リハビリテーション専門学校と協力し、そよら湘南茅ヶ崎でフレイル予防の普及啓発事業を行います。高齢者が日常立ち寄る機会が多い商業施設で実施することにより、市の事業をご存じない方、参加する機会がなかった方へのフレイル予防の普及啓発を見込んでいます。
保健所	健康増進課	システム標準化・共通化保健所総合システム（成人保健・予防接種）の再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に健康増進事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和5年度で検討した運用をもとに、国の標準仕様に準拠したシステム導入に向けて、ベンダーと契約を締結し、文字の標準化・データ移行、環境構築、テスト・研修、また関連システムとの円滑な連携における取組を進めます。
保健所	健康増進課	骨髄移植等予防接種再接種事業		骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した方に対して、再接種費用を助成し、接種者の経済的負担を軽減します。	令和6年度からの実施に向けて、他自治体の実施状況やその内容について調査・研究を行いました。	令和6年度より新たに制度を開始します。骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した20歳未満の方に対し、再接種費用を助成します。
保健所	健康増進課	予防接種事業（季節性インフルエンザワクチン定期予防接種期間の延長）		インフルエンザワクチンの定期接種期間を12月31日までから1月31日までに延長し、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。	令和5年12月12日に市保健所管内（茅ヶ崎市・寒川町）においてインフルエンザ流行発生警報が発表され、同日、「季節性インフルエンザワクチンの定期的予防接種について（依頼）」（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）が発出されたことを受け、インフルエンザワクチンの定期接種期間を12月31日までから1月31日までに延長し、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。	インフルエンザの流行は、例年12月から3月までが中心であり、ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされています。令和6年度以降はインフルエンザワクチンの定期接種期間を10月1日から1月31日までとし、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。
保健所	健康増進課	食育推進事業（食育フェスタ）		各世代の課題に合わせた食育に触れる機会をつくり、ライフステージとつながりのある普及啓発を効果的に進めます。生涯にわたって健全な心と身体を培うために、食を楽しむ、いきいきと生活できることを目指します。	コロナ禍により「食」に対する価値観やライフスタイルの多様化が進み、食育に関する世代ごとの課題解決の取り組みが必要となっていることから、令和元年度から中止していた食育フェスタについて、開催手法、ターゲット層、ライフステージとつながりのある効果的な普及啓発手法等、令和6年度からの再開に向けて検討を進めました。	歯科保健事業のイベント（歯つばいデー）と同時開催します。民間企業及びボランティアグループにより食育教室、体操、エプロンシアター等を実施します。また、健康測定の実施、保育園等の給食の様子及び茅産茅消等の展示を行い、来場者へ食育の普及啓発を行います。来場者が食への関心を高め、日常生活で健康的な食生活の意識づけをし、行動変容を促す実施内容とします。
市立病院	病院経営企画課	市立病院の経営健全化の推進に関する事務	市立病院の安定的経営の推進	令和5年4月に市立病院の経営形態を地方公営企業法全部適用に移行し、（仮称）茅ヶ崎市立病院経営計画に基づき経営健全化を進めます。	茅ヶ崎市立病院経営計画（令和6年度～令和9年度）の策定に関して、茅ヶ崎市病院事業経営審議会において2回に亘って審議していただき、具体的な取組事項や目標値等を定めた計画（案）を取りまとめました。	茅ヶ崎市病院事業経営審議会において、令和5年度決算を基に取組を評価していただくとともに、茅ヶ崎市立病院経営計画の具体的な評価方法について検討します。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
消防本部	消防総務課	消防署本署高圧受変電機器（進相コンデンサ）交換修繕事業		ポリ塩化ビフェニルが使用されている進相コンデンサについて、令和5年度に交換修繕及び環境事業センターへの移動を行い、7年度に廃棄処分します。	消防署本署に設置していたポリ塩化ビフェニルが使用されている進相コンデンサについて、令和5年10月に交換修繕及び環境事業センターへの移動を実施しました。	消防署本署の交換修繕は令和5年度で完了となり、7年度に環境事業センターが廃棄処分する予定です。
消防本部	消防総務課	茅ヶ崎市消防署本署再整備事業		消防署本署再整備の基本的な考え方をとりまとめるとともに、測量や地質調査など各種調査及び基本設計など委託の実施を目指します。	事業開始に向け、事業用地や事業手法の検討、また事業費の見込みなどについて、庁内関係課との協議を行いました。	令和6年能登半島地震の発生を踏まえ、早期に再整備を実施することを目指し、令和6年度には（仮称）消防署本署再整備の基本的な考え方について、庁内関係課と協議の上、策定することを目指します。また、基本的な考え方の策定と並行し実施できる測量や地質調査などの実施の可能性について、引き続き庁内関係課と協議を行います。
消防本部	消防総務課	消防防災フェスティバル実施事業		子育て世代や若年層を含めた多くの市民の方に消防への理解を深めるとともに、防火意識の高揚を図るため、消防防災フェスティバルを実施します。また、消防・防災関係機関とのふれあいを通じて、市の消防・防災についての取り組みや、消防団をはじめとする関係団体の日頃の取り組みについて理解を深め、火災や災害などから自らの身を守る行動力の向上と意識の高揚を図ります。	令和5年11月12日（日）に、第一カッターきいろ公園（中央公園）にて消防防災フェスティバル2023を開催しました。来場者数は約4500人で、出展者は防災対策課、消防各課、消防団、各関係団体に加え、ゆかりのまち岡崎市から岡崎市消防本部の参加がありました。また、防火ポスターコンクールの入賞者表彰式も開催し、会場に入賞作品の展示も行いました。	令和6年11月に開催する予定とし、多くの方に参加いただけるよう出展には工夫を加え、消防・防災への理解や市民の防火意識高揚を図ります。
消防本部	警防救命課	消防車両整備事業		近年の救急需要の増加に加えて、災害が大規模化・多様化・複雑化するほか、活動技術の高度化が急速に進むなど、消防・救急を取り巻く環境が大きく変化していることから、消防車両・救急車両・資機材等を計画的に整備します。令和5年度：はしご付消防自動車、資機材搬送車、救急自動車、高度救命用資機材、消防団車両（6台）令和6年度：特殊災害対応自動車、水上オートバイ、消防ポンプ自動車（2台）、救急自動車、高度救命用資機材、消防団車両（6台）令和7年度：水防指揮車、広報車、人員搬送車（2台）、消防ポンプ自動車（2台）、水難救助工作車、救急自動車、高度救命用資機材、消防団車両（5台）	12月に消防団車両2台を更新しました。資機材搬送車、救急自動車及び消防団車両4台については、3月に納車予定です。はしご付消防自動車については、納期に時間を要しており、令和6年度納車になる見込みです。半導体不足やサプライチェーンの混乱による部材の供給不足等に伴い、車両の納期が遅れる傾向があるため、早期での発注を行うことが課題としてあげられます。	令和7年3月までに、特殊災害対応自動車、水上オートバイ、消防ポンプ自動車（2台）、救急自動車、高度救命用資機材及び消防団車両（6台）を更新します。8月末までに、はしご付消防自動車を更新します。
消防本部	警防救命課	消防団施設・設備維持管理事務		地域防災の拠点である消防団器具置場の改修を行い、施設の長寿命化と大規模災害時等の万全な対応を図り、地域の防災力向上を図ります。改修の緊急性や重要度を考慮した優先順位を柔軟に決定し、実施計画期間中に3か所実施します。	老朽化した消防団器具置場（第1分団本村）の改修工事を行い、施設の長寿命化と消防団員の活動環境の改善を図りました。	老朽化した消防団器具置場（第12分団小和田）の改修工事を実施します。
消防本部	警防救命課	消防水利整備事業		迅速かつ有効な消防活動が期待できる箇所に消火栓を新設し、老朽化した防火水槽を解体撤去します。	老朽化した防火水槽の解体撤去を実施しました。	実施予定はありません。
消防本部	警防救命課	災害時におけるドローンの活用		火災発生時の消火活動や風水害発生時の水難救助現場での情報収集のため、ドローンを導入します。	管轄区域内において想定される火災現場や水難救助現場の状況から、導入機種や運用部隊、効果的な操縦者の育成方法等の検討を進めました。	令和6年5月末までに、物品購入を行います。上半期中に、民間講習を受講します。また、民間講習受講者を講師とし部内で講習を実施します。講習受講者で飛行訓練後、12月までに運用を開始する予定です。
消防本部	指令情報課	消防緊急通信指令システム更新整備事業		119番通報に対して、迅速かつ確実に対応するため導入している消防緊急通信指令システムを更新します。このシステムは、電話回線等を利用して通報場所の特定が素早くできるほか、GPS機能を活用し災害現場に最も近い消防団隊を選出し出動指令を出せるなど、消防業務に必要な不可欠なものです。新しいシステムに更新することで、システムの安定運用を図るとともに、機能を充実させ、消防・救急体制を強化します。令和6年度：事業者選定～契約～システム構築打ち合わせ 令和7年度：整備開始～整備完了	令和5年度は、消防緊急通信指令システム更新整備に向けて、機能強化を図った他市町の事例を研究するなど情報収集を行いました。本システムの整備は、概ね、15か月程度の期間を要するため、6年度に事業者選定及び契約手続き事務が必要となることから、当該事務が円滑に進むよう、消防緊急通信指令システム更新整備に係る設計書（案）を策定しました。	消防緊急通信指令システム更新整備は、令和7年度末に完了を予定しています。6年度は、前半期に事業者選定及び契約事務を、後半期は整備内容の確認及び事業スケジュールの打合せ等を主に事務を進め、円滑にシステム整備が進むよう調整を図ります。
消防本部	指令情報課	消防救急デジタル無線（共通波）整備事業		消防救急デジタル無線設備（共通波）は、24団体（神奈川県及び県内23消防本部）が共同で整備、維持管理している機器で、運用開始してから10年となる令和6年度に更新推奨時期を迎えます。更新推奨時期を超えると、故障リスクが高まり、運用に支障をきたす可能性もあることから、その更新に向けて協議し、令和7年度末までに消防救急デジタル無線設備基地局の入れ替えをすることとなりました。本機器は、消防団隊間の情報伝達手段として重要な機器であるため、安定運用できるよう年次点検と併せ無停電電源装置用バッテリーなどの消耗品を定期的に交換しメンテナンスをしています。	消防救急デジタル無線（共通波）整備事業に関する事務について、令和5年度は、更新推奨時期を迎える本機器の基地局について、神奈川県全体の事業として、24団体で検討し、7年度に入替工事を実施することで決定しました。併せて、契約事務をはじめ、業者打合せ等の事務手続きは、横浜市が一括して行うことで合意形成がなされ、事業に要した経費は24団体で案分して負担することとしました。	消防救急デジタル無線設備（共通波）の整備事業のうち、令和6年度に実施する事業は実施設計委託業務と工事業者選定（契約事務）となります。本事業は、神奈川県全体の事業ですので、横浜市が中心となって事務を進めますが、24団体が連携し、細部事項の協議や本事業の進捗確認などを実施していく予定となっています。
会計課	会計課	公金収納等事務のデジタル化の推進		公金収納等事務について、デジタル化を推進することにより、セキュリティの向上を図るとともに、市と指定金融機関等双方の事務効率化・合理化を図ります。指定金融機関等との口座振替データの送受信をLGWAN回線を利用したデータ伝送に切り替えます。これにより、個人情報漏洩リスクの軽減を図ります。現在、紙文書で申し込みを受け付けている口座振替について、WEBによる口座振替受付サービスに切り替え、時間を選ばず、非対面でスピーディーな処理を可能とするともに、利用者の利便性向上を図ります。	指定金融機関等とのデータの送受信で使用する回線について、LGWAN回線を利用したデータ伝送に全16金融機関の切り替えを完了しました。また、WEB口座振替受付サービスの導入に向けベンダーと協議を重ね、サービス開始時における対象を市税3種及び保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）とし、指定金融機関を含め9者の金融機関について1月のサービス開始の体制を整えました。	指定金融機関等との事務効率化に向けた、さらなる検討を進めるとともに、WEB口座振替受付サービスについては、サービスの周知啓発を引き続き進め、さらなる利便性の向上に向けた検討を進めます。
議会事務局	議会事務局	議会のICT化推進事業（タブレット端末の導入）		市議会議員へタブレット端末を導入し、会議をペーパーレス化することで、省資源化、効率化を図ります。	議会で開催する諸会議において、タブレット端末を活用した会議運営を行うことで、会議資料のペーパーレス化の取り組みを進めることができ、過去年度平均と比較すると、紙の使用量及びコストは9割以上の削減を見込んでいます。	タブレット端末を活用した会議資料のペーパーレス化の取り組みをさらに進めるとともに、オンライン会議の検討を行います。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
議会事務局	議会事務局	ホノルル市議会との友好議会交流		本市がホノルル市と実現させていきたい事業の促進を図るとともに、ホノルル市議会との相互理解や信頼に基づく確固たる友好関係の構築し、両市の発展と魅力あるまちづくりに資する協議等を行い、双方実りある活動を推進します。 また、姉妹都市締結や友好議会締結10周年、今後の関係性の発展に向けて市と協力し、効率的かつ効果的な交流を継続します。	ホノルル市議会議長と手紙でのやり取りのほか、市長が姉妹都市サミットに参加するためホノルル市を訪問した際に、ホノルル市議会議長宛の記念品を手渡してもらうなど、ホノルル市議会との途切れない交流を継続しました。	令和6年度にホノルル市・郡と茅ヶ崎市の姉妹都市友好協定締結が10周年を迎えるため、ホノルルフェスティバル（令和7年3月）の開催時期に茅ヶ崎市長と共に議長がホノルル市への訪問を予定しています。
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	システム標準化・共通化選挙人名簿管理システムの再構築事業		選挙関連の各システムについて、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に選挙人名簿調製事務を執行する上での運用について検討を行いました。	ベンダーを選定及び決定し、令和7年度の標準準拠システムへの移行に向け、システム環境の検証及び構築を行います。
教育総務部	教育総務課	教育基本計画の改定及び教育大綱の策定に関する事務		本市の教育行政の方向性をより分かりやすくするために、教育大綱を教育基本計画に一本化することを検討します。同検討を踏まえ、令和8年3月までに教育基本計画を改定します。	当初のスケジュール通り、令和6年度から具体的な取り組みを行います。	教育大綱の振り返り及び大綱廃止の協議、教育基本計画の振り返り及び改訂の視点整理を行います。
教育総務部	教育総務課	学校遊具・体育器具の点検、修繕及び更新に係る事務		小和田小・鶴嶺小・室田小・浜須賀小・汐見台小の遊具の整備を行います。点検結果が悪かった体育器具を修繕します。	小和田小及び鶴嶺小へすべり台、室田小へジャングルジムを新設しました。また、点検の結果、腐食等により使用禁止となった遊具・体育器具を順次修繕しています。	浜須賀小へはんとよう棒、汐見台小へブランコを新設予定です。
教育総務部	教育総務課学務課 学校教育指導課	統合型校務支援システム導入等に関する事務		校務支援システムを導入し、校務情報の一元管理と、小学校から中学校へのスムーズな引継ぎを実現します。	令和6年度から統合型校務支援システム稼働に向けて、公募型プロポーザル方式での事業者選定を実施しました。 3月末までに、教務・保健管理・勤怠管理の各システムの導入にあたっての調整と学校職員への研修を行い、システムを実装していきます。	令和6年度から市内小・中学校32校において統合型校務支援システムを運用します。また、システム保守に関する契約を締結します。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（特別教室エアコン新設）	小・中学校の特別教室のエアコンの設置	安全な教育環境の確保と災害時の避難所機能向上のため、令和7年度までに、小・中学校の特別教室（理科室・家庭科室等）へエアコンを順次新設します。 小学校は、7年度に設置工事を行い、中学校は、6年度に設置工事を行います。	中学校13校の特別教室等に対するエアコン設置の工事設計委託を、体育館のエアコン設置工事設計委託と合わせて入札を行い、設計事務所と契約を行いました。その後、学校と調整を行い、設置箇所について検討し、発注に向けて設計を行っています。	中学校13校における特別教室等のエアコンの設置工事を行うとともに、小学校の特別教室等のエアコンの設置工事の実施設計を行うため、設計委託業務を発注予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（体育館LED化）	小・中学校体育館のエアコン設置と照明LED化	老朽化が進む既存の体育館照明設備の省エネルギー化を推進するため、令和7年度までに、小・中学校の体育館の照明を順次LED照明機器に改修します。 小・中学校を3か年に分け、5年度に10校、6年度に10校、7年度に10校、照明改修工事を行います。	令和5年度に体育館照明のLED化を予定していた小学校7校及び中学校3校の計10校について、学校の夏休みを利用し、工事を完了しました。 また、6年度に工事予定の10校について、現在発注に向けて設計を行っています。	令和6年度は、小学校2校及び中学校8校の計10校について工事を行う予定です。 また、7年度は、残りの小学校10校について工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（体育館エアコン新設）	小・中学校体育館のエアコン設置と照明LED化	安全な教育環境の確保と災害時の避難所機能向上のため、令和7年度までに、小・中学校の体育館にエアコンを順次新設し、また、エアコン設置に合わせて発電機を整備します。 小学校は、7年度に設置工事を行い、中学校は、6年度に設置工事を行います。	市内小・中学校32校の体育館に対するエアコン設置の工事設計委託を、中学校の特別教室等のエアコン設置工事設計委託と合わせて入札を行い、設計事務所と契約を行いました。その後、基本設計の中で、空調方式や災害時への対応の検討を行い、避難所となることから発電機の設置を予定しています。現在は、中学校の実施設計を行い、発注に向けて設計、積算中です。	中学校13校における体育館のエアコンの設置工事及び発電機設置工事を行うとともに、小学校の体育館のエアコン及び発電機設置工事の実施設計を行うため、設計委託業務を発注予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設管理補修事業		小・中学校施設のトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定、法定検査・点検、原材料支給・小規模修繕等を行います。	小・中学校施設の維持管理に必要な、トイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等や、法令に定められた検査・点検について予定どおり、専門業者へ業務委託を行うとともに、各校からの修理依頼や原材料支給申請に速やかに対応を行い、教育環境を適正に維持管理を行っています。	予定しているトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等や、法令に定められた検査・点検の発注及び、令和7年度に向け、効率的な発注方法の検討を行います。
教育総務部	教育施設課	学校施設管理補修事業（学校開放）		コロナ禍で休止していた一般開放を再開します。対象は利用実績等から市立小学校の6校程度とし、運動場及び体育館を、土曜日（祝日、学年始末休業、夏季休業及び冬季休業期間を除く。）の午前9時から正午までの間、開放します。 利用対象者は、在校生、近隣の小・中学生及びその保護者並びに地域の方々とします。	令和6年度に一般開放事業を再開するにあたり、委託内容や保険内容について整理を行いました。	一般開放の日程調整及び手続きについて、調整を行い事業再開予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設管理補修事業（倒木検査）		小・中学校の樹木について、倒木等のおそれのある樹木を把握するために専門業者による点検を実施するもので、今後の樹木の適正な維持管理に資することを目的に行います。	校内の樹木について、事故の発生を予防し、学校施設を安全・快適に利用できるよう適切に点検・管理を行う必要があり、令和6年度に専門業者による点検を実施するための調整を行いました。	委託業務の発注を行い、樹木の健全度について樹木の状態を総合的に判断し、危険と判断したものは危険回避の措置を行います。また、点検を行った樹木についてリスト化を行い、状態監視を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（大規模改修）		快適な教育環境を確保するため、老朽化した小・中学校の校舎・トイレ等の大規模改修を計画的に実施していきます。 建築部材や設備機器の更新時期を迎えている小・中学校を対象に、令和6年度から年間1校程度大規模改修を実施します。	令和6年度に大規模改修を予定している小出小学校、円蔵小学校の2校について工事設計委託の発注を行い、大規模改修工事の仕様（円蔵小学校のトイレ改修工事を含む）の検討を行い、工事発注出来るよう現在発注に向けて設計を行っています。	令和6年度については、小出小学校、円蔵小学校の大規模改修工事を開始すると共に、令和7年度に大規模改修工事を行う浜須賀中学校について、設計の見直し、再積算を行うため設計事務所に委託発注を行う予定です。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（予防保全）		小・中学校の屋根・外壁、防水、エアコン、受水槽、ポンプ、プール過機、弱電設備等の改修を行います。	小学校4校、中学校4校の計8校の屋上防水や外壁塗装、エアコンや受水槽の交換、自動火災報知設備等の改修工事を行いました。	小学校2校、中学校5校の計7校の屋上防水や外壁塗装、エアコンや受水槽の交換、自動火災報知設備等の改修工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（老朽化）		小・中学校の老朽化した施設（トイレ、放送、弱電設備等）の工事を行います。	小学校3校、中学校8校の計11校のトイレ改修工事やグラウンド改修工事、空調設備改修や電気設備の改修工事、教室改修工事など老朽化した校舎等の改修工事を行いました。	小学校4校、中学校5校の計9校のトイレ改修工事やグラウンド改修工事、教室改修工事など老朽化した校舎等の改修工事と市内全中学校の体育館トイレに対する老朽化及びバリアフリー化改修工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設整備計画事務		中長期的な再整備を計画的かつ効果的に推進するために、令和5年度に、既存学校施設の建て替えや長寿命化対策等に関する計画を策定します。4年度中に作成した素案について、5年度にパブリックコメントを実施した上で、計画を策定します。	令和4年に作成した「学校施設再整備基本計画（素案）」の大規模改修のスケジュールや長寿命化及び改築に関する記載内容等について、関係各課と調整を行いました。1月にはパブリックコメントを行い、市民の方の意見等を伺ったのち3月に策定します。	「学校施設再整備基本計画」に記載している、大規模改修工事（小出小学校、円蔵小学校）や予防保全工事（小・中学校計7校）、その他老朽化対策の工事を行いつつ、令和7年度に予定している工事の設計委託や、予算要求を計画どおり行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設整備基金事務事業	公共施設の長寿命化の推進	小・中学校の施設整備を計画的に推進するため、令和4年9月に茅ヶ崎市学校施設整備基金を設置しました。将来的な小・中学校施設の大規模改修や更新などの費用に充当するための資金の積み立てを行うとともに、計画的な施設整備のため、必要に応じて効果的に活用します。	令和5年度当初の「学校施設整備基金」の残高は約40億円に対して、現在の基金残高は約70億円となっています。また、基金の設置目的である小・中学校の施設の整備を計画的に推進するため、大規模改修工事の設計委託に対して、基金の充当を予定しています。	基金の活用について計画的かつ効率的に行うことを目指します。小出小学校、円蔵小学校の大規模改修工事に対して、基金の充当を予定しています。
教育総務部	教育施設課	鶴嶺八幡宮横参道整備事業		建設部、教育推進部等と連携しながら、八幡宮が所有する横参道の「道路敷地の地上権設定及び公道化」、「埋蔵文化財調査の実施」、「道路・下水道等の整備」を行います。	鶴嶺神社横参道道路整備事業について、これまでの経過や縦参道の整備経過など関係各課と情報共有した上で、事業工程やスケジュールについて調整を行い、事業を進めるには試掘を行い文化財の現況調査が必要となったことから、令和6年度に試掘調査委託を行うための調整を行いました。	鶴嶺神社横参道に対する試掘調査委託を行い、文化財の有無や道路工事等への影響について確認を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校敷地底地整理事業		小・中学校の底地整理を行います。	松林小学校底地整理に向けた、学校用地の売却について、敷地測量が必要なことから、測量委託を行い、また、建設部や下水道河川部、用地担当などと調整を行い、売却に対する条件設定などの整理を行いました。	令和5年度の敷地測量委託によって、売却予定敷地の面積が算出されたことから購入予定者と協議を行い、売買概算金額等の確認、土地購入の意向確認ののち、不動産鑑定等を行い、売買価格の決定をし、土地売買の手続きを行います。
教育総務部	学務課	中学校給食実施事業	中学校給食の実施	安全・安心で栄養バランスの取れた給食の提供と食育の推進を図るため、選択制デリバリー方式による中学校給食の実施を目指します。令和5年度は各中学校の配膳室整備に向けた設計業務を実施し、その後、配膳室工事を進めます。また、早期の実施に向け、給食の調理等を委託する事業者の選定を進め、準備が整った中学校から順次給食を実施していくことを目指します。	市立中学校13校において、学校運営上の課題を整理するとともに、献立作成や調理等業務の事業者選定に向けた参考としていくことを目的として体験試食会を実施しました。また、各中学校の配膳室整備工事に向けた設計業務や、調理等業務を委託する事業者を選定する公募型プロポーザル、給食費支払いや給食予約を行う予約等管理システムの入札事務に着手しています。	令和6年10月から第1期の6校、7年5月から第2期の7校において給食を実施するため、調理施設からの給食の配送を受ける各中学校の配膳室整備工事を進めます。同時に、調理等業務委託事業者と密に協議を重ねるほか、予約等管理システムの導入に向けた準備事務を進めます。
教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理に係る事務（予防保全）		設置から35年以上の年数が経過した給食用エレベーターの改修工事を行い、不具合による給食提供への影響を未然に防止します。	茅ヶ崎小学校給食調理場エレベーター改修工事の実施に向け、工事発注を行い、工事施工業者を決定しました。全国的にエレベーター改修の需要に対して事業者の工事供給能力が追いついておらず、工事の着手まで相当期間を要することから、計画的な改修工事に支障が生じている状況です。	茅ヶ崎小学校給食調理場エレベーター改修工事を実施し、松浪小学校給食調理場エレベーター改修工事及び香川小学校給食調理場エレベーター改修工事の工事発注を行います。
教育総務部	学務課	システム標準化・共通化学齢簿システムの再構築事業		国で進める自治体情報システム標準化・共通化に対応した学齢簿システムを導入します。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に学齢簿・就学援助・特学奨励費事務を執行する上での運用についてFit&GapとRFI検討を行いました。	学齢簿システムの導入に更改業務を委託する契約の締結を行いシステム開発をスタートします。
教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理に係る事務（香川小学校給食調理場大規模改修工事）		施設の長寿命化を図るとともに、学校給食衛生管理基準に準拠したドライシステムを導入することでより衛生的な環境を整備するため、令和7年度までに香川小学校給食調理場の大規模改修工事を行います。6年度までに設計を行い、7年度に大規模改修工事を行います。	安全・安心な給食を提供するため、ドライシステムと同様の衛生管理体制による給食調理を徹底しました。	令和7年度の大規模改修工事に向け、設計業務を実施します。また、工事期間中に継続して給食の提供が可能となるような代替措置の検討及び調整を行います。
教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理に係る事務（トイレ改修・厨房機器入れ替え）		給食調理従事者の専用トイレは、衛生管理の観点から洋式であることが望ましい一方、8校の給食調理場では和式トイレが設置されているため、計画的に洋式化を行います。また、給食調理場における機器や設備について、耐用年数を経過し老朽化が進んだものを計画的に更新・入れ替えることにより、安定的な給食の供給体制を構築します。	小出小学校給食調理場の調理従事者専用トイレを洋式化しました。また、給食調理場厨房機器・設備のうち、松浪小学校の給湯設備、茅ヶ崎小学校及び松林小学校の消毒保管庫、室田小学校のガス回転釜、西浜小学校の洗浄機の入れ替えを行いました。	茅ヶ崎小学校給食調理場の調理従事者専用トイレの洋式化に取り組みます。また、給食調理場厨房機器・設備のうち、松林小学校の給湯設備及び消毒保管庫、室田小学校の洗浄機、浜須賀小学校の連続式炊飯機の入れ替えを行います。
教育総務部	学務課	学校給食費公会計化事業		小学校の給食費を、各学校長が管理する私会計方式から市の歳入歳出予算に組み込む公会計化します。	令和6年度の準備にかかる経費について試算するとともに、7年度の運用開始に向けシステム導入の検討を行いました。	令和7年度の運用開始に向け、システム開発や保護者への口座振替依頼等の準備業務を行います。

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
教育総務部	学務課	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助		就学援助の対象拡大（県立国公立中学入学者及び夜間中学入学者）と就学援助項目の拡大（中学校給食費及び卒業アルバム代）を実施します。	就学援助の対象拡大、援助項目の拡大について検討を進めました。	令和6年度に新たに開始する中学校給食について、準要保護生徒への給食費援助を行います。
教育総務部	学校教育指導課	特別支援学級設置に関する事務	特別支援学級の増設	特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、インクルーシブ教育推進のため、令和12年度までの全校設置を目標に、特別支援学級を順次整備します。5年度以降、2年に3校程度開設する計画で整備を進めます。	令和6年4月に浜之郷小学校及び菟園中学校の特別支援学級開設を目指し、教室等の設備や備品・消耗品などについて、関係課かいと連携を図り、計画的に準備を進めました。また、7年度以降の特別支援学級開設について、特別支援学級未設置校の状況調査等を行い、整備計画を検討しました。加えて、限られた予算の中で、見通しを持って準備を進めていけるよう、開設時の備品・消耗品スタンダードを策定しました。	令和7年度、1校の特別支援学級整備に向け、関係課かいと連携を図り、計画的に準備を進めていくとともに、8年度以降の整備計画について、できる限り早期に特別支援学級全校開設が実現できるよう、継続して特別支援学級未設置校の状況や、特別支援学級在籍児童・生徒数の推移を鑑み、12年度までの見通しを立てて進めます。
教育総務部	学校教育指導課	児童・生徒指導事業	スクールソーシャルワーカーの拡充	児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめや不登校、問題行動等、学校だけでは課題解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対して、福祉的な視点から環境への働きかけや関係機関とのネットワークの強化などの支援に取り組むスクールソーシャルワーカーの勤務体制・日数を拡充します。	令和5年度は年間157日勤務の職員を1名拡充し、学校支援の充実に努めました。児童・生徒が抱える課題解決に向け、関係機関とのネットワーク構築等スクールソーシャルワーカーの担う役割は重要なものと認識しています。相談件数については、4年度は539件であったのに対し、5年度は12月末時点で570件と増加しており、業務の実効性・効率性をより高める工夫が必要であると捉えています。	相談ニーズの高まりを鑑みると、今後、十分な児童・生徒支援を実現していくためには、各学校においてスクールソーシャルワーカーの視点を働かせ、児童・生徒支援ができる組織力を構築させていくことも、スクールソーシャルワーカーの重要な責務であると認識しています。このことから、直接的及び間接的な支援に加え、各学校においてスクールソーシャルワーカーによる教職員向け研修についても積極的に実施します。
教育総務部	学校教育指導課	学校における水泳学習授業等の外部委託		小学校における水泳学習授業を順次、民間事業者に委託することで、水泳学習の質の向上及び教職員の負担軽減等を図ります。実施に際しては、児童が民間事業者に行き、水泳学習を受ける形式と、民間事業者から対象校へ水泳指導員を派遣してもらい、自校のプールにて水泳学習を受ける形式との2パターンを行うことで、本市に最適な手法を見極めます。	茅ヶ崎市小学校水泳学習モデル事業は、茅ヶ崎小学校、浜須賀小学校の3・4学年全児童を対象に民間事業者の施設を活用し、水泳専門の指導者による水泳学習を各3回実施しました。3・4学年は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、入学以来水泳授業の経験がありませんでしたが、児童の泳力に合わせたグループわけを行うことで安心して学習に取り組むことができました。	令和6年度は、茅ヶ崎小学校、松林小学校、浜須賀小学校3校において、全学年全児童を対象に民間事業者の施設を活用した水泳学習を4回実施する予定です。その他16校については、民間業者から水泳専門の指導者を各学校に派遣し、3・4学年を対象として水泳学習を3回実施する予定です。今後、段階的に全ての学校において民間事業者の施設を活用した水泳学習が実施できるように進めてまいります。
教育総務部	学校教育指導課	コミュニティ・スクールの導入の推進		多様化・複雑化する児童・生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題の解決を図るため、令和7年度を目標に地域の関係者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの全校設置を進めます。5年度は小学校5校、中学校2校、6年度は小学校5校、中学校3校、7年度は小学校7校、中学校6校の設置を計画しています。	令和5年度は、小学校5校、中学校2校が新たに加わり、11校がコミュニティ・スクールとなりました。設置学校においては、その学校、地域に即した課題開設に向けて熟議を行い、協議会委員が中心となり、取り組みを行った学校もあります。また、各小・中学校の担当教職員に対して、コミュニティ・スクールに係る研修会を実施したことに加え、要請のあった開設予定校の学校評議員、及び教職員に対して指導主事が説明を行いました。	新たに小学校5校、中学校3校に開設予定です。令和6年度も、各小・中学校の担当教職員に対する研修会と、7年度開設予定校の学校評議員、教職員に対する指導主事による説明を要請に応じて実施します。
教育総務部	学校教育指導課	学齢期を経過した方への就学機会提供事務		さまざまな理由から義務教育を十分受けることができなかった方に教育の機会を実質的に保障するため、相模原市および神奈川県教育委員会と協定を締結し、希望する方が相模原市立大野南中学校分校夜間中学へ広域的な就学ができる環境を整えます。	令和5年度は、希望される方がいませんでした。相模原市立夜間中学校広域連携協議会において、神奈川県教育委員会、相模原市教育委員会、各市町村教育委員会と連携を図り、情報共有することができました。	令和5年度同様、就学機会の提供について、神奈川県教育委員会、相模原市教育委員会、各市町村教育委員会と連携を図るとともに、教育活動の円滑な推進に向けた諸課題を協議することを通して、希望される方がいた場合には、広域的な就学を進めます。
教育総務部	学校教育指導課	外国語等教育推進事業		小学校は35人学級整備に伴い英語指導助手の総派遣時間数を増やします。	令和5年度では、小・中学校合わせて9人の英語指導助手が1520日派遣され、小学校中学年で1クラスあたり年間11時間、高学年は24時間、中学校では各クラスあたり11時間、指導ができるように調整しました。英語指導助手活用のメリットを意識した授業計画により、単元のどの場面で活用するか学校ごとの工夫がみられるようになり、児童・生徒の意欲が高まるなどの成果が出ています。	令和6年度は、派遣契約2年目であり、プロポーザルにより次の2年間の委託業者を選定します。今後も、英語指導助手の派遣日数について、学校のニーズに応えられるよう研究していくとともに、現状の体制の中で英語指導助手の年間計画での位置付けや、日頃の授業との関連の持たせ方など、その効果的な活用法について検証します。
教育推進部	社会教育課	文化資料館跡地処分事業		博物館のオープンに伴い廃止となった文化資料館跡地の売却処分に向けて、建物解体のための事前調査及び事後調査を行います。令和5年度中に解体し、売却手続きを開始します。	建物解体のための周辺家屋事前調査を実施し、解体工事を12月までに完了しました。また、周辺家屋事後調査と売却手続きに着手しました。	引き続き、周辺家屋事後調査を実施し、事業完了を目指します。
教育推進部	社会教育課	民俗資料館保存活用事業		旧藤間家住宅の耐震改修、旧和田家・旧三橋家・旧藤間家住宅の新たな活用に向けた仕組みづくり、旧三橋家住宅の耐震改修工事に向けた取り組みを実施します。	旧藤間家住宅の耐震改修にむけて、保存活用計画の策定に着手し、補助金活用に向けて国・県と協議を行いました。また、旧和田家において、お話しやJAZZコンサートを開催するとともに、博物館で開催した「藤間柳庵没後140年企画展「幕末の柳島に生きる」」において、旧藤間家をサテライト会場としてイベントを実施しました。	旧藤間家住宅の耐震工事実施にむけて、耐震診断等に着手します。また、民俗資料館の活用を進め、次世代に継承するための持続可能な公開・活用の仕組みを研究します。
教育推進部	社会教育課	下寺尾遺跡群保存整備事業		下寺尾西方遺跡の保存活用計画の策定及び下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の見直しを行います。	下寺尾西方遺跡保存活用計画については、茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を4回開催し、素案を検討しました。また、下寺尾官衙遺跡群保存活用計画については、下寺尾西方遺跡保存活用計画の策定同時期の改定に向けて検討しました。	下寺尾官衙遺跡群保存活用計画については改定案を検討し、令和8年度の改定を目指します。また、下寺尾西方遺跡保存活用計画の素案については下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の改定案との調整を行い、8年度の策定を目指します。
教育推進部	社会教育課（博物館）	博物館管理運営事業		令和4年7月に博物館が、市内堤地区にオープンしました。この新たな学びの場で、「市民・利用者と共に考え、活動し、成長する博物館」の実現に向けた取り組みを推進します。多様な主体との協力・連携した教育普及事業や、市民ボランティアの育成、アウトリーチ事業、ITを活用した学びの機会の創出と魅力発信の取り組みを実施し、7年度までに博物館の認知度を高め、市内外の方への定着を図ります。	かながわの遺跡展のほか、基本展示替え（2回）、企画展（3回）、ワークショップ（9回）、ミニ展示（4回）、連携展示（1回）を実施しました。図書館と連携した民俗資料館でのお話し（2回）、公民館と連携した標本や勾玉づくりのワークショップとミニ展示（2回）やナイトミュージアム（1回）、青少年課と連携した星空観察会などを開催し、多様な主体との協力・連携した教育普及事業に取り組みしました。	博物館の展示、収蔵環境を生かし、企画展において市指定重要文化財等を借用して展示・公開します。引き続き多様な主体との連携を進めるとともに、市長部局と連携した事業の展開を検討していきます。また、市指定重要文化財である民俗資料館を活用した事業を行うことで、教育普及活動と文化財活用事業の連携についても取り組みます。
教育推進部	社会教育課（博物館）	デジタルアーカイブ構築活用事業	デジタル化の推進	市の所蔵資料を掲載したデジタルアーカイブの充実に取り組むとともに、市民・利用者の学習活動への利用を促進します。加えて、デジタルアーカイブを活用し、市内の文化財等のスポットの情報を収集できるスマートフォンアプリの利用を促進し、学習意欲の向上、利用状況データの観光や交通等のまちづくりへの活用を進めます。また、社会教育施設のWi-Fi環境を活用した講座や展示といった教育活動を展開します。	知的財産を閲覧できるデジタルアーカイブ「ちがたべ」（アクセス数：19,895回）、ポータルサイト（アクセス数：120,470回）、まち歩きアプリ「てくてく探偵茅ヶ崎」（アクセス数：11,795回）を開設し、閲覧数も堅調に推移しています。資料のデジタル化を推進することで普段見ることできない資料の細部、3D映像やVRツアーなどを学習だけでなくさまざまな分野での活用がなされています。	「ちがたべ」「ポータルサイト」では、コンテンツの充実を図るとともに「てくてく探偵茅ヶ崎」において、企画展などと連携した新たなコース設定を行うなどを実施します。また、これらのデジタルコンテンツの周知や利用促進に向けた取り組みを実施します。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
教育推進部	社会教育課（公民館5館）	ICTを活用した公民館事業のオンライン化		若い世代の公民館の利用参加の促進や参加者層の充実・拡大を図るため、各公民館のWi-Fi環境を活用して、非対面講座の拡充などオンラインを活用した公民館活動を実施します。 小・中学生がタブレット端末を活用した学習活動に取り組む場の提供や、シニア世代がICTの活用能力を身に付ける機会を提供することによりデジタルデバイドの解消を図ります。	公民館5館で企業と連携した講座について（4月：小和田公民館、5月：松林公民館、8月：鶴嶺公民館、2月：香川公民館、3月：南湖公民館）本会場を1館が担い、他の4館がサテライト会場として、ZOOMを利用し実施しました。 ゆかりのまちである岡崎市と2回（7月、12月）ZOOMを利用した講座を行いました。 各館で対面・非対面（ZOOMを利用）の両方での講座を実施し、シニア世代向けにはZOOMの使い方講座も実施しました。 小和田公民館では、7月に博物館で、3月に公民館で、松浪小学校児童対象に、1人1台タブレットを活用した事業を実施したほか、松浪中学校と連携した主催事業の進捗報告会を、1人1台タブレット及びGoogleMeetを使用して実施しています。 （デジタル推進課実績再掲） 国の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、民間事業者と協業し市役所本庁舎及び5公民館にて「スマートフォン教室」を開催し、80人の市民に参加いただきました。	各公民館のWi-Fi環境を活用し、オンライン講座の充実を図ります。引き続き、企業との連携を図り、5館での講座を実施します。 GIGAスクール端末対応のGoogleの活用も視野に入れ、学校との連携も図ります。
教育推進部	社会教育課（鶴嶺公民館）	施設維持管理業務（予防保全）（鶴嶺公民館）		防災設備・弱電設備改修工事を行います。	令和5年9月に契約を締結し、6年1月に改修工事を実施する予定です。	令和5年度で事業が完了する予定です。
教育推進部	社会教育課（鶴嶺公民館）	施設維持管理業務（鶴嶺公民館）		キュービクル内のブレーカーの改修を行います。	令和4年度に実施を前倒し、令和5年3月に改修を行い、事業が完了しました。	事業は完了しています。
教育推進部	社会教育課（松林公民館）	施設維持管理業務（予防保全）（松林公民館）		防災設備・弱電設備・強電設備改修工事を行います。	令和5年10月～12月で電気設備改修工事を実施しました。	事業は完了しています。
教育推進部	社会教育課（松林公民館）	施設維持管理業務（松林公民館）		強電設備PCB使用製品交換工事、屋根・外壁改修を行います。	令和5年10月～12月にPCB含有疑い機器交換及び移動運搬修繕を実施しました。	屋根・外壁改修工事について、建物維持管理上の点検を行いながら対応していきます。
教育推進部	社会教育課（南湖公民館）	施設維持管理業務（予防保全）（南湖公民館）		防災設備・弱電設備改修工事を行います。	令和7年度に実施予定です。	令和7年度に実施予定です。
教育推進部	社会教育課（香川公民館）	施設維持管理業務（予防保全）（香川公民館）		外壁・空調設備・弱電設備・防災設備・強電設備・エレベーター改修工事を行います。	令和7年度に実施予定です。	令和7年度に実施予定です。
教育推進部	社会教育課（香川公民館）	施設維持管理業務（香川公民館）		強電設備PCB使用製品交換修繕を行います。	令和6年1月に交換修繕を実施する予定です。	令和5年度で事業が完了する予定です。
教育推進部	青少年課	児童クラブ待機児童解消対策推進事業	保育園、児童クラブの待機児童解消対策	待機児童が多く発生する見込みである小学校区の民設民営児童クラブの運営事業者を募集します。また、保護者が長時間不在となる夏季休業中の不安を解消するための取り組みを行います。	令和6年4月開所に向け、待機児童の多い、松林・室田小学校区に民設民営の児童クラブを整備するため運営事業者の公募をしました。また、小和田小学校内に公設民営児童クラブを整備するため準備を開始しました。	令和7年4月開所に向け、待機児童が多く発生する見込みである小学校区に民設民営児童クラブを整備するため運営事業者の公募を実施します。また、待機児童の多い小学校区において1～3年生を最優先とした夏季臨時保育を実施します。
教育推進部	青少年課	子どもの家茅っ子空調機更新事業（予防保全）		空調設備改修工事を行います。	令和5年11月に改修工事を実施し、事業が完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。
教育推進部	青少年課	青少年広場フェンス改修事業		本村四丁目の青少年広場北側フェンスを更新します。	令和6年3月末までに更新予定です。	令和5年度で事業が完了する予定です。

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和5年12月末日）

事務事業に関する情報					進捗状況	
基礎情報					令和5年度の実績（見込）	令和6年度の実施内容や見通し
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	3年間の取り組み概要		
教育推進部	青少年課	性被害防止対策事業（児童クラブ）		児童クラブに通う子どもへの性被害などを未然に防ぐため、運営事業者へパーテーションやカメラの設置について補助を行います。	令和6年度からの実施に向けて、補助内容等の検討を行いました。	パーテーション等の設置による子どものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録など、設備における性被害防止対策を実施する児童クラブに補助を行います。
教育推進部	青少年課（青少年会館）	青少年会館施設及び設備等改修事業（予防保全）		防災設備・弱電設備改修工事及び高架水槽撤去給水方式変更工事を行います。	高架水槽撤去給水方式変更工事は、給水方式について関係各課と協議し、高架水槽及び受水槽が不要な直結直圧方式としました。	防災設備・弱電設備改修工事及び高架水槽撤去給水方式変更工事は、防災設備の一時機能停止及び断続的な停電、断水があるため、利用者の安全を考慮し、3週間程度休館して実施する予定です。休館について、関係各課等と協議を進め、利用者へ早期周知を行います。
教育推進部	青少年課（青少年会館）	青少年会館施設及び設備等改修事業		サッシ、強電設備改修、強電設備PCB使用製品交換工事を行います。	強電設備PCB使用交換工事は令和5年11月に完了しました。サッシ工事、強電設備改修工事は令和6年3月に完了見込みです。	令和5年度で事業が完了しました。
教育推進部	青少年課（体験学習センター）	茅ヶ崎公園体験学習センターの運営手法の見直しに関する事務		専門性の高い施設管理業務を効果的かつ効率的に行うため、現在までの利用状況等を踏まえ、指定管理者制度の導入など今後の施設のあり方を検討していきます。令和4年度に実施したサウンディング調査等を踏まえ、指定管理者制度の導入が市民サービスの向上につながると判断した場合は、5年度中に指定管理者の指定の手続きを行い、施設の目的である多世代交流のさらなる推進を目指します。	令和4年度に指定管理者制度の導入を決定したことから、5年度は指定管理者の選定の手続きを進めました。指定管理者募集にあたっては、多世代交流拠点としての役割の強化を重視し、7～9月に公募を行い、10月の指定管理者選定等委員会を経て、12月に指定管理者が指定されました。2月には利用者説明会を3回開催し、利用者への周知を図るとともに指定管理者へ業務の引き継ぎを進めていきます。	指定管理制度導入初年度であり、直近で市直営から指定管理に移行した公共施設の事例がないことから、市の指針による定期的なモニタリングに加え、細やかに運営状況を確認することで指定管理者と課題を共有します。地域とのつながりなど指定管理者を側面から支援し、さらなるサービス向上を図ります。また、5年後の更新時期を見据え、茅ヶ崎公園及び公園施設の一体的な管理運営について関係課と協議し、課題の抽出や分析を行います。
教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業（予防保全）		耐用年数を越えたパッケージエアコン及び非常放送設備の改修を行います。	パッケージエアコンの改修工事につきましては、教育施設課と実施に向けて協議し、空調設備の稼働機会が極めて少ない中間期に行うこととなりました。工事に際しては、安全を考慮し休館して実施する予定です。また、非常用放送設備の改修工事につきましても、教育施設課と協議の上、パッケージエアコンの改修工事と同時期に実施します。	引き続き、教育施設課と連携し詳細な日程やオペレーションを協議してまいります。また、工事規模の把握を進め、休館中における蔵書資料の出納可否や人員配置についても併せて課内で検討します。
教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業		冷温水発生機のオーバーホール及びキュービクル内進相コンデンサ交換（PCB）工事を行います。	冷温水発生機のオーバーホール及びキュービクル内進相コンデンサ交換（PCB）工事については、工事期間において空調設備の稼働ができていないことから、事前に館内への掲示やホームページでのお知らせなど利用者への周知を行った上で、令和5年11月から実施し、両事業ともに予定どおり完了いたしました。	令和5年度で事業が完了しました。
教育推進部	図書館	図書館利用及び貸出事業		図書館システムを更新します。また、新型コロナ対応として、無人受取ロッカーを活用した非対面型配本所を運営します。	図書館システムの新機能については、令和6年1月から稼働予定であり、既に決定している新機能については、11月の定例記者会見にて発表しました。無人受取ロッカーにつきましては、令和5年3月から、46の受取口を設けて稼働を開始しました。同ロッカーは非対面であることや24時間、受け取れるなど生活様式の多様化に対応していることから、12月末時点で4436回の利用実績となりました。	令和6年1月から、交通系ICカードやマイナナンバーカードを利用者カードとして利用できるほか、未所蔵資料（リクエスト）の提供依頼をホームページから行えるようになります。その他、新機能については、「広報ちがさき1月1日号」に掲載します。また、無人受取ロッカーが慢性的に混雑していることから、利便性の向上がさらに図られるよう検討します。
教育推進部	図書館	子ども読書活動推進事業		子どもたちが読書に親しむための環境づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行います。	4月23日（こども読書の日）に「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」を公表しました。小・中学校やブックスタート、就学前検診で概要版や冊子を配付し、計画の周知を図っています。ブックスタート（678人）、おはなし会、イベントの開催やブックトーク講師派遣（6校）といった定例的な事業を実施するとともに「小学校での読み聞かせ講座（全日程受講19人）」等を開催し、ボランティアの育成も進めました。	ブックスタートの周知について、広報シティプロモーション課と連携した移住促進の一環としての広報を検討しています。令和5年度は「#ちがさき」に「2024年1月から始まったセルフ貸出&スマホ貸出。5歳児と一緒に体験してみたら簡単らくらく&読書が楽しくなるシステムだった！」等の記事を掲載しています。今後も図書館の魅力を通じたシティプロモーションの可能性について、時機を見極めた広報に努めます。